

早稻田大學三十七年度  
史學科第二學年講義錄

奈良朝史

重野安綱

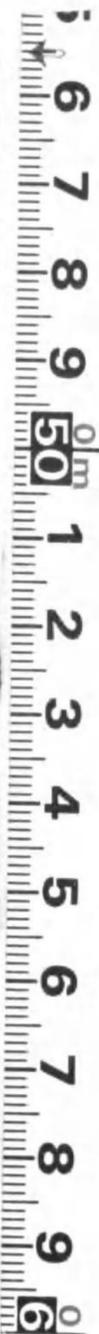
62-396



\*1200701681186\*

62

396



始



文學博士 重野安繹講述

奈良朝史



早稻田大學出版部藏版





奈良朝史目次

第一章 奈良朝史は從來儒者が深く之を精究せず  
 全く排佛主義に基づく佛教は奈良朝に至  
 つて發達成就し竟に國教となる……………一頁

第二章 大寶令頒布後新設の官職……………九

第三章 制度貨幣、度量權衡、市場貸借……………一八

第四章 佛教……………三五

第五章 第壹、光明天皇……………七四

          第貳、孝謙天皇、一道鏡……………八六

          第參、孝謙天皇、二……………九七

          第肆、孝謙天皇、三唐則天武后……………一一二

第六章	學問の方針	一三三
第七章	奈良朝文學	一三三
	第一、萬葉	一四〇
	第二、萬葉集宣命	一五〇
	第三、語部、風土記	一五七
	第四、古京遺文	一五七
第八章	女學發達	一六九
第九章	遣唐使	一七七
第十章	長屋王の叛	一九九
第十一章	廣嗣の叛	二一二

奈良朝史目次終

奈良朝史

重野安繹述

第一章

奈良朝史は從來儒者が深く之を精究せず、全く排佛主義に基づき、  
 佛教は奈良朝に至つて發達成就し、竟に國教となる。

奈良朝の歴史は緒言にも申置いた通り、先づ是れまでの學者達は、平安城のことは、  
 能く調べを付けてあるが、奈良朝のことは其の割に調べの付かないとが多い、夫故  
 に拙者は及ばずながら穿鑿の出来るだけは盡して置かうと存じ、一昨年から昨年  
 にかけて吉備大臣のことを調べて、右大臣吉備公傳纂釋」といふ著述を致した、此の  
 吉備大臣は世に有名な人で、其の事蹟は、大日本史にも本傳がある、然るに拙者は其  
 の、大日本史の本傳では盡さないと存じて、實は傳を先づ書換へた積りである、それ  
 は此の著書の初めに拙者が作った傳と、大日本史の傳とをならべ舉げてある、大日  
 本史の傳は字數凡そ千三百であるが、拙者の傳は三千三百字計りある、さうして其

の傳に付いて纂釋といふものを採へ、拙者の作つた本傳の字句をば舉げて、こゝからこゝまでは斯ういふ譯であるといふ引用書及び諸記録をば一々舉げて、さうして其の時事に關係あることをば纂釋に於て詳しくして參考になるやうに致したのが此の著書である。

吉備大臣は持統天皇の九年に生れ、奈良の朝元正天皇靈龜二年に二十二歳にて遣唐留學生となり、聖武天皇の天平七年に歸朝し、光仁天皇の始めまで仕へ、卑官から登用されて、遂に右大臣までなり、八十歳餘で死なれた、それで吉備大臣は元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁の六朝に歷仕した人で、奈良は七朝七十餘年であるから、吉備大臣は奈良の歷朝に歷仕されたといつても宜しい、それで奈良朝の事は吉備大臣纂釋に於て一通りは盡して居ると拙者は考へる、夫れ故に此度奈良七朝の事を講義致すに付いては、吉備大臣傳に於て調べたことと、其の漏れたることと、又其の傳に於ては少し忌み憚る所もあつて差控へたること等を取束ねて、さうして此度の總躰の講義に致す積りである、大臣の傳に於て調べたる事柄が往々重複することもあるが、これは題目が違つて此度の講義の方が廣くなるから差支ないところは重複して述べることもありませう。

右の通りの次第で奈良朝は兎角學者が不調べに致して置いたと存ずる、なぜ學者が奈良朝のことを調べぬかといふに、奈良朝は佛道が盛んにして彼の八宗(律、俱舍、成實、法相、三論、華嚴、天臺、眞言)といふ宗旨は奈良朝に起つて居る、尤も天台眞言は平安の都で出來たものであるけれども、總て宗旨の種子は奈良時代に萌して居るか、この二宗もかぞへ込んで奈良の八宗と云ふ、其のくらゐに佛敎の盛んな奈良の都であるから、佛者の方では奈良朝のことを至極大事にいふてある、又寺の建築や大佛のやうなものは皆奈良の朝に起つたもので、それが現存して今に至つて居る、夫故に佛者の方では奈良朝のことを大切に申して居るけれども、反對の儒者に於てはそれを悪くいうて居る、悪くいふ方であるから奈良朝のことは何か汚らはしいといふ考が儒者の方にある、夫故に「大日本史」を始めとして奈良朝のことを書くに善いことは舉げずして、悪いことのみを拾ひ舉げてある、殊に近頃の頼山陽の「日本政記」などは甚しく奈良朝を排撃したもので、政記の論贊中に五篇あるが其の内三篇は口を極めて誹謗罵詈してある、其の文は下條に載す、さういふ傾向で世間の

學者は奈良朝のことを書くのはいやでたまらぬから自然真相が埋没して世の中に現はれずしてそれが爲めに冤罪を受けた者が多い、併し歴史はさういふ形ちになるべきものでないから、拙者に於ては奈良朝の今まで人の調べないこと、又世の中に誤謬を傳へたことを訂したいといふ考が豫てあつたから、それで先きに吉備大臣の傳を書き、此度は早稻田大學の需に應じて奈良朝の話を第一番に致すことになつた、詳しいことは追々述べて行くが、先づ其の緒言に差亞いて復た一の緒言見たやうなものを述べて置きます。

元明天皇はゲンメウ天皇と普通に讀むけれども本當はグワンメウ天皇と讀むが宜しい、その次きの元正天皇、これも元の字をグワンと讀むがよろしい、メウとセウとが吳音なれば上も矢張り吳音に讀むが正當である、併しそれはいつれても宜しいとして、此の元明天皇は奈良の第一の天子で此の天子が奈良に都を遷されて、それから七朝の間たゞ一箇所にいまして遷都がなかつたから奈良七朝と元明天皇から數へる、此の天皇は女帝で、天智天皇の第四の皇女であつて、草壁皇太子の妃であつたが、草壁太子は早逝にて天位に即せられず、其の御胤を元明天皇かお産みな

されたのが次の元正天皇并に文武天皇である、文武天皇は元明天皇の前の天子であるが、文武天皇崩御になつてから其の御子聖武天皇があつたけれどもまだ御幼少であるから元明天皇が暫く帝位を繼がれたのである、是は丁度持統天皇が文武天皇の成長を待たれる爲めに女性ながらも位に即かれたと同様の譯である、元明天皇は在位八年で元正天皇が又女性で即位になる、といふのは、まだ聖武天皇が幼弱であるから、皇姉の元正天皇が位に即かれて皇弟の成長を待たれた、それで奈良朝は七朝とはいふものゝ、女帝が元明、元正、と二代續いて其の次の聖武天皇が男子で御即位、又其の次の孝謙天皇は女帝で始め皇太子になられて終に御即位なされた、それから間に淳仁天皇、淡路廢帝があつたが、孝謙天皇が之を廢されて、再び御位に即かせられた、其の時は稱徳天皇と稱し奉つる、さうすると奈良七朝の中四朝は女帝である。

我國の佛法は元と宮中から歸依になつて、さうして盛んになつたのである、尤も是は我國のみに限らぬ、何國でも教法は先づ婦人からはいるものである、佛法の本朝にはいつたのは欽明天皇の頃で、それから追々盛んになつたのは聖徳太子から

あるが、其の時の推古天皇も亦女帝であつて佛法に歸依なされた、是は蘇我馬子が外戚で大臣として佛法を好み、天子が女帝であつたから佛法が入込んで此の時も宮中から盛んになつて來た、其の次の皇極、齋明兩朝は一帝にして天智、天武の皇母にまします、これも女帝であつたから佛教が盛んであつた、何時も佛教の盛んになる前は女帝である。

奈良朝になつて四朝は女帝であるから自然佛教の信仰が朝廷に重くなつて來た、又僧侶は貴夫人方を歸依せしめて其の教を盛んにすることを務めた、宗教家は古今内外を問はず皆さうしたものである、故に奈良朝に於て佛教が盛んになつて、佛像の構造等が仰山なものになつたのも原因は、其處に起つて居るのであると思はれる、抑々我が大日本國、上古は敬神一道を以て政事教育を兼ねたる有様に見ゆれども、時世變遷し入智日に開くるに隨ひ、祭政一致とが政教一致とか云ふことは逆も行はれぬ、固より神道は我國の國體にして根元には相違ないけれども、神道を以て智巧日進の人民を教育することは出來ない、是非これは佛道とか儒道とかを借用しなければならぬ、神道は唯國體として此の上もなく尊重せざばならぬもので

あるが、神道には教育の道具がない、道具とは何ぞといふに、佛教でいへば經典、儒教でいへば經書、それに付いて佛者や儒者が解説を加へて中等以上の人には斯ういふ所で説き、中等以下の人には斯ういふ所で説くといふ、其の等級順序を拵へて、それから人民を導いて往くやうにするこれが所謂道具である、然るに神道は唯神様を崇拜するのみで人民を導く道具立がない、道具立がなければ教法は廣まるものではない、儒佛二教は共に其の根本となるべき道具立が揃つて居る、其の中別けて佛教は道具立が最も人情に適するやうに巧妙に出來て居る、儒道の方は少し淡泊過ぎるぐらゐであるが、佛教の方は委曲に人の心肺にはいつて往くやうになつて居る、其の教へ方も大乘小乗などと別けて大乘の方は現今でいへば哲理を持つて居り、小乗の方は通俗に解するやうに地獄極樂などを説いて、少し怪談も交へて説くやうになつて居る、兎に角道具立があつて、欽明天皇以來推古天皇、聖德太子、皇極天皇、齋明天皇まで徐々とはいつて來て居るけれども、まだ本當の物にならぬ中に奈良七朝に於てズツとそれが發達して八宗の基礎が立つやうになつた、それからして上下の教法を信ずる主義が愈々益々堅くなつて、それには即ち東大寺の大

佛などといふ世界第一の構造などが出来た、さういふ道具立を世人に示して悉く世界中の佛者を集めるやうになつたから、佛教の盛んになるのは茲にあるのである。又佛教の精神が今日まで我國の人民に染込んで國躰となり、又教法となり、神道、儒道と相混化して今日に至つたのは奈良朝に淵源して居る、詳しいことは聖武天皇以後の所で述べるが大躰はさうである、それで教育の道具立の揃つた奈良朝を佛に倣したとか佛に偏したとかいふ儒者の議論を以て謗るのは抑々我國の佛の教法を成熟したる本を破壊誹謗するやうになる、拙者に於てはさういふ道理のものではないと存ずる。

## 第二章

### 大寶令頒布後新設の官職

#### 地方官 國司 郡司

#### 法律學

文武天皇大寶二年に新令發布あつてより以來時々新官職が出来た、之を令外の官といふ、先づ參議といふもの、これが令外官の尤も顯要なるもので、後世まで存置して即ち御一新後までもあつた、此の參議は奈良朝元正天皇の養老元年に、藤原房前(從四位下)を以て朝政を參議せしむとあるが初めてであると云ふけれども、實は其の前文武の大寶二年即ち新令發布の年に、使大伴、安麻呂(從三位等五人)(姓名は略す)參議、朝政といふ事があるから、此の時が初めぢやといつてよい、但し文武の朝は唯一度で、元正の朝は引續き選任され終に永制となつたから、諸書に此の時を初めとしてある、偕又大寶以前に太政大臣に任ぜられしは、天智の皇子大友(弘文天皇)、天武の皇子高市二人ばかりで、其他の親王は皆知太政官事に任ぜらる、知太政官事は唐官參知政事の類にして、本官ではない、但し之に任ずる者は親王諸王に限ること、太

政官を總裁するは太政大臣と同様である。此の知太政官事は天平年間まであつて其後は絶えたりやうに見える。

參議は太政官中本官の外に人才を選んで之に任ぜられた。天平中に主典以上三百九十六人をして各々其の知る所を挙げしめ、鈴鹿王(高市皇子の子)葛城王(美努王の子)後に橘(諸兄)藤原(宇合)藤原(麻呂)大伴(道足)多治比(縣守)等選に中るとあれば、今の投票選舉のやうなものである。前の房前とこゝの宇合(麻呂)三人は、鎌足の孫不比等の子で、兄弟揃ふて公選せられた。大臣以下の諸官は大寶令の制定なれども、實は大化の改革に基づいたもので、其の大臣納言等は概むね門地に因つて任ぜられ、大化の後既に百餘年を経て随分古くなつたから、此度新に人才を登用して朝政を參議するやうになつた。そこで參議は餘程重い官であるが、位は四位相當としてある。凡そ朝官三位以上を公卿と稱し、堂上といふが、參議は四位相當官で堂上の格を有して居る。これは參議に限ることである。職原抄に「參議者、諸臣之四位已上有其才之人、奉勅參議官中政之意也、故非正官」とあり、四位以上とあれば必ず四位に限ることではないから、堂上の格を持たしたものであらう。官職知要には、四位の參議を以て規

模とす、これ、三位の勞を経ずして直に任ぜらるゝ故なり」とあれば、全く參議は人才登用の爲めに設けられた官と見える。

また和銅年中に貢人(位子)は父祖の位階に因つて考選するもの(無考入選)白丁の冒名預考等の流弊を改め、諸國の博士醫師の考選も改正あり、郡司の主政主帳などは是迄國司の手謀ひにて選任せしを、改めて式條に準し、試験を経て補任することとなる。かゝる類は皆宿弊を釐革して、人才登用の道を立てたるものにて、其の他も推して知るべし。

養老二年に按察使を置き、天平三年に畿内の總管、諸道の鎮撫使、四年に東海東山、陰西海の節度使を置かる。いづれも令外官にて、其の職掌、按察使は國守を以て兼任し、二國若くは三四國を管せしめ、七道の中西海一道は按察使を置かず、(太宰府に委す)若し國司に不法の事あれば、按察使みづから巡省し、徒罪以下は斷決し、流罪以上は奏聞す、部内善く治まり、人民業を務むれば、奏聞して其の國司郡司を褒賞す、諸國飢饉すれば、正税及び義倉を發して賑救することを聽るす、又畿内には攝官と云ふを置かれた。其の職掌は諸國の按察使と同様と思はる。稱徳帝以後に至り、諸國の按

察使を廢し、陸奥出羽ばかりは邊要なるを以て存置せらる、さて天武の朝に使を諸道に遣はして國郡司百姓の情狀を巡察せしむと云ふことがあつて、文武帝以後も時々巡察使を發遣せらる、按察使はこれに基づかれたるものと見えるが、但し巡察使は所謂臨時官であつて、其の巡察事條も臨時に量り定むとあれば按察使とは少しちがふ、偕又畿内總管諸道鎮撫使はいづれも帶劔官で、平安朝の檢非違使現今の警視官と同様であつて、徒黨誹議、盜賊妖言、邪曲冤枉等を察知して之を搜捕するもの、節度使是れは全く唐官の名稱を用ひられたるものと見えるが、鎮撫使の變名ぢやと云ふ説もある。

地方の官制は、一國に守介、掾、目、史、生、博士、醫師を置き、史生以上を國司と稱す、一郡に大領、少領、主政、主帳を置き、少領以上を郡司と稱す、此の制度は大化改革より始まり大寶令にて確定したもののなれども、元來國造、伴造等が部曲田莊を私有せし習慣が染み付き、名は國司郡司と易つても其の情弊は依然舊の如くにて、奈良朝となり元明元正以降に按察使、鎮撫使等の官を設けられ、黜陟賞罰を嚴にし、反覆丁寧の告諭あつても、兎角朝意の如く行はれぬ、其の情狀は續日本紀に載せたる歷朝の詔勅で

能くはかる。

國司は四年を一任期としたもので、四年交代である、併し一任期では所得も少ないから、延期をするが例のやうになつて居る、其の延期をするには彼方此方奔走して延期になるのである、所が始めが四年では短いといふので、後には六年に改めたこともある、即ち孝謙天皇のときに六年となつた、所が妙なもので國司は前には四年、後には六年で、さうして一任期くらゐは重任するものが出來たが、詰る所交代しなればならぬが、交代することになると、其の前國司は其の土地に土著することになつてしまふ、是は自然さうなる譯で、我が在任中に田地を買つたり、或は別莊地が出來るやうになる、例へば武藏の國司であつて後に武藏を離れても矢張り其の土地に住居して在任中を買つた地面や家作などを、人民に貸付けなどして貨殖のことを計るやうになる、それを在應國司といふ、在應國司は本當の國司ではない、舊國司で任期が満ちても京都に歸らずに其の土地に居るのである、在應國司の名稱は後世までもある、鎌倉時代の末に北條高時征伐の繪旨令旨等に「相模國在應北條高時」とある、是は相模國に在付いて居る北條高時といふことである、其の在應といふ字

は奈良朝の時分に起つたのである、其の在應國司は土地人民を私有して盛大になつて、遂に大名になるのである、諸國の源平又は藤原氏など、其の祖先が任國に在付いて、子孫代々土地人民を私有して豪族となり、遂に後世大小名となつて勢を爲すのである、大化の改革前は國造、伴造が古代より其の土地神社の祭祀を司り、其の部曲の人民を支配して居た所が、改革に依つて、國司、郡司を置かれ、任期毎に交代する制度を設けられたが、それでも在應國司と稱して其の土地人民を私有し、果ては大、小名となるやうなもので、一害を除いても亦隨つて一害が生ずるから、歸する所は同一である俗に云ふ杵キヌを取換へて米を搗くやうなもので、萬世弊害のない制度はないものと見える。

國司は右の如く四年又は六年交代であるが、郡司は終身官である、今日の郡長に當る役目であるが、是も國司、郡司と並ひ置かれた最初には國司と同じく交代する制度であつたが、郡司を交代させるのは無理であるといふこととて、終身官にしてしまつた、郡司は管に終身官になつたばかりでなく、遂に世襲官になつて其の身一代でなく、代々勤めることになつた、そふすると大化以前の國造、伴造、稻置、縣主等が世襲

せし時と、格別の相違はないこととなつた、先づ奈良朝の官吏の制度で重要なものは凡そこのくらゐなもので、尙この外に軍官等もあり、又淳仁天皇、淡路廢帝の朝に異様な官名が起つた事があるが、これ等は追々跡で述べやう。

近江の朝、天智、唐制に倣つて律令を制定せられしより、藤原の朝、文武に在つて發布せられ、是から法律を研究することが始まつた、朝官又は國司、郡司に平日律令を講せよとの詔勅追々下りし事、國史に見ゆ、大寶令發布より奈良朝の初めまで僅十年前後であつて、まだ生煮ナマニなものであるから、之を實地に施す場合には餘程不都合なことがある、其の上元が唐國の制度に依り、それを斟酌折衷して出來たる法律にて、丁度御一新後に佛蘭西の法律を司法省で採用して、本邦の國體人情に引合はせ新法新律が出來たと同様で、なか／＼容易にわかるものでないから、頻りに講習討論して實地に施行するようになる、それが爲め國司には博士が付屬して居る、又中央政府(太政官)には、才學あつて政事法律に明かなる官人がなくてはならぬ、そこで參議と云ふが始まつて大織冠(鎌足)の孫三人が參議となつた、全體藤原家は代々政事法律に明かなる人才の出來る家柄で、大織冠を始めとし、政事法律の學者と云つてよ

い、固より大寶令の本作りは近江の朝なれば大織冠の贊書に出てしは勿論にて、之を修正して新令(大寶令)となしたるは不比等の力と見ゆれば、律令は此の家の專業である。藤原家は外戚の譯ばかりで朝廷の最大貴官となつたやうに考へられるが、成程外戚の譯もあるけれども、全體が政事法律の家柄であるから、自然國家の大政に參與して其の主任者となるべき資格を持ちて居る、此の家風は曩祖天見屋根命アヅミノネノミコトが祭政主任から來たと云ふ説を余曾て或る雜誌に出して置いた。

淡海公不比等の子が四人あつたが、參議になつたのは三人である、房前の兄に武智麻呂といふ人がある、是が不比等の嫡男に當る、この人は參議の出来る時は既に三位中納言になつて居る、其の次が房前、次が宇合ウカヒ、次が麻呂、其の武智麻呂の家を南家と稱し、房前の家を北家といふが、是は其の居所で南家北家といふのである、宇合は式家ウキヤと稱したが、是は式部太夫になつたからそれで式家といふ、末子の麻呂は京家キヤと稱したが、是は左京太夫になつたからである、南家、北家、式家、京家、いづれも皆代々朝廷の貴官となつて居る、其の中で北家の房前の子孫が一番榮えて來た、近衛、鷹司以下の五攝家は皆北家の子孫である、俗に武智麻呂を、タケチマロと讀むはよく

ない、ムチマロと讀まずはならぬ、ムチは繁茂の義で茂をモチと讀むも同義ぢや、此事は武智麻呂傳(羣書類従の傳部に載す)に見えて居る、ところが此家は繁茂せずして其の次ぎの家が繁茂した、これには仔細があるがそれも跡で。

第三章

制度 貨幣 度量權衡 市場 貸借

元明天皇の御代に至つて年號を和銅と改められた、此の和銅は有名の年號で世人が和銅年間と能く稱へる、天皇の御一代七年つゞいた年號で、この七年間に色々な事が出来た、先づ武藏國秩父郡から和銅を獻じた、因つて改元がある、和銅は自然銅とて、其の形も名も種々あつて、銅山には必ずあるものなるを、當時の人は見初めて珍らしいから獻上したてであらう、自然銅の事は、小野蘭山が本草啓蒙、佐藤信淵が山相秘録等に詳しい、本居宣長は熟銅と解したが、熟銅は生銅に對した名稱で、鍛練した銅を云ふ、其の時の詔に「自然に作成和銅出在」とあれば、自然銅であつて熟銅ではない、さて此の祥瑞に因つて銅錢鑄立が始つた、是れに政略のあること、それは下に云ふ、尤も銅錢も此の前からあつたけれども、韓國(新羅)から這入つたらしく見える、抑、我國に貨幣を使用せしは、天武の朝に銅錢を用ひて銀錢は用ふるなど云ふ勅命が見えて居るけれども、當時の銀錢銅錢とも韓國より奉獻たらしい、又持統の朝に

鑄錢司を置かれ、文武の朝に鑄錢長官も出来たけれども、それは名目のみで、本當に鑄立たならば其の形質等が傳へてある筈なるに、それが無いを以て見れば、實際鑄製はなかつたと思はる、此の理由は下文に述べ、和銅のは其の形質又實物も傳はつて居る、(下に見ゆ)そこで和銅元年に催鑄錢司と云ふを置かれ、多治比、三宅麻呂をして其の事を掌らしめ、始行銀錢代、舊錢とあれば、舊錢は韓錢と見える、又近江國で銅錢を鑄させて、銀銅錢とも其の文は、和同開珍の字を用ひ、其の形は正圓で、真中に方孔あり、周邊と孔邊とに肉起り、それも方と圓と、其の一面孔の上下左右に錢名を書いてある、爾後歷代の錢はみな此の制に仍つたもので、唯形の大小掛目の輕重が違がふだけである、和同銀錢は、徑、八分、重、二錢一分強、銅錢は、徑、同上、重、一錢或、八分、今の寸方掛目で、前に述べた通り天武持統の朝より銀錢を用ひられたのが廢された、どうしても銅でなければ貨幣が多く出来ない筈のものであるから、銅は誠に大切なものである、銅の大切といふことは昔から知つて居た、それから鑛物は先づ金、次に銀で金銀を尊んで居たが、實用上には銅でなければならぬ、所が此の頃幸に銅鑛が所々に發見したから、銅錢を盛んに鑄造するやうになつた、是れが御代の開けんと

二〇〇  
ずる徵候であつて、和銅元年の詔に、神祇の佑くる所仍つて改元大赦して、普く恩澤を宣布すとある、是れが所謂政略、猶ほ詳しく下文に述ぶ、是れから鑄錢所を諸國に置いて鑄製が始まつた、其の場所は河内が鑄錢司の本局で、其の他近江播磨太宰府は史に見えて居るが、此の外にもあつたであらふ、さうして官錢でなければ通用はならぬ、私錢は一切禁ずることになり、私鑄者は斬罪、従は没官、奴婢、家口は流罪、五保の知つて告げざるは同罪と云ふ法律である、是れも大抵後世の準規となつた、借又貨幣の本位は矢張り銀で立て、銀錢一を銅錢二十五、一兩を一百錢と定めたが、やがて二百錢となつた、錢がだんく多くなつたゆへであらふ、後世までも銀何匁、錢何貫文といふ、本位は銀で立てゝあるは古法である、又物品との比例は、穀六升を銅錢一文に當てる、定めてある。

貨幣の新製が右の通りになりて來たから、度量權衡も出來なければならぬ、運びになつた、即ち和銅六年に、改定度量權衡と云ふ命令が出た、抑々我國の度量衡は餘程前からあつたが、是も始めは矢張り韓國から來たものと見え、高麗尺といふが、尺度の最古のものである、量は國史に顯宗帝以後斗斛の法ありと云ふてある、權衡は崇

峻帝の朝、吳の國に使を遣はされたとき、彼國の權を持歸つたが、其の名は何といふかと問ふたら、吳國の言葉で「ハカリ」といふ、即ち其の名を採つて後世でも「ハカリ」といふと國史に見えて居る、舒明の朝に斗升兩の法を定むと云ふ事が諸書に見えるけれども、其の制は詳かならず、大抵度量より量を生じ、量より權衡を生ずる順は漢土の制に同じく、漢土の制、黃鐘の管九寸が度量權衡の本とある、即ち高麗尺を用ひて地を度り、方六尺が一步、一步に米一升を得、是れが大升、五歩に稻一束を穫る、是れが大升、大化の改革に、方五尺を一步としたが、やがて前制に復し、大寶令の定めとなり、度は十寸を一尺とし、大尺が一尺二寸である、それから量は十合が一升、是も大升は三升である、權衡は二十四銖が一兩、十六兩が一斤、三兩が大兩、一兩といふ、地面の寸尺は大尺の五尺が一步、三百歩が一里、凡そ地を度り、銀銅穀を量るは大を用ひ、其の外は官私とも悉く小を用ふ、此の大寶令の定めは、高麗尺を用ひて大尺と爲し、小尺は唐大尺を用ひたと見ゆるが、和銅の改定には、度量衡みな唐制に従ひ、官私とも悉く大を用ふ、但し晷景を測り、湯藥を合はするは小を用ふとある、是れより高麗尺は遂に廢した、後世これに依り、少々の變更はあれども、兎も角奈良朝の制度が基礎に

なつて居る、尙詳しいことは度量衡の書もあるから、それに譲つて置く。  
 度量衡の書物のことに付いて附言して置くが、我國度量衡のことは大寶令に見え  
 て居る、即ち上文に述べたるものが其の大要である、それから延喜式には大分詳し  
 くなつて居る、此の二書の注疏類令義解、令集解、政事要畧、交替式等の書は古くより  
 傳はり世間にも多くあるが、近世に至り享保の時分物徂徠が度量考といふ書を拵  
 へた、それから段々詳しくなり、支那の法も比例したり色々して、伊藤東涯の制度通  
 などにも一通り見えて居るが、支那法の比例或る部分はまだたしかでなかつたの  
 を、近頃狩谷接齋が度量權衡考といふものを著はした、是はまだ上木にはならぬが、  
 除程詳しく調べてある、流石は狩谷接齋で、これは固より商人であるから、度量衡の  
 ことには最も詳しい、其の人の著はした書の度量權衡考や和名類聚抄箋注など、凡  
 そ制度上に涉るものは、是までの學者の書いたものとは違つて居るから、序にちよ  
 つと述べ置く、猶ほ此の外にもありませう。

民間市場の制并に貸借の事、昔し大和に餌香の市、海石榴の府など云ふがあつて、  
 商人が交易するに運上金（市征）を出さしたが、大化の改制より運上を廢し、大寶令に  
 至つて東西市司を置かれた、市場の時間は午時より日入までと定め、官私の交關估  
 價の標準を立て、毎肆に行名を標記し、男女は別坐す、官司未だ交易せざる前に、諸蕃  
 （外國人）と交易し、及び弓箭兵器は諸蕃と市易するを得ざる等、奈良朝もみな前令に  
 依る、委細は令義解に見ゆ、たゞ銀錢銅錢を用ひ、錢穀貿易の法は和銅以後の新令に  
 て務めて物を以て物と交易するの習慣を變ずるを要旨となせり、餌香市の如きは  
 奈良朝の末まで存したり、諸國に四日市、八日市、十日市、六日町など地名今に存する  
 は、定日の市場を立てたるものにて、奈良ごろよりのものもあるなるべし。  
 さて貸借法は、公私ともに六十日を一期とし、利息は八分の一に限る、八期を過ぐる  
 も一倍に超え及び利を元に立るを得ず、是を利息一倍の期と曰ふ、息倍期満ちて償  
 ふ能はざれば、身を役して折酬し、逃亡すれば保人代償す、質物は物主相對に非ざれ  
 ば所司に告げて對賣し、剩餘を主者に還へす、此の法は後世までも行はれたり。  
 昔は錢を使ひ馴れなかつたから、折角錢が出来てきたけれども、それを用ふる術を  
 知らぬにより、やはり品物を以て交易する風習がぬけないところを、丁寧に告諭が  
 あつて、やう／＼使用の方は知れたが、又たい物を買ふものであると云ふ譯だけが

わかつて来て、之れを貯蓄することは一向にしない。錢は唯其の當座の用に使つて往くのみであつた。それは困つたことであるといふので、蓄錢叙位法といふものを立てられた。即ち錢何貫文貯蓄したといふことを届出れば位を授けられて貯蓄を獎勵された。ソノなことをして追々錢を貯へることを覚えさせた。全く無位の者又白丁といつて軽い使丁でも蓄錢が七貫文乃至十貫文出来れば位に叙せられる。又郡司(今の郡長)を勤むれば在任中拾七貫文貯蓄しなければならぬ。尤も郡司でもするくらの人て商賣をする氣遣ひはない。潔白の人物であるが、追々立身しなければならぬ。悪い所に居る郡司が良い所に轉するとか、又は郡司から他の官に轉するとか、其の勤功に依つて榮進する、其の榮進するとき、前に郡司在任中六貫文の錢を貯蓄するとの出来なかつた者は榮進するのを許さずとある。夫れ故に是非とも錢を蓄へなければならぬ。ソノなとて又獎勵した。昔は誠に質朴なものである。今日役人て蓄財したといへば悪い評判ばかり立つが、昔は却てそれを獎勵し制度を以て錢の大切なるを知らせるやうにした。それで段々と錢が尊くなつて来た。是は後世と比較して見ると全く反對であるが、當時の風俗は斯ういふものであつた。

初め蓄錢叙位令が出た時に、他人の錢を借りて官位を得る者は、徒一年の罪を科し、其の錢は沒官與者は同罪と云ふ法律が出た。同時に上文に述べた私鑄錢の極刑(斬罪)を定めらる。又此頃役夫運脚及び行旅が、資糧を齎らし重荷に苦しむを以て、必ず一の錢囊を持たしめ、豫て國郡司をして富民を募り、米を路傍に置き勝手に賣買させ、一年中に米百斛以上を賣た者は、其の名を奏聞せしむ。又田の賣買は、錢を以て價を定め、他物を用ふるを得ず。犯す者は田貨共に沒官。且つ違勅罪を科す。國郡司は降等。又は解任。又擇錢の法律がある。凡そ官錢は擇り分くることはならぬ。違ふ者は杖一百。若し濫惡の錢なれば、主客相對で破棄して市司に送る。當時上下の給祿も或は錢貨を交へ、調庸諸物も錢を以て收め、錢五文を布一常に準す。市場交易は錢と穀帛と兼ね用ひしむ。後世まで其の法に因る。

天平寶字四年(淳仁)敕、錢之爲用、尤爲利便。頃者私鑄漸多、姦濫殆半。今遽禁斷、恐致騷擾。宜鑄新錢、與舊並行、以益上下。とあつて三種の新錢が出来た。銅錢を萬年通寶、銀錢を太平元寶、金錢を開基通寶と曰ふ。金錢は此れを始とす。金錢徑り八分重さ三錢一分強。天平神護元年(稱徳)にも新銅錢が出来た。神功開寶と曰ふ。奈良錢はこれが終りて

ある。

聖武帝の天平二十一年に陸奥國で初めて黄金を發見した、我邦に黄金の出たは此時が始めてある、因つて天平感寶と云ふ年號になつた、抑々金屬發見に因つて改元になつた例は、奈良朝に前後三度ある、初めは文武の大寶(對島出金)中は元明の和銅終りが聖武の天平感寶である、大寶より感寶まで四十九年間七年號の中に三年號は金屬發見に因る、これに歴朝朝意の存する所が窺ひ測られる、夫れ年號は天下萬衆の共に戴くもので神佛の呵護冥助に因りかゝる瑞兆あつて、未聞の國寶發見し、詔敕又盛んに稱揚せらる、誰れか勇躍欣抃せざらん、此の機會に乗じて貨幣鑄造の舉あり、大寶の出金は其の結果宜しからず(下に述べ)其の儘ですんだか、和銅に至つていよいよ發行となる、和銅の後二三十年貨幣は既に十分に行はれ、今度は國教確定の期となり、黄金發見があつたから、此の機會に乗じてます、佛敎興隆の事となる、(詳はしくは下文に述べ)昔し年號の始まりは、白雉(孝德)白鳳(朱鳥)天武(みな禽)鳥の祥瑞で、其の名を用ひられたばかり、別に意義はない、後の慶雲(文武)靈龜(元正)神龜(聖武)も同例なるが、大寶外二號は前述の通りなれば、殆んど祥瑞を利用したとい

つてもよい、年號一事でも時勢の變遷人智の開進が見える、讀史者宜しく前後を達觀して文字の外に了解する所あるべし、

天武二年に、對島守忍海、大國白金を貢す、因つて之を神祇に獻じ之を群臣に頒ち、大國に位小錦下を授けらると史に見えたるを、大日本史の食貨志に、白金を出すの始めとあれども、其の産地も言はず、且つ對馬より獻せしなれば、尙ほ韓國の産かもしれぬ、しかし帝の鑛物を重んじ給ひて造幣の思召ありしとは窺ひ知るべし、持統帝二年に、伊豫守田中法麻呂、宇和郡御馬山より出てたる白金三斤八兩、一籠を獻ずるとある、是れぞ白金の初出なるべし、因つて八年に鑄錢司を置かる、文武帝の二年に、因幡周芳銅鑛を獻じ、伊豫伊勢白鑛を獻じ、伊豫又鑛鑛を獻じた、是歲對馬をして金鑛を治せしむとある、四年丹波錫を獻じた、大寶元年使を陸奥に遣はして金を治せしむ、既にして對馬黄金を貢す、因つて建元すとあれども、此の冶金獻金は果して黄金であつたかわからぬ、或書には黄金を白金に作つてある、此の時の獻金は三田、五瀬(大倭人)と云ふ者、右大臣大伴御行を欺いて、韓地の産を以て獻じたと、或書に見え、對馬は銀の産出は後世まで絶えぬが、金は其の後一度も見えぬから、詐冒ならん

と食貨にも辨じてある、獻金の賞に、五瀬に封五十戸、田十町、純綿布鑿を賜ひ、島司郡  
 司等位を進め物を賜ひ、御行は既に死するを以て其の子に封百戸、田四十町を賜ふ、  
 と。ところが天平二十一年、陸奥の産出は本當であつたから、誠に目出度事である、御代  
 の榮える瑞兆であるといつて、全國の人民大に喜び、すめらぎの御代さかへんと吾  
 妻なるみちのく山にこかね花さくと云ふ歌までも出来た、此の歌は大伴の家持卿  
 の作で、万葉集卷十八に載す、長歌も添ひたり、らはるこはくに作つてある、是まで上  
 下熱心に希望した貴重の黄金が始めて出たといへば、成程是れは天の賜物と仰ぐ  
 譯である、そこで聖武帝も愈々盧舍那佛の功德と思召し、皇后皇太子百官有司を率  
 ゐて佛前に稽顙拜跪して三寶の奴と稱し給ひ、長文の詔敕を降して天下に告諭せ  
 らる、大佛の鑄造は天平十五年十月に着手、其の時の詔に、金銅の佛像を造り、國銅を  
 盡して以て象を鎔すとあれば、銅は國産で間に合ふも、銅像の出来上り裝飾等塗金  
 とあるに黄金がなくならぬ所に、丁度國産の金が出た、銅像數度改鑄等は他書に  
 讓る、實に不思議の瑞相にて、帝も念願成就と思召され、この年の七月に位を皇太子  
 に讓られて太上皇になり給ふ。

黄金の出た事に付いては、當時の歴史を始めとして、いづれも神佛の冥助利益で、恰  
 も佛像成功の時に際會したと書いてあるが、人事を盡してこそ天助もあるわけ、決  
 して偶然に此の事があつたではない、是まで歷朝鑛山探掘の事業に心力を竭くさ  
 れた結果で、是れに所謂遠因もあり、近因もある、遠因は前に言ふた、其の近因はど  
 ういふ處にあるかといふに、其黄金の出た所の陸奥國の國司は陸奥守從五位上、百  
 濟敬福(百濟王禪廣の孫)といふ歸化人であるが、此人は當時奥州の國司であつて、我  
 が管内小田郡に黄金が出たから早飛脚で献上したから、早速朝廷は改元を行はれ  
 其の功に依つて敬福に従三位を授けられた、やがて又敬福は黄金九百兩を獻じた  
 と史に見える、さうして見ると敬福は韓國の鑛山探掘法并びに冶金術を知つて居  
 て小田郡の鑛脈のある處を調べて掘出し、冶金して現物を獻じた、是迄所々の出金  
 は、鑛物の鎔冶せざるものなるべし、全く是は韓地から開けて來たといつて宜しい、  
 (扶桑略記に、東大寺大佛料の黄金を買はん爲め遣唐使を企だてられしに、宇佐宮の  
 託宣に此の國に出づべしとありければ、如意輪觀音像を今の江州石山寺の地に安  
 置して、良辨法師祈誓せしかば、不日陸奥より獻金の事あり云々、今昔物語東大寺要

録も之を載す、韓國今こそ鑛山を閉鎖して採掘しないが昔は早くから鑛山の開けた處である。其の證據は神功皇后三韓征伐のとき、神様が仲哀帝に告げたまふには、海外に金銀の國があるから其の國を取るが宜しいといふことであつた。所が仲哀帝は一向海外に國がありさうもない、神託は恐らく虚言であらうと思召し、御用ひなくて崩御になつた。神后皇后は遺憾に思召し、神託に隨ひ三韓征伐をなされたといふ事がある。其の處に黄金白銀の國とあるから韓國には餘程昔から鑛山が開けて居たと見える。其の鑛山の盛んなる韓國の人が、我國に來て鑛山を開くことを教へて、始めて本當の黄金が出ることになつた。そこに丁度佛法を以て人民を教化しやうといふ聖武帝の御意で、是れも先朝からの思召を繼がれたのである。前にも述べ又下章佛教の處に言ふ所が、人民は兎角に何が不思議の事がなければ一致して信仰心を起さないから此の黄金の入用なる際に當つて偶然に黄金の出たのは、全く佛法を盛大にせよとある天意で斯る目出度き事になつたといふ所から、佛法は益々人民が尊崇する心になつた。

孝謙帝天平實字二年八月勅云、昔先帝(聖武)敬發洪誓、奉造盧舍那佛金銅大像、若

有朕時不得造了、願於來世改身猶作、既而鎔銅既成、塗金不足、天感至心之信、終出勝寶之金、我國家於是始有奇珍、開闢以來、未聞若斯盛德也。

右の詔勅を觀て、聖武の御精神を窺ひ奉つるべし。偕又百濟は三韓服屬以來、我朝廷に尤も忠順を盡し、齊明天智の朝に新羅に攻められて滅びたが、彼國の人は擧つて此方に來て種々の用に立つた。敬福は史に、爲人慧辯、有從政之才、聖武帝殊寵遇之、而放縱不羈、有人告貧者、傾貲振之、無則乞假而給焉、以故頻歷外任、家無餘財、とあり。鑛山などある土地の官人は、兎角貪汗がちのものなるに、敬福は全く反對である。此の人は後に南海道節度使、外衛大將、刑部卿となり、孝謙帝にも寵用せられた。さて此の奥州の黄金の出た處を俗に金華山といふ。今でもさう思つて居る人が多いが、今の金華山といふ處は牝鹿郡の内、石ノ巻から二十里も東北に當つて、我國の極東の出鼻である。拙者は少年のとき金華山に往いて地形は能く知つて居るが、海岸に山鳥の渡しと云ふ渡場があつて、小舟に乗つて凡そ半里ばかり往くと島がある。其の島が所謂金華山で小さい島である。其の島に眞言宗の大寺が一箇寺ある。其の寺の後ろの丘へ登つて往くと、坂の邊に金砂がピカ／＼して居る。其の金砂を

見てこゝが昔しの金鑛の跡であると案内者がいふが、金砂は何處にもある物である、それがあつたから鑛脈があるといふものではない、吾々も少年のときであつたから、成程金鑛の地は此處だと思つて居たが、後から段々調べて見るとそこではない、奈良朝時代に黄金の出た山は小田郡で、小田郡の牛飼郷といふ處、昔しは牛甘と書いてある、其の牛甘郷が後に牛飼村となつた、そこが即ち黄金の出た處で、今は其の神社が金華山にある、日本史の神祇志に、金華山の黄金神社は誤りぢや、此の社は湧谷の黄金山迫に在りと辯じてあるが、黄金迫は即ち牛飼村の内か、猶ほ尋ねべし、さて小田或は遠田に作るは同訓異字なるを、遠田を「トヲタ」と訓みて二郡とするは誤りなるべしと續日本紀考證に辯じてある、今は遠田郡となつて居る。

黄金が出たから年號を天平感寶と名付けられたことは前に述べたが、此の天平感寶は天平二十一年四月十四日に改まつた年號である、しかるに其の年七月日に又天平勝寶と云ふ年號に改められた、天平二十一年は前からの續きの年號で、それから同年四月に黄金が出たから天平感寶となり、又同じ年の七月に聖武帝が皇太子に讓位あつて孝謙帝が即位なされたから其の廉を以て改元して天平勝寶となつ

たが、一箇年に三年號は古今ないことである、年號が一年に三度變つては年契などに書きやうがない、二度なれば前の年號と後の年號と重なる例へば、慶應の四年は辰年で即ち戊辰である、それが其の年の九月に明治と改元があつたから、其の年首の一月に繰り上げて戊辰の歳は明治元年で慶應の四年は消えて三年丁卯で終る、書いた物は改元までは慶應四年戊辰何月と書いてあるから跡から書き換へて明治元年とせずばならぬ、不都合ではあるけれども外に致し方はない、所が二年號なれば一の年號が潰れて一の年號が立つて往くからまだよいが三年號では困る、年を割つて書くことは出来ないから三年號のときは中間の年號はなくなる、そこで年契年表の類みな天平二十年と勝寶元年と續いて天平感寶は全くない、此の年號改元の書法は支那も宋以後は我邦と同様である、全躰年號のない時代は、新君は間々年を越えて改元する例で倭漢同様であつたが、年號が始まつてから、漢史は年内の改號は月日に割つて書いてあつたのを、宋の司馬光通鑑を編輯する時、月日に書き分くるは面倒であるから、今の書法になしたが、是れは宜しくないとちやと清の顧炎武が日知錄に論じてある、予は此の論を至當と思ひ、國史の年號改元例へば天

平二十一年を改めて天平感寶元年と爲すとあつても、其の四月十四日までには前號を用ふる様に致したい、さすれば事實と能く合ひ、月日を追改する煩ひもなくなる、年契年表の類もみな此の例に従ふ、是れは妙な事であると思つて調べて見ると支那に其の例がある、唐の則天皇后の時に三年號のとがあつた、一年に萬歲、天壽萬歲と二年號あつて其の間に證聖といふ年號がある、其の證聖の年號は潰れて年契等には見えぬから、或人がいつの年號であらうかと質問したからさういふ年號は確かには見えぬが、もしか則天の時代ではないかと出任せに答へて置いて、さて唐書則天紀を調べて見ると果して則天の時であつた、なぜさう言ひ當てたかといへば、四字の年號は支那では則天我邦では孝謙帝が始めである、(天平感寶は聖武なれども、其の年に御讓位になり、爾後孝謙の再祚まで、總べて四字年號)孝謙帝は何事も則天の眞似をなされる、四字年號が其の通りなれば一年三號も同様ならん、三號ゆへに年契等に見えぬなるべし、彼の僞朝年號は別段と思ひしなり、さて孝謙帝はとかく則天の眞似をなされた事が多いと云ふ譯は、下に詳しく述べませう、

#### 第四章 佛教

奈良朝の始めに藤原不比等が左大臣にまでなられて、元明天皇の御代に歿した、不比等は鎌足公の二番目の子で家督をした所謂淡海公である、此の不比等は佛教が極く信仰であつた、尤も父鎌足公も佛教熱心で山階寺を興し、長男の定慧を出家させた、定慧は入唐して佛道を修業し、歸朝の後、父鎌足公の墓を大和の多武峯(田身嶺とも談峯とも書く)に建てた、又不比等は金堂といふを奈良に建て鎌足公の刻みたる釋迦の佛像をそこに安置して、金堂に於て鎌足が山階寺で創めた維摩會を再興した、これは盛んな法會で、其の金堂を興福寺と稱じ、之を以て藤原家代々の檀越としてある、是れはまだ奈良都の出来ない前で、既に大和の地に鎌足公の墓所あり、又興福寺といふ檀那寺がある、それに不比等の宮子媛は文武の宮に入つて聖武帝を生み後に皇太夫人と稱し、其の妹安宿媛は聖武の皇后即ち光明皇后で、孝謙帝の皇太后である、さういふ因みから奈良遷都にもなつた次第で、奈良都の西の極は今の郡山に近ければ、聖德太子建立の法隆寺にも連接して、旁々佛教根本地となつた

譯である。

佛教興隆は聖德太子の主意にて、太子蘇我馬子と力を戮せて佛法を興し以て國教となさんと謀られしも、不幸早世にて其の志成らざりしに、馬子が父入鹿孫蝦夷太子の子孫を廢殺して殆んど族滅に至らしめ、天下舉つて其の暴虐を惡むと史に見ゆれば、天智帝の蘇我氏を誅せられしは一つには太子の爲めに復仇せられ、太子の遺志を繼いで佛法興隆となる、みな鎌足公の輔佐に出でしなるべし、故に奈良の佛教は聖德太子に淵源し、中間天智鎌足と天武不比等とを経て、聖武帝に至つて大成せしと知るべし。

佛教の盛んになることは前述の如く漸次經過し、鎌足不比等父子の信仰と宮中の歸依とに因り、奈良朝前後に至つては抑遏られぬ勢ひなるも、民間では一般に佛法を信ずるといふわけにはなかく、至らない、それならば民間では神道を尊ぶかといへばさうでもない、神道も極く單純の信仰で、唯神怪を信ずる風俗が最も甚しかつた、是れは未開の時の風俗であつて、世界中何方も同様なもの、それが神道とか佛道とかを奉するやうになるまではなかく、年數のかゝるものである、今日開明の

世でも迷信の風俗が絶えぬやうなもので、神道に塊まるとか佛道に傾くとかいふのは知識の開けた上でなければ出來ないものである、そこで人民を治むるに、一つの教法を立て、氣長く之を誘導し、知らず識らず我が規則に就き他の邪道に陥入らぬやうにする、奈良朝の時安藝、周防の國々では死人の魂魄を祭つて吉凶を説くなどといふことが大に流行したことがある、又五畿内に於ては多人數群集して怪談を説き、人の亡魂を祈り、淫祠に類するものが諸所にあつたと書いてある、又御符といふものを以て種々の呪詛をする、呪詛は我邦には神代からあつたもので、大祓の祝詞にも畜仆蟲物爲罪などといふことがあるが、この呪詛は奈良朝殊に盛んに流行し、宮中並に皇族大臣等之が爲め罪せられた事が往々ある、(下文に見ゆ)それで當時の朝廷は是非とも佛教を盛大にして神怪を取除けやうといふのが第一の手段であつた、後世からいふと奈良朝は佛教を信じて佛教に溺れて居たやうであるが、成程崇信が過ぎたこともあらうが、又一方から論ずれば、斯くまで崇信して佛教を奨勵したので、實際それが爲めに神怪邪道が追々なくなつたに違ひない、丁度今頃(舊七月)のことであるが、孟蘭盆會といふ祭なども奈良朝から始まつたこと、朝

廷の官人が盆祭の御用を掌どることになつて居る。是れは全く佛教に依ることとて、さういふことを世間に流行させて、是まで人の亡魂を祭るなどといふことを止めさせることにしたから、それが爲めに生靈死靈の祟りがやめば咒詛の法も随つて廢止するわけである。

又出家することを大いに獎勵され、度牒を受けて僧尼になれば即時に諸工役免除であるから出家に成る者が多い。是れには弊のあることとて、工役免がれの爲めに出家する者が多くては國家の用を缺ぐわけなれども、たゞ僧尼を多くして布教の主意に適ふやうに致した。又僧侶の良い者が多くなければ佛教が盛大にならぬから、名僧を諸國に求められた。先づ近い所で支那の名僧が澤山來朝して布教した。最初聖德太子の時には高麗の僧慧慈、百濟の僧慧聰等が來て說法布教せしに、其の後は追々支那僧が多くなり、持統の朝に支那僧で智宗、義德、淨願の三人新羅僧で智隆、詮吉の二人、尤も有名である。此の時我國の僧辨通、神慧などは新羅に修業に往き、道昭は唐に留學した。文武の朝始めて僧正の官を置かれて慧施といふ和尚が僧正となつた。又律師及び大僧都の官も此の時始めて置かれた。始めて律師になつたの

は善住といふ和尚である。それから義淵、道慈なども僧正になつたが僧正になるのは皆有名な和尚で、義淵僧正などといへば最も有名なものである。さういふ人々がいづれも入唐して我國にも名僧が澤山出來た。是は文武の御時であるが、奈良朝となつて元明帝は僅か八年の間であるから、格別海外から名僧も來らず。又我國から留學に往つた者もない。其の次元正の御代になると彼の玄昉が入唐した。玄昉の事は下に詳かなり。それから僧侶に封戸を賜はるといふ事が始まつた。封戸とは後世の所領地のことである。所領地に付屬したる民戸を數へて何十戸何百戸といふ、即ち土地人民を賜はることである。是れは朝廷の三大臣を始め或は皇族方にはそれ／＼封戸を賜はることがあるのを僧侶にも賜はることになつた。

日本の名僧で上下の信仰を受けたは彼の大僧正行基である。此の僧は聖武帝より大菩薩の號を賜はり俗に行基菩薩と稱して、學力もあり且つ道徳もあり、さうして大いに世の爲めに盡した人て、或は道路を開き、或は渡りに橋を架け、船渡をするなどといふことをした。又水田の水の足りない所は池沼を掘つて灌漑に便し、旱魃に困らぬやうに致した所が五畿内に餘多あつて、今に行基菩薩の功績と傳稱し、群書

類從行基傳にも池沼橋梁等の名數が擧げてある、是れは皆行基の功德である、行基は九十歳ばかりの長壽を保つて圓寂したが、大いに國益を興へて居る、さうして政治の才もあつたものと見えて、群書類從に行基が日本の戸數、口數を調べた計算が載せてあるが、我國で戸口の調査をしたのは、行基を以て始めとする、其の時の戸口の數は能くは覺えぬが、人口は四百萬であると思ふ、今では四千萬というて十倍になつて居るが、其の當時は四百萬である、男女の數は凡そ平均で、女子の方が少し多い、是は群書類集に詳しく計數が載つて居るから、茲には略して置くが、それから行基の開基した寺が、日本國中に澤山ある、こゝは行基菩薩の開山であるといふ寺がどこにもある、他の人の開いたのを行基の開山といふのもあらうが、兎に角行基の開基した寺も澤山ある、全躰寺を建てる所は多く邊鄙の山奥で、天台宗なれば叡山とか、眞言宗なれば高野とかいふやうな所に名僧が寺を建てる、といふのは寺が建つと參詣する者が多くなる、寺に參詣することが民間の習俗となると、どんな山奥でも男女がつどひ集まつて自然其の地が繁榮になる、其の土地が繁榮になれば随つて泊り／＼の宿々が繁昌する、唯一つの寺の爲めに道路も開けて來るし、其

の沿道の人民も生活が立つて來るし、世の中の賑ひになるといふのが、僧家の寺を建てる主眼であるが、行基は何處へでも往く入て、其の往く先き／＼に於て寺を建たり道路を開いたから、此の人の爲めに餘程我國を開かしめた大切の和尚である、その後には叡山の傳教高野の弘法或は日光を開基したる勝道などは皆行基の眞似をしたので、さういふ例は數へ盡されぬ程ある、朝廷の法令などで、如何に國司が獎勵しても急に開けるものではない、所が僧侶の方でやると、自然に土地が開けて來て人民の利益になる、然るに今までの學者、儒者はさういふ所に氣が付かずして、唯僧侶は人を欺いて堂塔伽藍を造るのは何の爲めであるか、夫役を多く使ひ、寄附を多くする丈で、少しも役に立たぬといふ議論であるが、なか／＼さういふ譯のものではない、堂塔伽藍を造りなにの佛か、にの佛を勸請し、どこには七重の塔、こゝには五重の塔が出来たといへば、信心者がそこに群集して來て、其の地方に金が落ち、それが爲めに其の土地々々の賑ひになる、それで六十餘州が開けたのである、世の中の開化は僧侶から誘ひ出したので、勿論其の僧侶がみづからの爲めに心力を竭くすわけではあるけれども、それが即ち國家の爲めに盡したる功績と稱さなければ

ばならぬ、佛教の本義はこゝに在ると拙者は思ふのである、そう言ふと拙者は佛者の様にあるけれども決して佛者ではない、唯佛者が國家の爲めになつた事は相違ないからそれをあげて言ふので、然るに大日本史などには、一箇寺建つれば一箇寺丈人民の膏血を絞るなどと苛酷な評を下だしてある、成程弊を擧ぐれば弊もあらうが、大體上から論じて、たゞ其の儘に抛擲して置いて此の邦が斯様に開けるものでない、歴朝の聖帝賢相汲々として佛教を獎勵なされたからか、いる目出度い國柄になつたのである、全軀日本は開け方が遅い、支那に比れば三千年餘も後れて居る、其の遅開けの國がズン／＼開けて來たのは他にも原因があらうが、先づ佛教が第一の原因になつて居ると思ふ、

行基和尚の時分に外國から來た僧に婆羅門僧正菩提といふがある、婆羅門は南天竺の宗旨で釋迦如來が出るまでの間は婆羅門の宗旨が盛んに天竺に行はれて居た、婆羅門は天竺最古の國教で、隨分高尚な道理を持つて居るが、それでは人が分らぬから種々講究して、今日でいへば電氣の作用、越歷の作用など婆羅門教は知て居るから之を假つて教化に用ひた、彼の世に傳ふる十六羅漢の像に、或は虎に乗つて

虎を使ふ和尚もあり、或は瓢箪の中から駒を出す仙人もあり、蝦蟇仙人といふは鐵の棒を以て蝦蟇の一足なるを使ふ、其の他異形畸狀、あれは皆婆羅門教で、其の不思議なる妙術を衆人に示し、忽ちにして雨を降らすやら倏ちにして雷を起すやらしたものである、そこへ釋迦が出て來て、是れは魔術である、正法には奇特なしといつて正しい佛教を説いた、是れが即ち佛教改良中興の釋迦如來である、富永仲基が出定後語に、日本は質支那は文、天竺は幻と論してあるか、幻の字尤も妙味がある、釋迦教と婆羅門教と相違はあれども畢竟其の幻たるは同一である、たゞ釋迦は婆羅門の弊を矯めつけて極めて高尚なる道理を表面に説破した、そこで釋迦が出てから段々婆羅門が薄らいで、釋迦の説法に靡くやうになつた、併し婆羅門は釋迦以後今日に至るまで天竺に遺つて居てなか／＼盛んであるといふ、尤も今の婆羅門は釋迦教を餘程折衷して居るといふ事ぢや、偕其の奈良の朝に來た菩提和尚は其の頃婆羅門の僧正として巨魁であつたと見えるが、日本が佛法を盛んにするといふことを聞いて態々天竺から出掛けて來た、尤も奈良朝以前から日本は佛法を興隆するといふ評判が世界中に高かつたものと見える、今日我邦が歐米各國に名が出た

やうなもので、あちらこちらから聞き傳へて、名僧知識や技術家などが漫遊旁々出掛ける、丁度今の歐米人の陸續來遊すると同様である、此の時に支那の林邑の佛哲中天竺の善無畏三藏などといふ和尚も來たが、是れ等を攝待するにはいつも行基が亭主役と見える、有徳の老僧で人の氣受がよかつたであらう、東大寺の大佛の出たのは聖武帝の御代で、其の東大寺に愈、戒壇が出来て、大齋會(開眼供養會ともいふ)を施行することになつた、大齋會は孝謙帝の天平勝寶四年に東大寺で行はれたが、其の時聖武帝は太上皇になられて大齋會に臨御あり、僧徒は凡そ一萬人、さうして舞樂を奏する者が又一萬人であつたが、其の奏樂の時は東西列を別つて歌舞交發すとある、此の時の齋會の盛んなることは古今未曾有であつたと國史に書いてある、此の齋會の時に當つて支那から鑑真大和尚が來た、此の人は唐の大和尚と稱せられて餘程の大知識で、支那に於て人を授戒したること四萬人とある、かゝる有徳の大和尚、日本は前々より佛法が盛んに行はれて居るといふことを聞傳へて、何卒日本に往きたいとの心願を起して船に乗つて出掛けたこと凡そ四回であつた、所が折悪しく四回とも風に吹返されて其の志を遂げずに居つた、所が吉備眞備が

入唐の副使とし渡唐せんとする時、聖武帝より此の度入唐したならば必ず鑑真和尚を伴れ來れ、和尚も我國に來たいといつて居るさうであるから、此の度入唐の船に乗せて是非伴れ來るやうにせよといふ勅命があつた、此の時入唐大使は藤原清河副使は大伴古麻呂の處、更に吉備眞備を副使とさされた、鑑真の事に因つてなるべし、吉備眞備は勅命を奉じて入唐して早速支那に滞在して居る阿倍仲麻呂と相談した、仲麻呂は先年眞備と共に入唐したが、歸朝のとき難風に出逢つて支那に吹返されて彼の朝廷で秘書監といふ官人になつて居た、秘書監は今の日本の文書長官の如きものである、仲麻呂は斯る要路に居るから眞備は勅命の趣を告げ、足下も力を添へて周旋して呉れと頼むと、仲麻呂も承諾して兩人伴れ立ち和尚の處に往つて談じた所が、固より和尚は日本に往きたくて溜らぬ、四回も船に乗つて苦んだくらゐであるから早速承諾した、然る所時の唐の天子は玄宗皇帝であつたが、玄宗は鑑真和尚を日本に遣ることを惜んで承知しないから、餘儀なく入唐船が日本に歸るとき竊かに和尚を乗せて伴れ歸つた、副使古麻呂と同船で眞備は別船である、此の鑑真和尚が來朝の顛末を其の當時に記したものを、鑑真大和尚東征傳とい

ふ(群書類從にも載せてある)和尚を此の人に限つて「クワシヤウ」と訓み、東征の征を「シヤウ」と訓むが僧家の習いであると聞く、征を「セイ」と訓んでは征伐にまざるゝからであらうが、和を「クワ」と訓むは何の譯か聞きたいものである。

鑑真大和尚は戒律宗を弘めた人で我邦律宗の開祖である。諸宗の次第は、推古帝三十三年に高麗の慧灌三論宗を傳へ、齊明の朝に道昭入唐して俱舍法相の二宗を傳へ、天武の朝に百濟の道藏は成實宗、聖武帝天平十二年に新羅の審祥は華嚴宗を傳へ、鑑真の戒律に至つて六宗始めて備つた。是れを古京の六宗と稱し、これに新京(平安)の天臺眞言を加へて八宗と云ふ。

さて太上天皇(聖武)東大寺の戒壇に於て鑑真和尚より菩薩戒を受けらる、皇太后(光明)孝謙帝も御受戒あり、其他僧俗受戒凡五百人であつたと云ふ。是れより先き東大寺が出来て戒壇の設けがあると直に受戒が始まつた、其の時は大僧正行基が戒を授け、太上天皇を始め奉つり皆就いて戒を受けられた。所が行基がいふには自分の授戒は眞の授戒ではない、唐の鑑真大和尚といふが眞の戒師であり、ますから之を招かれて戒を受けらるゝが宜しい、自分は假りに授戒するといふことであつた。そこ

で鑑真が來朝すると此の授戒が始まり、前の行基が授けたのは取消して仕直しになつたのである。鑑真は朝廷より重き待遇を受け唐招提寺と云ふ寺を建立されてそこに居つたが、日本に來る時日南國に漂泊して暑毒の爲めに眼病を煩らひ遂には盲目になりて、三年目に七十八の齡で圓寂した。盲目になつてから一切經の讀合せを命せられたが、支那に在る時大藏經を全部自寫したことがあつて、盲目ながら能く記憶して居て、一々文字の誤りを訂正したといふ。又諸の藥物此の方で眞偽のわからぬものを鑑真に命せられて鑑定せしめらるゝと、鼻を以てかぎわけて一ツも間違はなかつたと云ふ。又林邑(地名)の舞樂を此の和尚が傳へた。下文音樂の條に詳にす。元明、元正、聖武帝までの間に、追々佛法の獎勵があつて、佛法の盛大になるやうに餘程手を盡された。先づ其の一例を挙げれば、我國は神國であつて神社が各地にある。其の神社の最も大きく最も尊ともいふものには、寺を一箇寺添へて置くといふことが始まつた。是は神宮寺といふ寺で、其寺の名は別について居るものもあるが、凡て神宮にある寺だから、總稱して神宮寺と云ふ。神宮寺の始まりは常陸國鹿島が最初である。と類聚三代格に見え、年號は天平勝寶(孝謙)とあれども、其の以前聖武の天平

十年に、筑前の八幡宮に神宮寺を建て、彌勒寺と稱すと云ふことが、宇佐託宣集に見ゆれば、これが始まりである。但し筑前の八幡宮は、彌勒寺と云ふ寺號がついて居る。單に神宮寺の稱號は、鹿島が最初である。それから伊勢、國多度の大神宮寺は、天平寶宇年間(淳仁)度會の神宮寺は、稱徳の朝に、丈六佛像を伊勢大神宮に造ると云ふことが、即ちこれであると佛事志に云ふてある。此の寺は光仁の朝に、神の祟りに因つて、飯高郡に徙された。又筑前の八幡比賣の神宮寺は、神護景雲元年(稱徳)である。しかるに元正帝の養老年中に、若狭、國若狭比古の神社に神願寺を建つ。是れが神宮寺である。と神社縁起に書いてあるが、して見ると、和氣清麻呂の神願寺(後に神護寺)も神宮寺ではないか。猶ほ考ふべし。奈良朝の神宮寺はまづこの位であるが、平安となつて續々出來た、神と佛とは元と同じものである。伊勢の大神宮も、佛教の方からいへば大日であるといふ、神佛同體の説が起つてから、此の説は東大寺大佛の段に詳述す。神官と僧侶と馴合つて神宮寺が出來た。鹿島の神宮寺は、僧滿願と宮司の鹿島、宗大領の中臣千徳と相議して神宮寺を創立し、若狭比古の神宮寺は、祝赤麻呂が建たとあれば、當時の情態が概してわかる。全體神社は古いから自然衰頽して貧乏になつ

て居る。佛寺の方は新しくもあり、朝廷の保護も厚い所から、領地、田地の寄附も多いので富んで居る。そこで神官の子供等を神宮寺に遣つて小僧となし、それが和尚となる。それで僧侶の方は勢が強くなり富み榮えて來て、果は神官神職は其の卑官のやうになり、神社は佛寺の配下同様になつた。是に於て佛教は益々盛大にして我國の骨頂となつた。我國佛教の榮える一の原因である。既に寺院が斯の如く勢を得るやうになると、彼の鑄物師、大工、左官、瓦造などが全國に澤山起つて、自然それが爲めに國々の材木を伐出すやうになつたが、其の代り工藝の技が達者になつて來た。日本は太古は天子の宮殿も始めて藤原の宮に推古天皇の時に板葺の宮が出來た。それで板葺の宮といつて有名なる推古の普請となつて居るが、それは板を以て葺いた丈で、葺を以て葺くのを板に換へたに過ぎない。それを板葺宮である結好だといつて衆人感服したといふ。當時の質素なること思ひやられるが、それが奈良朝になると段々工藝が進んで來たから瓦を用ゐるやうになり、尙進んで銅の瓦を用ゆるやうになつて來た。斯様に世の中が一時に進んで來たのは、崇佛の精神から外國の僧侶なども入來り、其の僧侶は皆工藝心のある者で、或は大工のことを心得て居る者もあ

り、或は鑄物のことを心得て居る者もあつて、各、手技がきいて居る、日本の僧侶でも弘法大師、傳教大師などは手技が出来たから、是は弘法大師自身の作の佛像とか、傳教大師作の佛であるとかいふ物が今でも諸所の寺院の寶物になつて居る、併し必ず皆眞作でない偽物もあらうが、弘法大師、傳教大師などは皆工藝の修業をした人に違ひない、夫故手細工の佛像が多くある所以である。

奈良七朝に於て佛法が盛んになつた所から、それに就いて悪い評判をすることになり、天皇を始め皇太夫人、皇后などまでも不評判になつた、當時は固より後世になるに付けて、益、不評判が高くなつた、始めの程は左程でもなかつたが、後世になるほど著書など追々出て悪評が流傳した、其の第一の事を舉れば、聖武天皇の御實母は藤原不比等の娘で、其の名を宮子娘と稱し、聖武天皇を御うみなされたから皇太夫人と稱せられた、此の時分は皇族の外は皇太后といふ名稱はないので、皇太夫人といはれた、其の御つれあいは文武天皇であつたが、文武帝が崩御の後には寡居の御身である所、其の時玄昉といふ和尚が入唐して十九年目に歸朝した、此の玄昉和尚は僧正になつたが、是と皇太夫人と密通して居られたといふ評判、尤も玄昉が入唐の

前から密通して居られて歸朝してから益、其の密通の醜聲があつたといふことを世間にいひ觸らした、それが實事であるといふので、續日本紀に

天平九年十二月丙寅、是日、皇太夫人藤原氏宮子就皇后宮、見僧正玄昉法師、天皇亦幸皇后宮、皇太夫人爲沈幽憂、久廢人事、自誕天皇、未曾相見、法師一看、惠然開晤、至是適與天皇相見、天下莫不慶賀、即施法師純一千疋、綿千屯、絲一千鈞、布一千端、又賜中宮職、官人六人、位各有差、云々

と見えて居る、是が證據である、眼前に此の通り書いてあるから、玄昉法師と元より密通せられて十九年間御逢ひなく久しぶりに逢はれたから鬱症であつたのが、倏ち平癒になつたと解してある、大日本史に、續日本紀を材料として書いてあるのは、宮子見玄昉、舊史文義不明、元亨釋書云、釋善珠、藤太后孳子也、興福寺僧侶、口碑亦傳、善珠者、宮子通玄昉而所生也、又興福寺所藏略年代記、載光明皇后崩云、玄昉僧正通之、據舊史、玄昉榮寵日盛、稍乖沙門之行、蓋有所指、而諱不明、書爾、とある、又、大日本史には、

天平九年十二月、皇太夫人就皇后宮、見僧正玄昉、皇太夫人誕帝之後、久不與玄昉相見、

沈憂廢事、是日一見、惠然開晤、適與帝相見、天下莫不慶賀。

と書いてあつて、其の註に今讀んだ元亨釋書、興福寺畧年代記、などを引いて、宮子皇太夫人は玄昉和尚と通じて居られて子まで生まれたといふことが書いてある、又聖武天皇の皇后の光明皇后も玄昉と通じて居られたのを證據として、大日本史は註などを加へて居る、是は誠に困つた風評で、全體是は續日本紀を讀誤つたものである、其の讀誤りは是の日皇太夫人藤原氏、皇后宮に就いて僧正玄昉法師を見る、天皇も亦皇后宮に幸す、天皇といふのは聖武天皇のとである、さうすると其の母君の皇太夫人が幽憂に沈んで居られて、それが爲めに天皇を誕じてよりといふのは聖武天皇を産まれたけれども未だ曾て見られたことがない、さうして既に數年を経て、玄昉が歸朝したから天平九年十二月丙寅の日に皇后宮に召された、其處へ皇太夫人も來られて玄昉法師に看すといふ、看は看病といふこととて佛法で談義をすることがある、それは婦人の病氣などに特に用ゆる、談義は天竺の昔からあることとて、詳しいことは後に引用するが、今の看病婦の看の字で、談義を以て心の鬱したのを解く法が佛家にある、そこで茲に書いてある法師一看惠然として開晤すといふは

玄昉が其の法を行つた、鬱症の病氣であるから心の開くやうな話をした、僧侶の方では大に説きやうがある、今でも寺に往つて僧侶の談義を聞くと嫉妬心が止むとか、悪心が善心になつたりするやうなもので迷を開くことが出来る、それを玄昉が行つたので、玄昉和尚は法相ホツサウといふ宗旨を新たに立てた開祖同様でなかく、學力智識である、殊に十九年間も支那に往つて學問したから修業がつんで居る、其の學力を以て巧みに話したものと見えて、それを聽かれると皇太夫人は惠然として晤を開かれた、其の心の開けた所に聖武天皇も皇后宮に御出にて久しぶり御母子の對面があつた、それまで聖武天皇に一回も御逢なかつた所、其の談義が效を奏して皇太夫人の御心打解けて對面せられた、誠に有難いことであるからそこで天下慶賀せざることなしとある、宮中は喜悅の餘り法師には絶一千疋、綿一千屯、絲一千絢、布一千端、を施され、供奉したる官人六人に位を賜ふとある、それにて自シ誕ニ天皇ヲ未ダ曾ラ相シ見ス、見法師ヲと法師を上の方に付けて讀んだから大なる誤が起つた、自シ誕ニ天皇ヲ未ダ曾ラ相シ見スといふのは母子の對面がなかつたといふことである、それを未ダ曾ラ相シ見スを切らずして、其の下の「法師」で句を切つて、「一看開晤」と讀んだ、一看の看の字は上の「相見」の

見と違つて特に看の字が書いてあるに氣が付かずして看をみると讀んださうして一度法師をみられた所が、久し振りで逢はれたから大に御心が打解けたと讀んだ。是はひどい間違ひである。其下の「適與天皇相見」といふのは聖武天皇のことに掛けて讀んで、此の相見は母子の相みるといふことに讀んで居る。さうすると上下の見をみると讀んで中の看もみると讀み、見と看を同じに讀んで居るが古い續日本紀などは皆點が斯う付いて居る。此の點の付け違ひの爲めに、且つは元亨釋書興福寺年代記などに皇太夫と玄昉和尚と密通があつたといふことが書いてあるからそれ等と共に採用して、大日本史は顯然として右の通りの文を作り、皇太夫人就皇后宮、見僧正玄昉法師、天皇亦幸皇后宮、皇太夫人爲沈幽憂久廢人事、自誕天皇、未會相見法師、一看惠然開悟」として皇太夫と玄昉良尙と始めから密通せられ玄昉入唐中十九年の間逢はれぬから戀病に沈まれて居つた所が久し振りで逢はれたに依つて其の戀病が倏ち解けた、其の序でに聖武天皇も御出てあつたといふことに「續日本紀」の誤點を證にして書いたのである。是は誠に恐多きこととて、宮中の事を悉く玄昉和尚と密通したことに歸してしまひ、後に藤原廣嗣が玄昉が爲に兵を起し

て京都に攻上ろうとしたのも其の爲めである、といふことになつた。此の點の付け誤りからして遂に皇太夫人の宮子娘、皇后の光明皇后までも濡衣を著せ、天下の歴史を曲げて書いたのは誠に恐多き次第である。此の事は文學博士の佐藤誠實氏が發見して、續日本紀の誤點よりして遂に「大日本史」に誤解を載せた、誠に困つた事であるといつて詳しく論じたものを或雜誌に掲げたことがある。丁度それと併せて田口卯吉氏が「史海」の中に此の事を論じて、誤を正してある。それは佐藤博士の説が先きであつたか、田口氏の説が先きであつたか分らぬけれども、察するに佐藤博士の方が先きであつて、田口氏も其の事を同時に思ひ當つたものと見えて、「史海」の中に其の事が辨じてある。併し説を爲すことは佐藤博士の方が最も詳しい。佐藤博士は僧侶である。僧侶であるから看といふ字は佛教に於て病人の心を開く、其の方式は斯様のものであるといふことを詳しく佛書から取つて、それに依つて説を爲して居る。「法師一看」とみるといふ字の書いてあるのは即ち病氣の鬱を開く方法である。是は佛教に詳しく出て居ることとて、「史海」の第七卷に佐藤博士の説が左の如く載せてある。

余向きに訓點之誤と云ふ一篇を草し、大八洲學會雜誌に載せたり、其中に玄昉の事を論ぜし者ありしが、近頃史海を閲するに、田口久米、兩先生の高説を擧げて、畧、余が鄙見に似たる者あり、初め余の此稿を脱するや、自ら其説を信ずること能はず、之を一雜誌中に挿まんと欲して、中輟する者數なりき、今兩先生の余が臆説に同じき者あるを見て、意始めて安きことを得たり、其喜たる如何ぞや、然れども小節目に至りては、自ら岐異あることを免れず、是れ今其玄昉の一節を抽き、之を史海に轉載して、更に大方の垂教を仰く所以なり、

續日本紀(天平九年十二月の條下)皇太夫人藤原氏聖武天皇の御生母宮子孫就皇皇太后と申す后武天皇の后藤原安媛即ち光明宮見僧玄昉法師天皇武聖亦幸皇后宮皇太夫人爲沈幽憂久廢人事自誕天皇未曾相見句法師一看句惠然開晤至是適與天皇相見天下莫不慶賀とあり、中略幽鬱は氣鬱の病なり、一看の看は看病の事にて、上の幽憂の二字を承けたり、看病は又は瞻病ともいひて、僧家には固より其法のあることにて、釋氏要覽には、瞻病の部ありて、廣く經論の文を引きて、其法を明せり、されば續日本紀天平勝寶八歳五月の勅に、禪師法榮甚能看病とも、又奉オホシタマフ爲先帝陛下、屈

請看病禪師一百廿六人者、宜先當戶課役ともあり、又日本後紀弘仁三年四月の勅に、病者可就寺治疾、及請僧看病者、經僧綱若講師、聽其處分ともありて、國史には此外にも尙多し、僧尼令に、僧尼依佛法持咒救疾不在禁限とあるも、亦看病なり、中畧惠然開晤、惠は慧と通じ、晤は悟と通ず、慧然開悟は、素問の八正神明論なる慧然開悟の字面に依りたるものにて、其注に慧然謂清爽也、悟猶了達也とありて、今は氣の爽になりて、迷を轉じたるが如くなるを云ふ、さて此續日本紀の文の意は、藤原皇太夫人が久しく氣鬱の病に罹らせ給ひて、聖武天皇を生み參らせてより、天皇に對面し給はざりしが、玄昉の看病に由りて、其病平癒し給ひ、其御妹の藤原皇后の宮にて玄昉に遇ひ給ひしに、天皇も其宮に臨幸し給ひて、御生母なる皇太夫人と對面し給ふと云ふ事なり、然るに續日本紀の舊點に、自誕天皇未曾相見法師句一看惠然開晤ありて、未嘗相見を皇太夫人が玄昉に遇ひ給はぬ事とし、一看を遇ひ給ふ事としたり、是れ大なる誤なるべし、大日本史の後妃傳に、此文を改めて、皇太夫人就皇后宮見玄昉聖武亦造焉、皇太夫人誕帝之後、久不與玄昉相見、沈憂廢事、是日一見、惠然開晤、適與帝相見、天下莫不慶賀とありて、其注に皇后見玄昉事、舊史文

義不明、元亨釋書或曰、釋善珠、藤太后宮子、孽子也、とあるは、全く續日本紀の舊點に依りて誤りたるが如く、且つ註に善珠の事を擧げて、本文の證左としたるが如し、今元亨釋書の善珠の傳を檢するに、姓安都氏、(安都氏は印ち阿刀氏なり)或曰、太皇太后藤宮子之孽子也、延曆十六年化、歲七十五とあり、爾れども師鍊は、從前の謬誤を襲ひたるまてにて、續日本紀の舊點の如くには、其文を誤解せざりしなり、其證は、元亨釋書の資治表に、皇太后藤宮子染沈痾(即ち原書の幽憂なり)、自誕帝未會相見、皇后光明子延、玄昉法事、(法事の上に修の字を脱せるならん)帝預聽、此日藤宮子在焉、見、玄昉洗然病愈、遂與帝晤、(此晤は字書に對也遇也と注して、開晤の晤と異なり)母子相善、百僚皆賀とあるを見て知るべし、下略抑も善珠を玄昉の子とするとは、元亨釋書に始まれるにあらずして、僧皇圓(源空の師なり)の扶桑畧記を嚆矢なる、其文に云云、流俗有言、僧正玄昉密通太皇宮子、善珠法師、是其息也、云云、中略とあり、爾れとも是は大なる誤にて、善珠は決して玄昉の子にあらず、そは兩僧の傳を尋釋すれば、自ら明なるべし、續日本紀玄昉の傳に、靈龜二年八唐學問、中略天平七年乙亥に歸朝したり、又善珠は延曆十六年丁丑に七十五歳にて死せし人なれば、

又、養老七年癸亥に生れし人なり、養老七年は玄昉か入唐せしと云ふ、靈龜二年よりは七年の後にて、玄昉が在唐の間なり、善珠は玄昉の子にあらざること明白なるにあらずや、爾れ共玄昉の品行の正しからざりしことは、續日本紀稍、乖沙門之行、時人惡之とあるに知らるゝなり、中略松浦宮本、緣起には種々不正なる事を擧げたれども、其書は玄昉と道鏡とを一人とし、其餘も荒唐の談のみ多ければ、盡くは信じ難し、其内に玄昉が書を廣嗣の妻に贈りし事は、元亨釋書にも見えたり、中略爾るに師蠻の本朝高僧傳に、世言、昉通花鳥、使於藤室、(藤原廣嗣妻)故、攫藤靈、而身首分、所矣、余曰、此事不見於國史、記、只是委巷傳說耳、昉者、入唐傳法之僧、法相宗之第四祖、如何、有此事耶、以其宿居禁宮、混於華靡、時人託言而誇之、とありて斯る不正の事なしと斷言せり、實に玄昉は入唐して、法相の法を智周に受け歸朝して之を弘めしより、法相宗は大に盛になり、之を善珠に傳へたる人にして、宗教には大功ありしことなれば、師蠻は祖庇して斯く云へるなるべし、然れども廣嗣の妻の事は、如何にもせよ、沙門の行に乖せる事は、國史に明文あるをや、意ふに玄昉も善珠も、共に阿刀氏にして、且つ師弟たり、又國史に皇太夫人が玄昉を見ると云ふ文さへあれば、

善珠は玄昉の子なりと云ふ説を起し、ならん、又意ふに扶桑畧記に流俗有言云云の文は、國史の文にあらずして、續日本紀の誤點より來れるものならんも亦知るべからざるなり、如何にも斯く國の爲めに諱むべき事は、國史には多く明白に記せざるものを、况や其事の全く誤謬に屬せるをや、茲に更に玄昉の子にあらずるのみならず、決して宮子娘の皇太后の子にあらずることを證せん、善珠の同時なる僧景成の選述に係る靈異記に云く、釋善珠禪師者、俗姓跡連也、負母之姓、而爲跡氏也と見るべし、善珠の父は某姓なるを知らず、母の姓に従ひて阿刀氏と爲し、ことを此文にて善珠は玄昉の子にあらず、亦宮子娘の皇太后の子にあらずることは益明なり、中略唯世人の大日本史の文に依り、善珠の事を妄信せんことを恐れ、宮子娘皇太后の爲に千古の冤を雪かんと欲するのみ、此文を草し訖りたる後に、偶近古出版せる大日本佛事志を見るに、亦其事を載せたり、其文に云く、皇大夫人自誕帝後、久沈幽憂、未曾見帝、是冬就皇后宮見玄昉、至是適與帝相見、乃賜玄昉緇綿絲布とあり、后妃傳の文を改正するが如し

又田口卯吉氏の玄昉和尚に關する説、及び其論を補拾したる久米邦武氏の説を史

海より援萃して左に掲げやう

史海第五卷 聖武天皇田口卯吉論述節略下同 聖武は天平元年に於て右の如き事件(長屋王賜死の件)に遭遇し玉ひたる後、同九年に至り、更に大なる非難の事件に會合し玉へり、僧玄昉兩后宮に出入し醜聲外に聞ゆと云ふ是なり、思ふに聖武が暗愚の名を蒙り玉ふは、此風評より甚しきはなかるべし、元亨釋書僧善珠の傳に、平安の人俗姓安部、或は云ふ太皇后藤原宮子の孽子なりとあり、大日本史は之に據りて九年十二月、皇太夫人就皇后宮見僧玄昉、皇太夫人誕帝之後、久不與玄昉相見、沈憂廢事、是日一見、惠然開晤、適與帝相見、天下莫不慶賀、と書して、益此想像を逞うせり、然るに此善珠は、桓武の延暦十六年に於て年七十五歳にて死せり、然れば善珠の生れたるは元正の養老七年なれば、玄昉入唐の後八年歸朝の後十三年に當れり、故に善珠は玄昉の子にあらずるや明けし、中略畢竟續日本紀に記する所不明なるが爲に此の如き想像を發せしなり、其主意たる、皇太夫人天皇を誕せし後、病に因り天皇を見玉はざりしに、此日玄昉の法談を聞き、惠然開晤し玉ひ、天皇を見玉ひしとの事也、然らざれば、天皇豈之を慶賀せんや、余は續日本紀を左の如く

讀めり、皇太夫人爲沈幽憂、久廢人事、自誕天皇、未曾相見、法師一看、惠然開晤、至是適與天皇相見、天下莫不慶賀、即施法師緇一千疋、綿一千屯、絲一千絢、布一千端、而此醜聞は獨り皇太夫人に止らずして光明皇后にも及べり、大日本史は書して曰く、后甚寵異、頗有醜聲、と然れども是れはた今昔物語、源平盛衰記の訛傳に過ぎず、殊に其興福寺藏畧年代記を引くに至りては、虛誕踈雜驚くべし、玄昉豈に皇后の死後まで生存せんや、蓋し光明皇后が温室を立て自ら千人の垢を去り玉ひしと云ふ傳説等より起りしならん、熟々光明子の人となり考ふるに、決して此の如き荒淫の方にあらざりしなり、且つ玄昉を内道場に入れたるを以て、聖武が其後宮を治むるの濫なることを咎むれども、是れ聖武より始まりしことにあらず、別表に示せる如く、宮中に講教せしことは最初よりありしことにて、天武より初めて宮中の異所に僧侶を安居せしめられたり、是れ道場内の嚆矢なり、畢竟佛者が其宗教を弘布せんとするには、先に宮中を動すにあらざれば不可なりと信じ、天皇も亦其教を聽き玉はんと思召せばこそ内道場も起りしことなれ、中略昉は初め義淵に就いて能く識を學べり、其歸朝するに當りて、同學行基、道慈、良辨、宣教、隆

尊の輩皆偉器なれども、學識に於ては昉に及ばず、是を以て聖武之を引きて内道場に置き、紫袈裟を賜ひ、僧正となされたり、然るに昉寵榮日に盛んにして稍々沙門の行に乖き、時人之を惡みしと云ふ、思ふに久しく唐にありて、國人の交際に踈く、加ふるに品行清淨潔白の點に於て缺る所ありて、此の如き惡評を受けたるなるべし、彼の藤原廣嗣が妻姿色あり、玄昉之を姦せんと欲すと云ふが如きは、果して其實ありしや否や、余今之を知るを得ざるなり、但大日本史が憑據する所の松浦本縁起は、玄昉と道鏡とを混同し頗る粗雜信ずるに足らざる者なり、廣嗣が上表に、時政の得失を指し、天地の災異を陳べ、玄昉眞備を除くを以て言を爲すを見れば、私怨も亦た存せし者と思はる、然れども八月に上疏し、九月に叛せしを見れば、玄昉と眞備とは單に口實ならん歟、

史海第六卷 田口君の論を補拾す(久米邦武)

田口鼎軒君、史海第五號に於て、是まで聖武帝の暗愚の名を得給ふは、排佛家の思想より、僧玄昉宮圍を感亂せしと看誤りたるに由ることを辯解して、大佛鑄造の偉舉に説及ぼし、千古の蒙を啓かれたるは、貴重なる發明なり、發明てふものは、既

に世に出たる後は、是程のことを思當らざりしやと自失すること多し、中略僧玄昉の論定まれば、聖武帝を暗愚てふ迷霧は自らさきゆべし、世に迷想を生ぜしめたるは、續紀其死の條に、安置内道場、自是玄昉寵榮日盛、乖沙門之行とあるに根由す、乖沙門之行と云は政務に干渉して朝臣の憎嫉を受たるならん、内道場とは、宮掖禁中のに於て、皇太夫人を始め奉り、總ての宮人が名僧知識に就て談義を聴く場所なり、佛教にては婦人の罪業深しと言ふに、是まで宮掖は男女の別に隔てられ常に比丘尼などより不充分なる説教をのみ聽たるならん、此以前に宮中の談義は臨時のことにて且宮中とは禁中を云、宮掖には非ざるなり、又寺に詣づるには儀衛の煩もありて、皇太夫人の如き多病の御方は、殊更不自由を極めたるに、皇后の宮にて玄昉の談義を聴て、惠然開悟し給ひたる殊勝さに、聖武帝の孝心より發し、内道場を建立し給ひたるは、余は只管に感服し奉るの外なし、佛教を妄誕なり迷溺なりといふ人は、内道場も東大寺も國分寺も盡く無用なれども、其は當時君臣の思想に非ず、足利代までもさる思想なし、當時神儒佛の三道を以て、政體を定め、風教を宣べ、是に熱心なる際に、宮掖の内に談義の便を開かぬは、條理に於ても

缺點なり、佛教を國教とするには尤も然るべき事ならずや、或は宮中に淫亂の門を開くと誹るものもあれど、是は規律を立るのは是非にあることにて、問題を錯誤せり、内道場を建て、智識の老僧をして談義をなさしむる本題に於ては、非難のいべきなし、然るに直に女犯の楷梯と謗るは、只玄昉を皇太夫人早時昵近の僧と誤りたるに由るものなり、藤原廣嗣の謀叛を論じて、松浦社縁起は玄昉と道鏡とを混じて、粗雑信ずるに足らずとの鑒識には敬服したり、總て玄昉の事は道鏡の反映を排佛家の心目に及ぼして、眩惑したるを免れず、但し廣嗣が玄昉眞備を除くを名とし、及び玄昉が宰府の觀音寺に死したるを廣嗣の靈と云ふことは、續紀にも載せたり、君側の悪を除くの名義は漢の吳楚七國が唱へ始めしより、謀反人の口實となりたれば、寧ろ謀叛の贊名として可なり、廣嗣の兵を起す情實は種々あることなるべきも、其聖武帝の詔に、逆人廣嗣等本凶惡、長益詐奸、其父故式部卿常欲除棄、朕不能許、掩藏至今、比至京都、亂親族、故令遷遠、冀其改心、今聞爲狂、進擾亂人民、不孝不忠、違天背地、云云とあり、玄昉が皇太夫人を開悟せる年に、武智麻呂の兄弟皆薨せり、因て從兄弟互に長を争ひ、廣嗣は式家の嫡なれば、豊成仲麻呂

南○永○手○家○北○等○と○軋○轢○し○て○志○を○得○ず○玄○昉○眞○備○等○は○帝○の○謀○臣○に○て○廣○嗣○を○太○宰○府○に○遣○け○し○が○遺○恨○の○本○な○る○べ○し○九○州○の○魯○國○隼○人○は○先○朝○征○定○の○末○に○て○人○心○尙○動○搖○す○る○際○な○れ○ば○煮○油○に○火○を○點○す○る○が○如○く○忽○ち○燃○上○り○た○る○こ○と○思○は○る○さ○れ○ば○廣○嗣○は○九○州○人○に○脅○か○さ○れ○た○る○か○又○は○之○を○唆○動○し○た○る○か○兎○も○角○も○正○則○に○征○討○を○受○け○官○軍○を○筑○前○の○東○李○櫃○川○今遺賢川とて石炭をに逆戦し破れて新羅に奔らんとし難風○に○吹○戻○さ○れ○て○松○浦○の○長○野○に○て○誅○せ○ら○れ○た○り○前○に○し○て○筑○紫○國○造○磐○井○後○に○し○て○伊○豫○椽○純○友○近○比○に○し○て○は○江○藤○新○平○西○郷○隆○盛○と○同○じ○く○一○般○の○謀○叛○人○な○り○其○靈○を○祭○り○た○る○松○浦○社○緣○起○を○以○て○玄○昉○を○判○斷○す○る○は○高○等○法○官○の○前○に○於○て○破○毀○す○べ○き○點○な○り○俗○論○の○常○と○し○て○瑣○細○の○節○義○に○は○拘○泥○す○れ○ど○も○大○局○に○は○定○識○な○く○強○を○嫉○み○敗○を○憐○む○私○情○に○ひ○か○れ○て○強○て○謀○叛○人○に○口○實○を○付○る○は○古○も○今○も○普○通○の○情○態○な○り○學○識○あ○る○者○は○か○ゝ○る○所○に○持○正○の○論○を○な○す○こ○そ○本○分○な○れ○玄○昉○の○末○路○終○へ○ず○し○て○筑○紫○に○左○遷○せ○ら○れ○て○死○し○た○る○は○僧○徒○に○於○て○も○義○淵○行○基○等○の○如○く○に○尊○崇○せ○ぬ○こ○と○は○元○亨○釋○書○資○治○表○に○盡○也○と○貶○斥○し○た○る○一○句○に○て○證○す○べ○し○然○れ○ど○も○皇○太○夫○人○の○淫○行○に○説○及○ば○し○聖○武○帝○ま○で○暗○愚○と○い○ふ○は○德○川○以○後○の

排佛論者より流したる暴論なり、徳川時代の學者は、儒者は佛教を仇敵視し、神道家は儒佛を并せて排斥し、其偏執の眼より照して、事實を誤りたる僻説甚多し、其中より小説を造作して其迷霧を深くしたる末なれば、國史を觀るには殊に卓乎たる見識を要す、下略

佐藤誠實、田口卯吉、久米邦武、三氏の説で、大日本史の誤點なることは明かであるが、是は仕方がないとして、佛事志といふ、大日本史の附屬の書がある、是は近代出來上つたもので既に刻本あるが、其中に此事がちよつと擧てある、併し、佛事史を修めるときには誤點に氣が付いたものと見えて、其點が訂正してあるから、事實が違つて來た、これは天保の頃水戸の豊田彦次郎といふ史官が書いたもので、其の後を引繼いで博士栗田寛氏が修正して上木したのは近頃である、栗田博士などは固より此の説を見て居るから、是は點の爲めに誤られて居るといふことに氣が付いたと見える、併しなか／＼水戸の人は意地が強いから間違つて居るといふことを一切云はない、大日本史にはさう書いてあつてもそれは誤點であるといふ事實を擧げて辨明しなければならぬ、然るにそれは一向何とも云はずして、隱然と事實を訂正し

て居る、水戸人の執拗なる萬事其の通りである、夫故に「大日本史」などに誤があつても決して誤といふことを云はないが、歴史を書くに私の心があつては甚だ困る、併し「佛事史」を書くときには其の誤點に氣が付いたから、「大日本史」の通りには書いてない。

看病のことを佛家では瞻病ともいふさうである、是は佐藤氏の説であるが、瞻も矢張りみる。といふ字で、瞻病も看病も同じこととて、「釋氏要覽」には瞻病の部といふがある、其の部には印度の經文を引いて、瞻病をするときは斯ういふ方法を用ゐなければならぬといふことが、詳しく書いてある、瞻病は一口にいへば迷を開くこととて、いづれ氣鬱症といへば迷うて居るのであるから、其の神經の迷を開く法である、それには種々佛家の方に手段がある、それは醫書の素問の中にも瞻病をして病人の氣を轉じさせるといふことが見えて居る、其の法を種々佛家の方で攻究して哲理の議論の深い佛家のことであるから、病人の氣が爽快になつて今までの迷霧が散じて開くやうになる方法がある、今の看病といふことも唯病人の側に付いて居て、其の世話をしたり、用事を辨することを看病と心得て居るが、實は看病といふ字はさ

ういふ所から起つた字である、然るに水戸人は佛法嫌ひであるから釋氏要覽に瞻病の部があるに氣が付かずして、看と見と同じ字に見て居る、それに僧侶は兎角悪い事をするもので、宮中などに入込み遂に密通などをするといふ輕蔑の心があるから、「大日本史」に誤點をした、其の誤點は固より前に上木するときのことであるから仕方がないとしても、其の誤點を證として種々の悪評を逞うして、大に事實を誤つたのである、是は佐藤博士の説は實に卓見で、それに引續き田口博士の説が暗合したのは妙である、此の事は佐藤博士より自分の舊稿を送つた所、田口博士がそれを見て尙ほ自分もそれを見なかつたのではないが、全くそれに由つて書いたのではないと、史海の中に曖昧に書いてあるが、蓋し田口博士も一度佐藤博士の説を見たならば、其の説が元になつて、自分の説を、史海に出すときに其の説を入れたのであらう、佐藤博士の説の起らぬ前に田口博士の説のないのは同氏の爲めに遺憾であるが、併し是は兩博士の關係で吾々局外者が彼此れいふには及ばぬが、佐藤氏が此の之を發見したるは久しいもので、拙者なども始めて「史海」を見て、成程良い説であると思つた、其の事は吉備大臣の本傳に關係があるから之を本傳中に書加へた

のである、  
 玄防和尚は憎まれて天平十七年に殺されてしまつた、玄防が皇后宮で皇太夫人の  
 瞻病をしたのは天平九年である、玄防は段々右のやうなことがあつて大に宮中の  
 信用を得た所が、天平十七年に左遷せられて筑紫の觀世音寺の住寺にされた、なぜ  
 左遷されたかといふに、續日本紀に、玄防榮寵日盛、稍乖沙門之行」といふことが見え  
 て居る、其の稍乖沙門之行」といふを女犯と見た、女犯の行があつたにより左遷せら  
 れたと見て居るが、沙門の行に乖くといふことは必ずしも女犯には限らない、女犯  
 なれば沙門の行に乖くどころのことではない、僧正以上の人が女を犯した、殊に宮  
 中を犯したといへば大罪である、此の乖くといふは榮寵日盛、稍乖沙門之行」とある  
 から前に述べた如く皇太夫人を始め聖武天皇にも深く歸依され、何事にも玄防が  
 立障ることになつたと見えて、朝廷の政令は皆僧侶から出て居る、政治の上にも稍  
 關係するやうになつた、政治に關係することは佛家の方から見れば宜しくないこ  
 とで、即ち沙門の行ではない、然るに玄防は學問にも長じ、一宗の開祖となるくらの  
 の人で政治向きの才もあつた人と見える、後世でいへば天海僧正或は金智院崇傳

などは皆幕府の政治に與つて居るといふことは記録にも遺つて居るが、玄防もさ  
 ういふ風に見られた、當時の政令などは大概玄防の筆に成つて居るから左様な事  
 の帷幄の謀に參したものと見える、其の時分の行基菩薩などは元からの僧侶で、日  
 本固有の出家の道を守つて、政治などに關係しなかつたものと見える、固より行基  
 と玄防とは流儀が違ひ、玄防は入唐して學問して來たが、支那では丁度唐の玄宗の  
 時分て僧侶が盛んな時代であるから、僧侶や道士が用ゐられて政治に參與したこ  
 とがいくらかもある、玄防はそれを見習つて居り、事務にも長じて居るから、政治に關  
 係した、其の政治に關係したのが、稍沙門の行に乖くといふ評がある、其の時僧侶の  
 方で黨派が別れて居て、行基は玄防より長者で前からの高僧であるから、聖武天皇  
 も始めは大に之を信用された、所が玄防が唐歸りて、丁度今の學者が歐米から歸つ  
 て來ると俄に用ゐられるやうなもので、新空氣を受けて來た玄防であるから、一時  
 天皇も信用された、然るに舊佛家の行基菩薩黨が之を憎んだ、佛家が相憎むことは  
 宗派心から起るから激甚なものである、それに讒言も行はれた爲めに遂に玄防は  
 左遷された、

玄昉は左遷中觀世音寺の普請をして、其の普請の成就したる祝宴の席上で攫み殺されたとしてある、それは妙なことで、俄に天かき曇つて天から怪しいものが降り來つて和尚を捕へて空中に上つた、其の首が奈良の寺の表門に落ちて居たとして天狗攫みにもあつたやうに舊史に書いてある、筑前の觀世音寺で攫つた者の首が奈良の寺の門に落ちたといふことはあるべき譯がないから拙者は其の事を吉備大臣の傳にも書載せたが、是は全く刺客に遇つたものである、其の刺客は何人であるかといふに、其の前に藤原廣嗣が謀叛をしたが戰敗れて殺されたが、廣嗣は太宰の大貳であつたから兵を率ゐて、京都に攻上つて玄昉を殺すとか、君側の奸を清めるとか、丁度彼の西郷隆盛のやうな事をやつた、其の時廣嗣の兵に加つた者は薩摩の隼人が多かつたとある、薩摩の慄悍の者が加つて既に兵を起さんとした所へ討手が向つて遂に攻滅されてしまつたが、其の徒黨が刺客を放つたものと見える、丁度玄昉が左遷されて筑紫の觀世音寺に於て工事が終つて祝宴の日に群集中に刺客が交つて居て之を殺し、其の首を奈良の寺の門に落した事實に相違ない、さういふ事から益々世間の評判が高くなつて、元亨釋書や興福寺略年代記などは皆佛家

て書くものであるから反對黨の方から之を書殺した筋に見える、玄昉が宮中を汚して居たといふ事があるから續日本紀の點を付けるとき前の如き誤點を付けたのである、然るに水戸は元來僧侶が嫌ひであるから玄昉和尚などは其當時から憎まれて、其引合に皇太夫人宮子皇后光明子まで悪評を受けられたのを其の儘、大日本史に書載せたので、遂に千載不滅の事實となつた、私心を狭んで歴史を見ると右の如き大なる誤謬を來すから歴史を讀む者は注意しなければならぬ、新編先年拙者大學の史局に居る頃、同僚と共に國史眼と云ふを著はしたが、其内に玄昉及び宮子媛光明子の事を大日本史に據つて書き綴つた、今より思へば大なる誤謬なれば、改正するつもりである、因て序に一言こゝに述べ置く、

## 第五章 第一 光明皇后

光明皇后の事は前に少しつゝ述べてあるが、今回は主としてこの皇后の事を述べやう、光明皇后は聖武天皇の皇后で諱を安宿娘といひ又光明子とも稱した、大日本史には諱は光明子とあるが、安宿娘が本當の名である、光明子といふのは誠に美しく光り輝いて居る所から稱へて遂にそれが御名となつたのである、光明皇后の書かれた東大寺の古文書などには、藤三娘と書いてある、此の娘の字は嬢と同字で、らうと讀ますして、じやうと讀む方が正しい、藤三娘といふは藤原家の第三番目の娘であるから、綽號見たやうなものである、東大寺にある皇后自筆の落款に藤三娘としてある、光明皇后は藤原不比等の第三の娘で、姉は即ち聖武天皇の御實母實子娘で文武天皇の皇后である、して見ると聖武天皇には光明皇后は母方の叔母に當るのである、尤も斯る血統より配偶することは後世から見れば母方の妹を妻にするから甚だ可笑しいやうであるが上古はそんな事は少しも構はない、兄弟でも腹違ひなれば配偶することを許されてある、唯同腹の兄弟は配偶することを許さな

い、是は法律で定まつて居る、姉上は文武帝の皇后、妹は聖武帝の皇后であるから藤原家から二人も皇后を出して居る、二人とも不比等の娘であるが腹が違ふ、宮子娘は不比等の先妻の娘で、光明皇后は後妻橘三千代の娘で此の事は前回に述べた通りである、

光明皇后は誠に美しくしき生れ付て、幼少の頃より聰明であつて聖武天皇の皇太子の時に妃となられた、其の時は漸く十六歳であつたが、聖武天皇より二三歳長じて居られた、皇后は生來慈悲深くして人を助くる志が厚かつた、故に皇后になられて後も聖武帝の手を付けられたる女中も多く居つたが、それ等を待遇せらるゝ手厚くして憐愍を加へられた、且つ禮儀正しく慈悲深い所から總て宮中の者は有難く思うて居つた、殊に佛道を深く信仰されたが、佛法の事は前には度々述べたる通り光明皇后の時から始まつたのでなくして天智天皇、天武天皇を始めとして鎌足、不比等、其の他諸大臣方も皆佛教に熱心であつた、其の間に成長せられた光明皇后は別して慈悲心が深いから最も佛教に歸依することが深かつた、光明皇后には皇子もあつたが早逝せられて孝謙天皇一人成長せられたから女子ながらも皇太子の

位に即かれて遂に天位を踐まれることになつた。孝謙天皇が天位に即かれて光明皇后は皇太夫人になられた。尤も是は聖武天皇崩御の後である。光明皇后は學問の優れたる方で、前回に述べた屏風の銘を始めとして其の他自作の文章が澤山ある。それはいつれも東大寺の寶庫に納つて居るが中には長い文章もある。又筆跡が極めて美事で東大寺の寶庫に樂毅論といふ支那の文章がある。是は自筆で今に存して居るが、誠に美事で有名な物になつて居る。此樂毅論を書かれた時は齡四十六歳で、太上天皇の爲めに國家の珍寶等を捨て、東大寺に納めるといふ願文が今でも東大寺に遺つて居る。太上天皇といふは聖武天皇が既に位を孝謙天皇に譲られたから太上天皇の號を奉つたのである。其の太上天皇の功德の爲めに國家の珍寶を捨て、即ち器物の珍しい藏品を悉く東大寺に奉納するといふので、是などは餘程長い文章であるが、是も皇太夫人の直筆である。是ほど文事に達したる婦人は古今絶えてないことである。それに容貌は光り輝いて居る。さうして性質も溫和で、慈悲心の深い誠に申分のない皇后である。然るにそれを様々に譏つて後世までも淫亂の皇后といひ做して居る説が世人の腦髓に感じて居るといふは實に遺憾の至り

である。それは前回に玄昉和尚の事を述べたとき一通りは述べてあるが、其の玄昉と私されたのは宮子娘即ち文武天皇の皇后、光明皇后の姉で、此の宮子娘が第一に玄昉と密通せられたるのみならず俗にいふ芋串といふやうな鹽梅に妹の光明皇后も玄昉坊主と密通があつたといふことを唱へる説があつた。それはいづれも出所の正しからぬもので、先づ源平盛衰記、今昔物語、元亨釋書、年代記、などの證據を取つて大日本史には宮子娘の皇后の處にも亦光明皇后の處にも頻りに其の事を證據立て、居る。是は誠に困つたこととて其の説が先入主となつて遂に今日に至るまで宮子娘并に光明皇后の二人は玄昉と密通があつたといふ事になつた。此の事の評判が立つた以上は如何に光明皇后が學問があらうが、筆跡が美事であらうが、慈悲心が深からうが、そんな事は悉く消えてしまつた。是は誠に困つた事である。此の事に付いて佐藤誠實氏が説を立て、是は續日本紀の讀誤りからさういふ評判になつたのである。というて續日本紀の讀みやうを改めて見ると決して左様な譯ではない。佐藤氏が其の説を唱へてより田口氏が又それを詳しく調べて田口氏の發行する史海の中に詳しく述べてある。拙者も吉備大臣の傳の纂釋を書くとき右兩

氏の説を取つて載せ且つ此度奈良史の講義録を書くにもそれ等は肝要の事であるから前回にも述べて置いたが大日本史も續紀の讀誤りに依つて益々其の説を確めた、まだ續紀の方はそれ程にもなかつたのを大日本史の宮子娘皇后の傳には明かに文を作り直して掲げてある、皇太夫人就皇后宮見玄昉、聖武帝亦造焉、皇太夫人薨帝之後、久不與玄昉相見、沈憂廢事、是日一見、惠然開悟、適與帝相見、天下莫不慶賀、續紀の本文は是程ではなかつたのであるが、法師一看とあるのを大日本史では見、玄昉と書いて下を、不與玄昉相見と續んだ、沈憂廢事、戀の病に沈んで居つた所此の日久し振りで玄昉を見て戀の病が治つた、其の治つた所で聖武帝とも逢はれたから大悦びて天下萬歳を唱へたとあるが、是は誠に甚しい書きやうで斯様な事であるから宮子娘の皇后は固より光明皇后も玄昉と密通したとなつた、大日本史の光明皇后の傳には、天平初、僧玄昉還自唐、帝賜紫袈裟、以爲僧正、安置内道場、是までは續紀の通りであるが、それから後に、后甚寵異、頗有醜聲、と書いた、此の頗る醜聲ありといふはいづれから取つたかといふに、今昔物語、源平盛衰記、年代記、等である、此の三書はいづれもつまらぬものであつて正史などに用ゆべき書物でないのにそれを

取つて宮子娘皇后と光明皇后の兩人ともに玄昉と密通したと書いた、是は甚しい誤りで、既に前回にも述べて置いたが大日本史も近頃になつて漸く續紀の誤點たることを覺つたと見えて佛事史の方には皇太夫就皇后宮の一段は皇妃傳にあるのとは大に違つて居る、併し其の誤りたる事に氣が付たならば之を正して置かなければならぬ、是は全く點の付け方の誤りて甚だ事實を失して居るから之を正して置くといつて正誤しなればならぬのに之を正誤しないのは水戸史館の執拗の強いので、國史を書く心術がないといふのは天下の公論であらう、但し世間の人は佐藤誠實諸氏の説も悉くは見ないから能く分らぬが、是は何人に見せても續紀の誤點から之を敷衍して大日本史の皇妃傳に書いた事は明かである、宮子娘の皇后といひ光明皇后といひいづれも天子に配偶せられたる貴重の方々であるに、書物の讀誤りから所謂濡衣を御着せ申して正史に歴然と記載してあるのみならず、其の誤點に氣が付いても之を正誤しないのは水戸藩の名分を正す學問には甚だ不似合なる事と思ふ、皇妃傳の本文を正誤して天下に知らして置かなければ朝廷に對しても甚だ恐入る次第である、さうして宮子娘并に光明皇后が玄昉に密通し

た事のないといふ證據を擧げなければならぬ、尙ほ甚しき事は善珠といふ和尙があるが、是は皇太夫人が玄昉と密通して生んだ子であるといふ説がある、此の善珠が皇太夫人の子でないといふ事は年代を推して見れば直に分る、是も佐藤氏などが詳しく調べて居るが、大に年代が違つて居る、玄昉は入唐して十九年目の天平七年に歸朝したから善珠は玄昉が入唐してから十年目に生れて居る、玄昉如何に神通力を得て居つても支那に居て日本の皇太夫人と密通して懐胎させることの出來る道理はない、それを玄昉の子といふは不思議の事である、此の善珠も有名な和尙で生年總ての事は歴史に見えて居るが、其の年月を推して見ると皇太夫人の密通見でないことは判然して居ります、此の事は吉備大臣傳纂釋にも其の説を取つて載せてあるが決して拙者の發見した説ではない、佐藤氏其他の人々が詳しく調べて發見したのである、然るに大日本史は左様な説を濫りに採用して貴重なる皇太夫人や皇后に冤罪を蒙らせたるは甚だ相濟まざる事である、又光明皇后の事に付いては大日本史の皇妃傳中に、  
后嘗在家、先父入市、教諸商賈、始用自唐所得稱尺、父曰汝當助國宣風、權衡稱尺、不久

而流于天下、

とある、是は高僧傳に依つたものであるが、是は光明皇后が聖武天皇の皇后となられざる前の事で、即ち十六歳より前の事である、告父入市といへば父の不比等に申上げて町に往かれて諸の商賈に教へて近頃唐から渡つた所の度量衡を商賣に用ゐるやうにといはれた所が、不比等がいふには、汝當助國宣風、權衡稱尺、是から尊い身分になる人であるから政治を施すには度量衡の事は必要である、それを其方が態々町に往つて商人に教へれば是から度量衡が日本に行はれるだらうといつたといふ意味であるが、是は誠におかしい事である、我國の度量衡は三韓と交通が開けて以後は用ゐて居る、殊に雄略天皇のとき吳國に使を遣はされた所が、其の使が歸るとき衡ハカリを持歸つて來た、それまでは三韓の衡ばかり用ゐて居つた所が、支那の衡を持つて來たからそれを用ゐるやうになつた、其の名は何と付けたらよからうと云つた所が、支那では「ハカリ」といふと申したので、萬葉假名で「葉かり」と書いた、是が即ち今の衡である、是は雄略天皇の時であるから奈良朝よりズツと前の事である、凡そ度量の如き物は國が開けた以上はなくて適はぬものである、野蠻未開て今

日のアイヌ人のやうなものなればなくても濟むけれども苟も三韓を征伐して朝貢をさせるとか、又支那と往復するやうになつては度量がなくては何事も出来るものでない、况や奈良朝には大佛建立があつて、始めには丈六の大佛を造り後には六丈五尺の大佛を造り、大伽藍が出来、大寺が盛んに出来るときであるに度量衡がなくて土木の起されるものではない、然るに斯る時代になつて光明子が町に出られ而も當時外戚權威ある藤原家の姫君が十六歳で町に出られて町人などを相手にして是は此度唐から渡つた度量衡である、之を用ゐるが宜しいなどと談話せらるゝ事は人情あるべからざる事である、然るに高僧傳に其の事が明かに書いてあるを大日本史に採つた、

又光明皇后が千人の垢を流されたといふ事が元亨釋書にある、又其の他の話本にもあつて三尺の童子も知つて居るが、是は能く考へなければならぬ、貴重なる皇后が如何に慈悲深いとて湯屋の三助のやうに凡夫の脊中の垢を擦つたり腫物の膿を吸はれたといつて元亨釋書には、后建温室發誓親除千人垢親吸病者膿とある甚しいことと湯屋の三助の直似をされたり、外科醫者の手傳をせられたやうになつ

て居る、皇太夫人が下賤の者の膿を吸ふなどといふことは設令皇太夫人自身はなさると仰せられても側に居る女中がそれを傍觀して居る道理はない、さういふ事を書いたのは畢竟皇太夫人が慈悲心が深かつたといふ事を示す爲めであるといふ佛者の捏造説である、然るにそれを大日本史に採つて居るのは怪しからぬことであつて、不穿鑿極まる事である、又元亨釋書に、后聞釋實忠容貌端麗、召而見之、夢與之交とある夢につがふといふ事は何人が述べたか、皇太夫人自らいはれなければ何人も知る筈はない、斯る妄誕の事を元亨釋書に書いたのみならず堂々たる大日本史に引用して、今考諸書后穢德自不可掩と書いてそこで頗有醜聲と本文に書いて其の出所を出した、斯様な事を大日本史に書いたから光明皇后の學問并に慈悲心の深き事道德の優れたる事などは悉く抹殺してしまつた、凡て婦人は密通などといふ醜行があれば百事皆廢するものである、孝謙天皇は御配偶もないから道鏡や押勝などを寵遇せらるゝは尙ほ恕すべき所があるが、宮子娘皇后、光明皇后に至つては嚴然たる配偶の天子もあり皇子もあるのに、玄昉如き和尚と密通したなどといふ事になつたから後の美德は消え失せたるのみならず汚れたる皇后となつ

てしまつた、孝謙天皇が道鏡や押勝を寵愛せられたるは是は男妾の如きもので男妾は古代には和漢ともにない事であるが、歐米諸國の例を見れば男妾の例は澤山ある、又支那でも男妾を置いた事實は往々ある、唐の則天皇后が如きも配偶の天子がなくなつて後は男妾を寵愛した、これが我邦に傳染して孝謙帝の事となる、この事は別に詳しく述べよう、さて大日本史は孝謙天皇の男妾たる押勝、道鏡を寵愛せられたるは其の實宮子娘皇后并に光明皇后か先例を開かれたから孝謙天皇が忌憚なく斯る淫行があつたやうに見て居る、其の事は大日本史中に一言もしないが其の意思を以て孝謙天皇が押勝や道鏡を寵愛せられた爲めに天下を失はんとしたのは宮子娘皇后、光明皇后の惡例を學ばれたといふ罪惡を決せる爲めにつまらぬ引用書を以て皇妃傳に書立てそれから孝謙天皇の事となつて來た、是が大日本史執筆者の考であると拙者は思ふ、夫故に宮子娘皇后の傳から光明皇后の傳に掛けて右の様に書きなさんければならぬ事情になつて來たのである、是は兩皇后に取つては頗る迷惑の事である、それが爲め遂に密通兒の事まで書立てたが、密通兒の年齢などは少しも合はない、其の事は佐藤誠實氏の調べた善珠の年齢并に玄昉の事を

見れば隠れもない不穿鑿な事が分る、左様な次第であるから大日本史の説を一掃して立歸つて皇妃傳の所は光明皇后は性質温厚にして慈悲深く且つ文藝上にも長ぜられ餘程の賢夫人であつたとしなければならぬ、

光明皇后の後之と匹敵する皇后は嵯峨天皇の檀林皇后で、是は佛法信仰の方であつた、此の事は山城朝の平安の所て述べやうが、檀林皇后は橘諸兄の四世の孫で即ち彼の橘三千代夫人の血統である、此の檀林皇后の傳も皇妃傳にあるが是は淫行のあつたなどといふ事は少しもないが、佛法信仰であつたといふ事が詳しく書いてある、佛法信仰であるから若し少しでも悪い評判が何かの雜書にでもあつたならば大日本史は悦んで之を引用したであらうが、此の皇后に付いては別に雜説もない所から大日本史も冤罪などを蒙らせずに首尾よく濟んだ譯である、

尙ほ茲に玄昉を内場に安置した事に付いて辨して置かなければならぬ、内道場に安置すといふ事は宮中に道場が立つて居る、道場といへば今は創術などの稽古をする處をいふ、上古は僧侶の説法する處で學者の方でいへば講堂である、其の説法の場所を宮中に設けられて特に名僧知識の行狀の正しい人をそこに宿泊せし

めて定日に説法のあるときは皇太夫人、皇后、皇子、方もこれを聴聞せられ又宮中の婦人方や宮女なども拜聞する、説法は寺にあるが、隔つても居り宮中に道場を置かれぬければ大奥の婦人方は屢説法を聴かれるとが出来ぬから其の場所を宮中に設けられる、之を内道場といふ、内道場は天武天皇の御代から始まつたもので玄昉のときに始めて設けられたものではない、それを内道場に安置すと書くとは何やら密通の爲めに特に宮中に置かれたやうに見えるが決して其の時に始まつたものでない、其の前からあつたものである、内道場の事は史海の中に久米邦武氏が其の沿革を詳しく述べて天武天皇の御代からあるものであるといつてある、内道場に安置すといふ事は皇后の傳全體に影響して居るが、是は甚だ宜しくない事である、大日本史は執筆者の意に適しない者は瑣細の事までも悪く書立て大に世人を惑はすから是は辨して置かなければならぬ、

## 第五章 第二 孝謙天皇、道鏡

尙前に述べべき事柄もあれども前回の續きであるから年代に拘はらず事柄の續

きに依つて述べやう、前にもちよつと述べた如く孝謙天皇が道鏡を寵愛せられて、遂に道鏡が覬覦心を懐いた、其の顛末、前後の事實、をば搔摘んで述べれば、孝謙天皇と道鏡との關係は隠れもない事實で、一口にいへば、淫行に相違ない、併し道鏡より前に惠美押勝を寵愛せられ、其の末道鏡に寵が移つた爲めに押勝が怨を懐いて謀叛を爲すに至つた、それは吉備大臣の軍略を以て不日に平らげたが、此度は道鏡が段々増長して全然政權を左右するに至つた、此の道鏡の身上に付いては先づ其系圖から取調べずばならぬ、道鏡は天智天皇の御子の施基皇子の落胤であるといふ説が、本朝紹運録、并に、尊卑分脈の二書の系圖に載つて居る、此の二書は堂上家の立派な方の著述で、天皇の御系圖に付いては確實の編輯である、其の他源平藤橘の系圖から何から此の二書に詳しく載せてある、其の中に道鏡は施基皇子の第九番目の子で、皇子には女子が二人あつて、道鏡は男子の方では七番目で、第一の御子は孝謙天皇の次の天子になられて光仁天皇と稱せられた、道鏡と光仁天皇とは、兄弟で、第一の御子が光仁天皇、末子が道鏡である、此の系圖に依れば道鏡は皇族に相違ない、此の事は、大日本史の道鏡傳に右の二系圖に皇族としてあるが、少し疑しいとい

つて、疑が容れてある、併し全く無稽の説とはしてない、恐らくは誤ならんとある、なぜ無稽の説と見ないかといふに、「本朝紹運録」尊卑分脈は確實なる系圖で、此の二書に其の通りあつて全く棄てる譯に往かぬ恐らく誤ならんとしてある、果して此の二系圖の如く道鏡をして皇族ならしめば天子になりたいといふのも格別無理とは思はれぬ、尤も道鏡は孝謙天皇の寵遇を受けて自分は天皇の配偶同様に思つて居る、若し皇族であるとなれば還俗して天子になつても差支ないといふ考へを起すのも普通の人臣の考へとは違ふ譯である、また一つには孝謙天皇が自ら御位を道鏡に譲られる思召が假りにあつたと看做しても、道鏡が皇族で、光仁天皇の舍弟なれば之に御位を譲られても決して差支ない、格別皇統を紊すといふ譯でもないから一旦讓位を思召されたも敢て咎むべきことでない譯になる、然る處拙者などの考は此の二系圖の説は少し主義のある事であらうと思ふ、即ち道鏡は施基の皇子の系統にあらずと断定する、二系圖に擧げたのは別に主義があるといふ事は後に述べやうが、何を以て證據とするかといふに、和氣清麿が宇佐八幡の託宣を奏聞したるとき我國は皇統相承け連綿として居るから皇統でなければ天子になれ

ない、決して尋常の者が皇統に與かることは開闢以來ないといふことである、それに只今は何者なれば左様な非謀を懐くか、早速取除けよとある、是で見ると道鏡の皇族ならざることが分る、よし託宣は作り物にせよ、兎に角之を以て奏聞し、孝謙天皇も其の託宣を聞召され、道鏡も不平ながらも再び言葉をかへすことが出來ずして畏縮してしまつた所を見れば、己れ皇族なれば、吾は皇族である、尋常の者でないから託宣の皇統相承けるといふに依つて自分が帝位に即いても託宣に背くことはないといふ理窟が合ふ譯であるが、道鏡が其の事を一言も返す言葉がなかつたら皇族にあらざることを知つて居るから託宣に對し一言も返す言葉がなかつたのである、是は道鏡が皇族でない何よりの證據である、さらば道鏡の皇族といふ説がなぜ二系圖に載つたかといふに、蓋し道鏡平素託宣以前自ら詐つて皇族であるといふやうな事をほめかしたのではあるまいか、施基皇子の落胤といふことを觸らして疑心を懐かしめた、道鏡自らも皇族の落胤であるといふ、尤も當時は皇子方も随分種々な者に胤を宿らせたることが多い、道鏡の輩は卑賤の者で施基の皇子は尊い血統であるから太政大臣などになるに民間で意外な者に手を付けられ

て胤を宿したといふこともあればある時分であるから道鏡自らも落胤であると  
いへば、何々王といふは本當の名でなくて、百姓の娘か何か契られたのを落胤と  
いひ觸らすと見える、そこで天子の御系圖の部に入れず、二系圖に入れる所以もあ  
る、此の尊卑分脈は洞院の左大臣公定公の著述であるか、公定公などは朝廷の三大  
臣以上であるから皇室を尊重せらるゝことが厚い弓削道鏡は天子にならんとし  
たる人であるから尋常人でない、何か仔細あつて、落胤などであるから孝謙天皇が  
寵遇されて殆ど普通の配偶同様になつて、遂に帝位を希望したのは決して尋常の  
人でない、何か皇室に關係のある者であつたといふ事で、公定公などの筆になると、  
朝廷を重んずる所から匹夫下郎の名の知れない者が皇室を汚したとなればそれ  
が爲めに皇室が賤しくなるから賤しくせぬやうにとの考から道鏡を落胤のやう  
にしたかも知れぬ、尤もさういふ事は外に例が澤山ある、平清盛は伊勢平氏で、平氏  
の末葉であるから父の忠盛は伊勢平といふ綽號が付いて下郎同様であつた、それ  
が北面の武士になつて院宮の寵遇を受けて殿上などを許されるやうになつた、其  
の子清盛は太政大臣になつて娘を朝廷に入れて安徳天皇を生奉つた安徳天皇は

即ち清盛の孫に當る、伊勢平氏の下郎同様の者が皇統に接近するは非常な事であ  
るから清盛は尋常人でないといふ説が皇室を尊ぶ人から出た、そこで清盛は白河  
法皇の落胤といふ、其の落胤といふのは法皇か宮女を懷妊させた所が忠盛は北面  
の武士であるから法皇の密行のときも供奉する、其の時法皇の胤を宿したる婦人  
を賜はり若し女子なれば睨が育てるが、男子なれば汝の子にして育てよと仰せら  
れ歌を作つて忠盛に賜つたといふことが「源平盛衰記」「平家物語」にある、そこで清  
盛は院の胤である、落胤であるといふことで、太政大臣となり安徳天皇の外祖父に  
なつたのは尋常人でない、法皇の落胤であるからなつたのであるとこのことを専ら  
いひ觸らして居る、それから後にも豊臣秀吉は尾州中村の足輕の子に相違ないが、  
是も匹夫下郎から一躍して天皇陛下に咫尺する關白になつたから尋常人でない  
天子の落胤であるといふ説を立てた、天子に咫尺する者は尋常人でない、皇族の血  
統を受けて居ると頻りに掩護した説を出す、其の例は僧侶には澤山ある、僧侶が天  
子の寵遇を受け殊に師匠同様の者であるから天子も之を尊敬される、其の尊敬さ  
れる所から何某禪師、何某僧正となると何々天皇の落胤であるといふ事が僧侶の

系圖に續々ある、先づ第一に一休和尚などは後小松天皇の子と決定して、大日本史などには後小松天皇の皇子傳に入れた、此の人などは世に有名な高僧で、天子でも何でも勝手次第にいふやうな人物であるから見識が高い、さうすると其の弟子の僧侶共が一休禪師は後小松天皇の落胤である、我が大徳寺の師匠は天子の落胤であるから天子でも憚る事はないといふ、其の他高僧といはれる人の傳を見ると天子の落胤が多い、大日本史は流石に能く調べたもので、他の僧侶は皇族に數へないが、唯一休に至つては俗説に依つて皇族としてある、是も拙者などは不承知である、其の事を序でに一言しやう、大日本史は固より一休の弟子坊主どもの書いた傳などは採用はしない、又世間の風説も取らぬが、其比菅和長といふ人がある、是は菅原和長といつて一休と同時代の學者である、此の人の日記があるが、それには今世俗にいふ一休和尚は後小松天皇の御胤であるといひ傳へると書いてある、愈、其のいひ傳が證であるか、證でないかまで議論かしてない、唯さう申觸らして居るとしてある、菅和長はさういふが、是れが本當であるといふ證據を擧げてあれば、其の當時のいふとであるから證據になるけれども、唯世間にいうて居るといふ丈では證據

不十分と思ふ、拙者などの考では御系圖に正しく皇子といふとがない以上、人は決して皇子傳に入れないが、朝廷を重んずる所以であらうと思ふ、若し流傳説で、坊主が師匠の事を善くいふ爲めに皇族の落胤といひ觸らす者を皇族に入れ、は恐れながら萬一それが事實でないときは皇統を汚し奉るとになるから皇室を重んずる以上は落胤説は採用せぬやうにしなければならぬ、固より、大日本本史も其の意で他の人は一切取らないが、一休丈は皇子傳に入れた、道鏡も二系圖にあるけれども、大日本史に疑をなして置いたのは至極適當のとである、又清盛の事も、盛衰記を引いてあるか、證にしない、又豊太閤は、大日本史後の人であるが、よし、大日本史があつても無論落胤説は取らないと思ふ、豊太閤は自ら皇族の落胤と稱したとはないが彼の明と戦争したとき明人に與へた書牘がある、それに余は母が日輪を宿す夢を見て産れたる者であるとあつて自分の事を大仰にいつてある、故に日本國は自分の威に靡いたとはいつて誇つて書かれた文がある、それは外國に對して我身を誇つて書く文法であるから害にもならず、それまでの事である、唯道鏡にせよ、清盛にせよ、秀吉にせよ、天子に咫尺するやうな身分になつた人は之を尋常人でない、

帝室に縁故ある者であるとしたのは公卿方が帝室を尊重する所から出るのて、二系圖も恐らくさういふ説ではあるまいかと思はれる。

道鏡が皇統の人でないことは前に述べたる證據に依つて明かである、光仁天皇は施基皇子の御子より後に天位を踐せられたが、果して道鏡の兄弟ならば道鏡の事に付いては光仁天皇から何とか詔勅がありさうなものである、よし天皇は仰せられずとも、他の記録に光仁天皇と道鏡を兄弟なれども一人は天子となり、一人は斯様になつたといふ事がなければならぬ、然るに光仁天皇道鏡の事に付いては前後に何の傳説もない、弓削淨人キナトといふは後に大納言になつたが、是が道鏡の兄弟で、二系圖には道鏡の兄とあつて、皇族の系圖にしてある、續日本紀にも道鏡の弟とばかりある。

道鏡は大和の人に相違ない、初めは淨僧で餘程品行の正しい人で、學問も相應にあつて加持祈禱をすることの名人であつた、所が或時孝謙天皇御不例に付き道鏡を召されて祈禱せしめた即ち彼の玄昉が看病したやうに道鏡も談義をして天皇の病氣を平癒せしめた、それより天皇は道鏡を寵愛せらるゝに至つたが道鏡は餘程

美僧であつたといふ、其の肖像があつてうつくしく書いてある、道鏡の寵遇日に盛んなる所より遂に野心を起すに至つたが、一體道鏡はそれほどの悪人とは思はれぬ、唯親族の大納言淨人を始めとして、卑賤より成上つた者が澤山ある、道鏡は太政大臣禪師になり、法王になつて、天子同様の資格になつたから一門の者は朝廷に採用されて、兄弟の淨人などは大納言從二位となるに至つた、それ等の人々は益道鏡を貴い者として己等も其の蔭に就かんとする計畫があつたと見えて、道鏡を天子にせんとするまでに側から取立てた、又道鏡自らも増長して、天子は自分の配偶同様であるから自ら天子になるべきものといふ自負心から天位を希望したものと見える、後に道鏡が處分されたとき道鏡の親族が多く流罪に處せられたる所より見れば餘程徒黨が多くあつたものと見える、尤も其のくらゐになると徒黨の多くなるものである、道鏡も始めはそれ程の考ひはなかつたが、騎虎の勢遂に非謀を企つるに至つた、其の時に至つては流石孝謙天皇も甚しき失策をしたと思召したと見える、併しそれには段々階級があつて、道鏡は僧侶であるから僧侶の資格で尊敬の極度に至らしめれば満足するだらうと思召して親ら尼となられた、尼になれば

道鏡が僧侶で此方が尼なれば差支なからうとの考から淡路の廢帝などが居られて一旦御位を去られたけれども、軍國の場合再び帝位に即かれて政治を開かれ、其の對手として道鏡を大禪師とし、亞いて太政大臣禪師とし、遂に之を法王になされた、法王といふに至つては天子と同様である、併し法とか禪とかいふ字が冠つて居るから朝廷の天子、大臣といふものではない、法皇を以て尊重の極に至らしめ、是より上はないといふ取扱をせられた所が、道鏡は尙嫌らずして、殆ど天子にならんとする非謀を起した、事是に至つては已を得ないから神託即ち神の御沙汰に従ふことになつた、其の決心をせられたのは孝謙天皇一人の思召ではない、法均尼といふ附人が計畫したのである、此法均尼はズツと以前から天皇に奉仕して居つたが、備中の生れの女で、和氣清麻呂の姉であるが、宮中に長く奉仕して天皇と同じ年輩で、孝謙帝が尼に御成りなされるれば法均も尼になるといふ位であつた、續日本紀にも法均は常に帝の左右に侍して機密の事に與つたといふ事が法均傳にある、此の法均は餘程の智畧家と見えて、道鏡が増長して天皇が制御に困難せられたる所より法均尼と協議の上遂に一策を設けられた、其の策が誠に面白い、

### 第五章 第三 孝謙天皇二

孝謙天皇の崩御になつたのは、續日本紀には寶龜元年六月申丑とある、前回に述べたる如く天皇は河内國由義離宮に臨幸になり、同宮に於て御不例になつた、然るに其の御不例が一ヶ月餘を経て平癒せられざる所から奈良の宮に還御になつて療養せられたが、遂に八月癸巳の日即ち四日に崩御になつた、御年五十三歳、御病氣より崩御までの間は右の次第で、六年申丑の日は十五日と思ふ、十五日に病氣になつて八月四日に崩御になつたから病氣に罹られてから一箇月半も病床に在らせられた、其の病症に付いては水鏡に書いてあるのは少し淫褻に渉るけれども引用書にある通りを述べれば、

御門由義宮に行幸ありき、道鏡日にそへて御おぼえさかりにて、世すてにうせなむとせしを、百川うれひなげさしかども、ちからおよばざりしに、道鏡みかどの御心をいよ／＼ゆかしたてまつらんとて、おもひかけぬ物をたてまつれたりしにあさましきこといできて、ならの京へかへらせおはしまして、さま／＼の御くす

りどもなりしかども、そのしるしさらにはみえざりしに、あるあま一人いできたりて、いみじき事ども申て、やすくおこたりたまひなんと申し、白川いかりてをひいだしてき、みかどつむにこのことにて、八月四日うせさせ給にき、こまかに申さば、おそりもはべり云々

と斯様に書いてある。此の水鏡の文を以て見れば、道鏡みかどの御心をいよくゆかしたてまつらんとて、おもひかけぬ物をたてまつれたりしに、あさましきこといできてとあるから、此の水鏡の説によつて種々の事を引いて、道鏡が思ひかけぬ物を奉つたといふ其のおもひかけぬ物は、或は大根であつたとか、或は自然生の大きな物をまひらせた所が、それが途中で折れてしまつた、御陰部中の物を引出さうと思つても出ない、あるあま一人いできてといふのは、朝鮮の百濟の尼が我國に来て居て小さな子供のやうであつた、其の者が、私の手は此の通り小さな子供のやうな手であるから、たやすく御陰部に手を差込むことが出来る、さうして其の中にある物を取れば、御平癒になる」と言上した、一同心配して居る最中であるから、其の説に従ひ療治をさせやうとした所へ、百川が来て大に怒り、妙な事をいふといつて其

の尼を逐出した、又一説には、百川が之を抜討ちに斬殺したとある、又一説に此の尼は狐が憑付いて居るといつて、打ち出したとある、或はその差込んだ物が折れ込んだといふ説もある、後世の雜書には此の事に付いて面白くも可笑しくも書き、或は狂歌が出来るやら何やら大變な事であつた、それは先きから先きの流傳説で一向信ずるに足らぬ、それから道鏡が何か奉つたといふことが頻りにかいてあるが、拙者甚だ是は不思議の事であると思ふ、天皇の病に罹られてから崩御までの間の日を數へて見ると、前に述べし如く確に一箇月半以上である、一箇月半以上病床にあらせられ、御重體になつて崩御あそばしたといふ、其の病原は御陰部に折れ込んだ物を出すことが出来ず、百濟の尼が手を差入れて取らうとしたが、取らせなかつたから崩御になつたといふが、御陰部に狭つた物を取るのには最も易きことで、現に産婆などは胎内の死兒までも引出すは容易のことである、况や外物の大根とか自然生とかを取出すのは苦もないことである、良し其の物が取出し得なかつたにせよ、五十日ばかりの間苦まれて死ぬるといふ道理はない、拙者は此の事を或名醫に質問した、外物の障害で死に至るといふはどういふ事だらうと問うた所が、激烈なる

物を差込んで、それが取出せないときは先づ六時間て絶命する、長くて十二時間ぐらゐのものである、一日一抔くらゐて絶命するものである、然るに其の外物が陰部にあつて五十日間も生命を保つ道理は決してないといつて物笑ひとなつたことがあるが、果してさうである、外物の刺撃の爲めに苦悶して死するなれば、即日死ななければならぬ、五十日も苦しむといふ道理はない、孝謙天皇の病症は後世から恭察すれば子宮宥のやうな病氣で、平常鬱症の病氣があり、殊に齡も五十三歳といふ高齡をかさねて老衰して居らるゝ所へ激烈なる子宮病が起つて療養叶はず急に崩御になつたので、道鏡が御陰部に外物を狭んだ爲めに崩御されたといふのは全く亦世間の風説で、作り話に相違ないと思ふ、其の點からして疑ふべき事である、所が「大日本史」はそれを大仰にいつてある、即ち「大日本史」には「水鏡」の文を取つて、  
 寶龜元年帝幸由義續日本紀與道鏡遊處、狎褻無所不至、道鏡欲益悅帝意、進以淫具、因是得疾、歸平城而崩水鏡  
 とあるが、水鏡の原文には狎褻無所不至などといふことは見えない、此の孝謙天皇は子孫の絶えた方であつて、始め天武天皇は天智天皇の兄弟で、天智の御子に弘文

天皇といふがある、是は「大日本史」には大友天皇としてある、天智天皇崩御あつて、六ヶ月ばかり位に即かれた、天智天皇の弟の天武天皇は天智天皇崩御の際出家を遂げられて吉野に往かれた、それから叔父の天武天皇と甥の大友天皇との戦争となつた、之を壬申の亂といふ、それが爲めに甥子の方は敗北して近江に於て崩御せられた、それで天武が天子となり、天武、元明、元正、聖武、孝謙でそれから二度目の稱徳天皇と八代續いて、其の間に大炊の廢帝が居られる、大炊の廢帝は舍人親王の子で、即ち天武天皇の孫に當る、矢張り九代の間は天武天皇の血統である、所が孝謙天皇は一代で子がないから血統が絶えてしまつて、天武の方は是限りになつた、光仁天皇は天智天皇の御子の施基の皇子の御子であるから、是は天智の系統である、天武の系統は稱徳天皇で絶えてしまつた、さうして今度は天智天皇の系統で子孫が續く譯になる、左様な譯で、孝謙天皇の系圖は絶えてしまつたから後世に至つて孝謙天皇の事はどんな惡ひ事を書いても朝廷から咎められないから勝手次第な事を書いたのである、總て高貴の方々は系統が絶えたと世間には小説やうのものゝ起る事は往々ある、徳川家の五代將軍常憲院綱吉は子孫が絶えて、兄上の甲州に分家を

持つて居た綱重の子が家督して六代將軍となつた、常憲院綱吉は子がなくて絶え  
たから其の悪口ワルコトを頻りに書いた、綱吉は柳澤吉保を寵愛して、其の妻を懐妊させた  
とか、百萬石に取立つたとか、様々の悪口を書いた、護國女太平記といふ綱吉の悪口  
をかいた書物があるが、是は全く小説本で、柳澤を百萬石に取立てるといふことが  
治定して既に發表せんとするとき、井伊掃部頭が御臺所に申上げて、あなたが御一  
命を抛つてお諫めにならなければ徳川家の社稷がつぶれる、柳澤如き者を百萬石  
に取立てれば薩州の島津、奥州の伊達などは其の高下になるから天下が亂れるに  
違ひない、こゝは御臺所が一命を棄て、お諫め申すべき所であるといつて勸告し  
たから、御臺所は其の夜常憲院を寢所に於て殺害し、自分も其の場で果てられたと  
いふ事が書いてある、是は捏造極まる説で全く作り話である、井伊掃部頭は丁度其  
の時の參勤交代の日記を見ると、彦根在國のときである、井伊掃部頭が其の御臺所  
に迫つたといふ事からして無根である、又常憲院が柳澤の妻に落胤をこしらへた  
といふのも無根の事で、この將軍は子がないから犬を殺すことまで禁制されて、犬  
公方といはれたが、是は全く自分に子がないから犬を殺すことまで禁制したので

ある、若し柳澤の妻に自分の胤を宿したならば柳澤はもとは僅か五百石で、全く五  
代將軍の爲めに小性から取立てられた者であるから、其の妻に生れた子は父子の  
名乗りをしても差支ない譯である、徳川家で落胤を名乗つて、父子の對面をした例  
は初代家康に五人あり、二代にも三代にもある、其の他澤山の例がある、かゝる先例  
があるに大切なる常憲院の胤があるとすれば、之を取立てるに何の差支がある、何  
を苦んで百萬石を與へて柳澤を大老にして置く道理がある、柳澤の妻に落胤をこ  
しらへたといふ説からして既に虚説であつて、實は柳澤の家に預つた常憲院の妾  
があつた、其の者は仔細あつて城中に置くことが出来ないから柳澤の方に預けら  
れて、時々常憲院が往かれたのである、其の妾を柳澤の妻と小説ではしてしまつた  
それからして大なる間違ひである、なぜ斯る甚しき事をかいたかといふに、常憲院  
の治世は丁度三十年であるが、其の手前の十年間ばかりは至極名君であつた、然る  
に後には犬の制禁などが起つて、犬の爲めに罪を受けた者が澤山あつた、是は隠れ  
もない話である、それから錢を鑄換へて悪い錢を鑄た、其の錢の評判がひどく悪か  
つた、又柳澤を寵愛した、柳澤はなか／＼の人物であつたが、五百石から甲州の廿五

萬石までに取立てたから少し用ゐ過ぎた、さういふ所から晩年には評判が悪かつた、然るに死んで世嗣が絶え、次の將軍は別の所から來てなつたから世人が勝手次第の悪口を書いても誰も咎める者がなから悪評ばかり立つた、朝廷幕府のかはりこそあれ、孝謙天皇の事に克く似て居る、又平清盛なども宗盛で跡は絶えてしまつたから清盛の死するや否や、平家の事を悪く書いた清盛は惡逆無道の如くに、源平盛衰記でも平家物語でもかいて居る、それは平家の跡が續かずして、源氏が跡を取つたから、兎角跡の續かない者は恣に筆を弄ぶとが出来る、さうして種々小説やうのものが出来る、况や孝謙天皇の事柄は男女の關係であるから別して話をこしらへ書物に作る事が面白い、ばこやのひめごとなどいふ舊幕時代に出來た書物があるが、是などは全く孝謙天皇の陰事を多く掲げたもので、孝謙天皇を惡口したものであるが話の種子が男女の關係であるから小説にするに面白い、兎角日本の歴史はさういふ物を心に挿みて事實の褒貶とするに依つて困る、神功皇后の三韓征伐などには武内宿禰と關係があつたといふ事も書いた物がある、俳諧、狂歌などには神功皇后の惡口をいつたものがいくらかもある、三韓もしたがつた筈うけ

ざかりなどといふ猥褻な狂歌がある、孝謙天皇に付いても卑猥な狂歌がある、甚だ猥褻の事ながら水鏡などは三鏡の中で官本歴史の附物である、大鏡、水鏡、増鏡といへば六國史の附物であるに斯様な事をかくのは苦々しき事である、さて孝謙天皇の一生に付いては前に述べた所で済んだが、孝謙天皇といふ方は全く淫奔破倫の方で、惠美押勝、弓削道鏡の二人の寵愛にひかされて、殆んど天下を失はんとせられたといふ世評であるが、段々孝謙、稱徳の二朝の事を考へ合せて見るとなか／＼聰明の御性質で、始めから女子で皇太子に立たれたのは非常の事である、是は聖武天皇が皇子を皇太子に立てられたが不幸にして早逝あらせられたから、孝謙天皇は女子ながらも皇太子として天位に御つきなされたが、御幼少のときから聰明であらせられたに違ひない、學問も十分になされ、歌舞其外の才藝に勝れ給ひ、吉備大臣は皇太子の時分から侍讀を勤められた、佛學にも深くわたらせ給ふは詔勅の表にてもしらす、さうして人を用ゐる事に於て思ひ切つた事をなされた、吉備眞備は衛士少尉の子ぐらゐであつて、門閥でも何でもない者を右大臣に用ゐらる、尼法均はもと備前の産にて宮仕して進守大夫の尼位を授けられ四位の封を

賜はり、帝の左右に侍して機密を掌る、其弟和氣清麻呂因幡國員外介を以て宇佐大神の勅使にされたり、又押勝や道鏡を一時は寵遇せられても少し我儘増長すると直に處分せらるゝ、此の事は前に述べたが其の邊の事は決して遲滯せずして早速處分せらるゝ所などは餘程潔い事であつたが、それには丁度其の時模範とせらるゝ事がある、唐の則天皇后の事が恰も孝謙天皇の御事蹟によく似て居る、則天は孝謙天皇より六十年ばかり前の人であるが、其のくらゐの年歴であるから孝謙天皇は我國の入唐者などから則天の事蹟を聞かれたものと見える、北島親房卿が神皇正統記に孝謙天皇の事をかいてあるのは左の如くである、

唐の則天皇后は太宗の女御にて、才人と云ふ官に居給へりしが、太宗かくれ給ひて尼に成りて、感業と云ふ寺におはしけるを、高宗見給ひて長髪せしめて皇后とす、諫め申す人多かりしかども用ゐられず、高宗崩じて、中宗位に居給ひしを退け、睿宗を立られしをも復退けて、自帝位に即き國を大周と改む、唐の名を失はんとおもひ給ひけるにや、中宗睿宗もわが生み給ひしかども、捨て、諸王とし、自のやから武氏の輩を以て、國を傳へしめんとさへし給ひき、その時にぞ法師も宦者も

あまた寵せられて世に譏らるゝためし多く侍りしか、

高宗は太宗の次の天子である、則天皇后は一旦尼になつたのを長髪せしめて、皇后とした、高宗崩じて中宗、睿宗、といふ高宗の子があつた、則天は始め兄の中宗を一旦天子にしたけれども之を退け、次に睿宗を立てたけれども是も退けて自ら帝位に即き、國を大周と改めた、是は自分が唐の國の後家でありながら唐の社稷を滅じて、自分は武といふ姓であるから武氏の世にしやうと思つたのである、其の時則天は法師をあまた寵せられたから法師と密通して居るといふ評判があつた、又宦者もあまた寵せられとあつて、美しい宦者なればそれを寵愛されたといつて支那の歴史ではそれを譏つて居る、それから又、

此の道鏡始めは大臣に准じて大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ふ、それによりてつきゝ、納言參議にも法師を交へなされにき、道鏡世を心のまゝにしければ、争ふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき、されども力及ばざりけるにこそ、法師の官に任ずる事は、唐より始て僧正僧統など云ふ事のありし、それすら出家の本意には非ざるべし、况や俗官に任ずる事有

べからぬ事にこそ、されどももろこしにも南朝の宋の世に惠琳と云ひし人、政にまじらひしを黑衣宰相といひき、梁の世に惠超と云ひし僧、學士の官になりき、北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給はる、唐の世となりてはあまた聞えき、肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり、代宗の時天竺の不空三藏をたうとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる、後に開府儀同三司肅國公とす、歸寂ありしかば、司空の官をおくらす、則天の朝よりこの女帝の御代まで六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞ、云々

とあつて、支那でも女帝で政治を聞いた事はいくらもあるといふ例を擧げて、孝謙天皇が道鏡を盛んに寵遇せられたるは支那に先例のある事であると擧げたのである、則天の朝よりこの女帝の御代まで六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞとある、則天は法師或は宦人などを寵愛して我子ながらも二人の天子を排斥したなどといふ事は、恰も我朝で孝謙天皇が惠美押勝を寵したるは支那の宦人に當り、又道鏡は、則天の時に法師を用ゐて立派な役人にしたるに能く似て居る、それから

大炊の廢帝、道祖王の皇太子を廢せられた事がある、此の二人は孝謙天皇自身の業ではないが、一人は天子にならんとし、一人は皇太子のときに孝謙天皇が處分せられて再び自ら天子になられたるは丁度則天武后が中宗、睿宗の二人を排斥して自ら天子になつたと同じ事で、孝謙天皇は則天の眞似をなされたやうになつて居る、それで親房卿は、則天の朝よりこの女帝の御代まで六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞといはれたのである、全く孝謙天皇は則天の事を自身に學ばれた姿になつて居る、是は親房卿が能く見られたので、則天のした事は支那の歴史では悪くいつてはあるけれども是はなかくの女である、則天は唐の大忠臣といふ狄仁傑を非常に重んじて何事も此の人に謀つた、又狄仁傑も則天は女子で、中宗、睿宗の二人の子を天子にして、復之を退ける、どこまでも母親の威權でやるのだから狄仁傑も之を諫める事が出来ない、諫めずとも其の儘にしておけば又唐の社稷になるといふ事を見切つたと見えて、中宗、睿宗が廢せられても之に逆らはずして其の儘にして居つたが、惜むべし、狄仁傑は則天の死するまで生きて居ることが出来ず、自分の方が先きに死んでしまつた、其の死するときに張柬乃を後に遺して張柬乃に自

分の志を繼がせる遺言をした、張東乃は則天が年寄つて死んだから跡に中宗睿宗を天子に立つて武氏の輩は皆逐攘つて一時大周と改めたのを除いて、唐の社稷を再び起した、即ち張東乃は狄仁傑の遺言を守つて其の通りに行つた、是に於て彼の吉備大臣は丁度唐の世に比すれば狄仁傑の位置に當つて居る人で、是は幸ひにして我生前に孝謙天皇が崩御になつたから弓削道鏡の始末までも付けて跡に光仁天皇を迎へ立てることになつた事柄は狄仁傑が唐室を全うしたると能く似て居る、兩朝の間の事は親房卿のいはれる通りである、一體其の時分は支那の事を我國で盛んに採用して、今の朝廷が歐羅巴の文物を採用すると同じく、善い事は固より悪い事もあつたけれども善惡を選ばず彼の真似をする時世であつたから斯様な事が自然世の中に現はれて、唐の則天の頃の事が我國に六十年くらゐ後れて現はれたやうな譯で、是は親房卿の議論が正確である、それに付いて風評を盛んにしたのは當時の俗説で、孝謙天皇はそんな暗愚な方ではない、又支那の則天も尋常どころではない、女ながらも非凡の智慧のある人である、併し支那は革命國の事であるから自分が周室を起して唐の國名を除かんとする檀恣の考であつたが、我國では

そうはいかぬ、いかに道鏡の勢力が盛んになつても孝謙天皇が我神國の國體上から説を立てて道鏡に恣にさせないやうになされた、是は我と彼との國體が違ふからで、又隨つて則天皇后と孝謙天皇とは人と爲りも違つて居る、則天の方は思ひ切つた男のせられぬやうな事をするが、孝謙天皇の方はそれ程打破つた事はしない、併し其の聰明なる點は能く似て居る、則天と孝謙天皇と其の人と爲りの違ふ所をいへば、神皇正統記にある通り、則天は太宗の女御であつた所が太宗崩御の後尼になつて感業といふ寺に居つた、二代目の高宗が其の寺に參詣した所が、若い婦人が尼になつて居るから彼は何人かと問はれると、是は太宗の女御の武氏であるといつて答へた、さうすると高宗がそれは惜しいものである、髪を伸ばして朕が側に置くやうにしやうといふ命で、長髪して高宗に仕へた、高宗も本夫人があつたから則天は妾の如くになつて居た、其の中に懷妊して女子を産んだ、さうすると高宗は正夫人に子がなかつたから非常に其の子を寵愛して、高宗は時々武氏の部屋に來られた、或時其の部屋に往かれた所が、其の女子が寝かしてあつたが、高宗は頻りに之を見て居られた、餘り能く寝て居るからといつて其の身體を擦つて見ると死んで

居る、高宗は大に驚いて是は死んで居るといふと武氏も大に驚いて大變な騒ぎになつた、どういふ譯で寢ながら死んだらうといふと、武氏のいふには他に何も仔細はならぬが、陛下の來られる少し前に皇后が來られて此の子を懐いたり何かして寵愛せられ其の儘又寢かして歸られて程なく陛下が來られたといふ、それでは皇后が其の子を壓し殺したのであらうといふ事、大騒ぎになつて、皇后に詰問した所が、いひ分けが立たぬ、皇后は決してそんな事をした覚えはないけれどもいひ分けがないから遂にそれが爲めに皇后は廢されて武氏が皇后になつた、是は武氏が我始めて産んだ子を皇后の歸つた跡で殺して寢かして置いて皇后が殺した如くにいひなして自分が皇后になつたのである、それから後に中宗、睿宗などの男子が出來たが、始めて産んだ子を自ら殺すなどといふは殘酷極まる事である、則天はさういふ事をする人であるから孝謙天皇とは大に性質が違ふのである、これは全體皇國と支那とはその人質性情の相違がある所であらふ。

#### 第五章 第四 孝謙天皇三 唐之則天武后

孝謙天皇の事蹟は唐の則天武后の事蹟に能く似て居るといふ事を前回に述べたが、今回は其事蹟を比較して述べやう、尤も此の事に付いては北畠親房卿が神皇正統記に掲げてあるから先づそれを参考として左に掲げる、

第四十八代稱徳天皇は、孝謙の重祚也、庚戌の年正月一日更に即位、同七日改元、太上天皇密に藤原の武智丸（武智丸）の大臣の第二の子押勝を愛し給ひき、大師（其時太政大臣）と正一位になる、見給へばましましきとて、藤原に二字を添へて惠美の姓を給ひき、天下の政しかしなから委任せられにけり、後に道鏡といふ法師（可削の氏）又寵愛ありしに、押勝怒をなし、廢帝をすゝめ申して、上皇の宮を傾けんとせしに、事顯はれて誅に伏しぬ、帝も淡路に移され給ふ、かくて上皇重祚あり、さきに出家させ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極也、けんかし、唐の則天皇后は太宗の女御にて、才人と云ふ宮に居給へりしが、太宗かくれ給ひて尼になりて、威業と云ふ寺におはしけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて皇后とす、諫め申す人多かりしかども用ゐられず、高宗崩じて中宗位に居給ひしを退け、睿宗を立てられしをも又退けて、自帝位に即き國を大周と改む、唐の名を失はんとおもひ

給ひけるにや、中宗睿宗もわが生み給ひしかども、捨てて諸王とし、自のやから武氏の輩を以て、國を傳へしめんとさへし給ひき、その時に法師も官者もあまた寵せられて、世に譏らるゝためし多く侍りしが、この道鏡始めは大臣に準じて、日本大臣のほじ大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ふ、それによりてつぎ、納言參議にも法師を交へなされにき、道鏡世を心のまゝにしければ、争ふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき、されども力及ばざりけるにこそ、法師の官に任ずる事は唐より始て僧正僧統など云ふ事のありし、それすら出家の本意には非ざるべし、况や俗官に任ずる事有べからぬ事にこそ、されどももろこしにも南朝の宋の世に惠琳と云ひし人政にまじられしを、黒衣宰相といひき、但此は官に任梁の世に惠超と云ひし僧學士の官になりき、北朝魏の明元帝の代に法果と云ふ僧、安城公の爵を給はる、唐の世となりてはあまた聞えき、肅宗の朝に道平といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げし故に、金吾將軍になされにけり、代宗の時天竺の不空三藏をたうとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる、後に開府儀同三司肅國公とす、歸寂ありしかば、司空の官を

あくらるの司空は大臣の官なり 則天の朝よりこの女帝の御代まで六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞ。

北島親房卿が正統記に述べられた通りである、茲に則天の事蹟を摘んで述べれば、則天は高宗の妃であつたが、高宗の崩じて後其の子中宗が帝位に即いた、是は即ち則天の生んだ子である、然るに則天は其の中宗を廢して睿宗を立てた、是も同じく則天の生んだ子である、則天は復其の睿宗をも廢して遂に自ら天子になつた、則天は元と武氏から出て皇后になつたので、太宗の宮人であつた所が、太宗の崩じて後尼となつて寺に居つた所、太宗の世嗣高宗が之を見られて還俗せしめて宮中に入れて皇后とした所が、多くの皇子が出来たが、俗に謂ふ二代の皇后である、太宗のときは宮人であつて、固より皇后ではない、唯妃嬪の列に列なつて居た、高宗の代には全く皇后であつたが、我が子の中宗、睿宗を廢した、即ち孝謙天皇が道祖王を一旦皇太子にして之を廢し、大炊王をば天子に立てた、大炊王は即ち明治の御代に淳仁天皇と諡された方である、孝謙天皇は復た之を廢して自ら帝位に即かれて稱徳天皇と稱したのは、丁度則天が、中宗、睿宗の二人を一旦天子に立て、之を廢し、自ら天位

に即いたと同じやうな仕方である。尤も孝謙天皇は皇太子から天子になられ、一旦淳仁天皇に位を譲り、之を廢して再び帝位に即かれたのである。則天は元とは皇后であつて唐の家に生れた者では固よりない、外戚であつて、我が生んだ子の中宗、睿宗の二人を一旦天子に立て、二人とも廢して自ら天子になつたのであるから多少は事情が違つて居るけれども大概似寄つて居る。それから則天は中宗を廢して自ら軍國の大事を司ることになつたから、總體の者が不平を鳴らして徐敬業といふ者が兵を起した。是は元と李姓で李敬業と稱した人である。徐敬業が謀叛を起したが、謀叛といへば謀叛であるが義兵と云へば義兵である。兵を起したから李の姓を削られて徐の字を與へて徐敬業となつた。李は唐の姓であるに謀叛人に李の姓は名乗られないといふので李の字を削られたのである。徐敬業は則天が恣に中宗を廢したから義兵を起して元の通り中宗を天子に立てやうといふ趣意で兵を募つた所が、餘程同意した者が多かつたけれども、遂に戰破れて徐敬業は殺されてしまつて、兵を擧げたる趣意が立たなくなつた。之を我國の孝謙天皇に比すると又似た事がある。孝謙天皇が道祖王といふ皇太子を廢せ

られたとき橘諸兄の子の奈良麿が兵を擧げて再び道祖王を皇太子にしやう、殊に孝謙天皇が我儘であるからといふので兵を起した。朝廷にも之に與みする者が多くあつたが、是も戰破れて遂に死んでしまつた。さうして與黨の者もそれ／＼罪せられた。是は徐敬業が中宗を位に復さんとして兵を起した事に能く似て居る。それから則天は其の子の睿宗を天子に立て又程なく之を廢して自ら天子になつたが、是は丁度孝謙天皇が淡路廢帝を天子に立てたと同じであるが、此の時も騒動があつた。さうして謀叛を企てた者も多くあつたが、支那の方でも則天が睿宗を廢したときも騒動があつて、兩度ともに我國と同じやうな事があつた。又則天の方では懷義といふ者が居つた。是は元は僧ではない、宦官のやうな者であつたが、宦官では宮中に入れることが出来ないから出家させた。其の出家名が懷義といふ。則天は懷義を僧として宮中に引入れて寵愛して居つた。此の懷義なかなかの人物で政治にも立障つて居るが、又兵に將として諸所に征伐に出ることも委任されて頻りに戰爭して居る。夫れ故に懷義は段々身分が貴くなつて大臣にまでなつた。且つ何將軍などといふ將軍も帯びて文武官を兼ねて居る。此の懷義は我國で

いへば、彼の惠美押勝と道鏡の二人を兼ねたやうな人物である、政治に立障つたり戦争したりして軍國の大事に任ぜられたのは丁度惠美押勝が兵に將たるやうになつて軍國の大事に任ぜられたるに似て居る、又僧にして天子の寵遇を受けたる所は道鏡に能く似て居る、又其の頃戦争は度々ある、唐では彼の契丹キタンや突厥トウクルといふ夷狄どもが亂を起して都を窺ふことがあつた、それを懷義が將軍となつて打攘つた事がある、我國では孝謙天皇の御代に薩摩の隼人が謀叛を起して騒動が起つた、又蝦夷にも亂があつた、何時でも隼人といへば九州の端の蠻族、蝦夷といへば奥羽の端の蠻族である、それ等が叛いた爲めに征伐が追々あるが蝦夷の征伐などは藤原宇合などが將軍になつて征伐に往つて居るから押勝は懷義とは違ふ所がある、尤も支那でも懷義一人が將軍となつた譯ではない、他の人も兵に將として出征した事もあるが、其の事柄が支那には契丹、突厥の夷狄が亂を起し、我國では隼人や蝦夷が亂を起して誠に能く似て居る、丁度又官制を改めたことなども支那では則天が百官の名を改め百官の制度を更へて妙な名を付けた、我國でも孝謙天皇のとき官制を改めて、惠美押勝などは紫微内相

となつたが、是は丁度大臣の位置である、是は前回に述べた通りであるが、則天が即ちさうである、我儘勝手の事をする皇后で、自分の意に背く者はサツサと罪して殺戮を行つた、又則天は人を用ゐること豁達にして有爲の人物は餘程尊んだ、劉仁軌といふ人は唐の太宗から中宗にかけての大臣で、餘程の忠臣であつたが、則天は之を尊敬して用ゐた、又狄仁傑も老成の忠臣であつたが、是も尊敬して使つた、其の他陳子昂など、或は賢徳ある者、或は諫争する者を能く用ゐた、其の直言は用ゐずとも、良い人は良い人のやうにして使つて往く、英雄豪傑を使ふのは名人であつた、則天は我儘をして唐の天子を二度まで廢して己れの生家の相續の者を引出して大臣などにして遂に唐の社稷の名を改めて武氏の周といふ名などを付けて我儘勝手な事をしたが、人を使ふことが巧みであるから英雄豪傑もそれが爲めに則天に用ゐらるゝ事を喜んで居つたといふ事が歴史にある、餘程大量豁達の婦人であつたと見える、我が孝謙天皇もそれ程の赫々たる事はなければ、人も人を用ゐる事は巧みて、吉備大臣を始めとして藤原永手、藤原百川、和氣清麿、姉の法均尼などいふ人はいづれも皆有爲の才能ある人であるが、清麿などは道鏡が帝位を希望したとき孝謙

天皇が彼を引出して使はれたから清塵も十分の事を奏聞してそれが爲めに道鏡が天位を希望することも防止した、兎も角も人を用ゆるの明かあつて大事に當つては動すべからざる性質があらせられた、押勝や道鏡を寵愛せられた爲めに随分醜聲も聞え渡つて居るが、それは丁度則天が二代の皇后にして懷義を愛し、或は又宦官の張易之及び其の弟の張昌宗の兄弟を寵愛したと同じことである、是は兄弟とも有名な美男であつたが、則天は始終其の兄弟を近づけて居つたといふ、押勝は宦官ではなけれども紫微内相などとなつて君側近く仕へて居つたのは丁度張易之の兄弟と懷義にと當る、則天はさういふ事に付いては十分我儘をして僧や少年を近づけて居る、孝謙天皇も其の方は随分激しかつたやうであるが、そんな事は則天と孝謙帝と誠によく似て居る、孝謙天皇の御代に於ては、則天の如き御代は、また其の他にも似た點はあるが、大體はそんなことは親房卿が「神皇正統記」に書かれた通り誠に能く似て居る、則天は孝謙天皇より六十年前の人である、六十年前といへば支那の事蹟が我國に能く知れて居る時分て、尤も遣唐使が年々歳々我國から往つて居るから則天皇后の行狀、事蹟の上に付いては六十年も経た事であるか

ら我朝廷には能く知れて居る、孝謙天皇も我國には例がないけれども支那には斯様な例があるといふ事を承知せられて居り、殊に其の頃は支那の事が流行して、天智天皇の御代から代々支那の文明を移して我國を開明に導くやうになつて居るから善惡ともに支那の真似をするやうに朝廷の傾向がなつて居た、兎角他國の真似をするは善い事は真似るがよいけれども悪い事を真似てはならぬ、併し國政がさういふ事になつて居ると悪い事まで真似るやうになる、丁度今日我國が歐米各國に於けるも同様である、善い事も輸入すると同時に悪い事も輸入されて居る、則天は非常に英邁の人で、夷狄なども討平らげて能く太宗以後の事業を爲した功は支那全國に及んで居る、太宗の次の高宗は凡庸であつたから則天は高宗の生前より其の仕事をも助けて居たに相違ない、そこに高宗が崩じたから自分の生んだ中宗や睿宗を天子に立てたけれども幼弱であるから自ら天子になつて太宗以來の元勳劉仁軌、狄仁傑等の輩を用ゐて大體は唐室を盛んならしめたものである、其の中間で謀叛などをした者はサッサと殺戮して随分苛酷に人命を斷つたこともあるけれども大體に就いていへば唐室の爲めには功のあつた人である、自ら周の

世を立て二人の子を廢帝して、昶の武承嗣に天下を讓つて、周の社稷を維持しやうといふ考を起した事もあるけれども、狄仁傑などが意見をして遂に武承嗣を天子にする事を止めて、中宗睿宗が帝位に即いて、唐の社稷が再び起つた。其の間凡そ十年ばかり武氏の周の國號であつたが、そこに至つては流石は女性であるから我が實子が二人もあるに一旦天子を廢しは廢したが、現に存在して居る所へ狄仁傑等が昶子などに帝位を讓らるゝよりも現在の實子に讓らるゝ方が永々の爲めにも宜しいと諫めて遂に其の氣になつて後は唐の世となり、中宗睿宗ともに位を復する事になつた。其の間隨分擅恣の事はあるけれども、其の功も亦少からぬことである。功と罪とを比較すれば相半ばして居る。我が孝謙天皇も押勝、道鏡を寵愛せられて隨分醜聲は聞えたけれども、兎も角も聖武天皇の後を繼がれて、人才を用ゐる國家の政治を改良し、隼人、蝦夷の亂を平げ、支那では安祿山が謀叛して兵を起して居るから我國に襲來してはならぬといふので、其の防備をせられた功などは莫大なるので、怡土城の建築、朝鮮征伐の準備など、武備が整つた事など、我國始まつて以來此の時程軍備の充實したる事はない。是は前にも述べた通りで、いづれも孝謙天皇の

御代に起つた事である。唯姪行のあつた事は蔽ふべからざる事であるが、是は唯自身の慰み見たやうなものである。隨つて押勝も道鏡も謀叛をするやうになれば直に處分せられる。唐の則天も懷義などを寵愛したが、我儘をするやうになると直に罪して殺戮してしまふ。情慾に溺れて國を捨て身を捨てるなどといふ暗弱の仕方は決してない。此の點も孝謙帝と則天と能く似て居る。唯支那の方は其の仕方が總て殘酷であるから、謀叛人があつても殘酷の處分をして先きから先きへ連座する者が多い。則天の記を読んで見ると殘酷の處分に出た事が往々あるが、我國には決して殘酷の事はない。道祖王を廢するにしても、大炊帝を廢するにしても、格別殘酷の事はない。是は彼我風俗の異なる所以であるが、大體上からいふと餘程よく似て居る。我國は支那より五六十年も後れて居るから、孝謙天皇が後れて則天皇后の眞似をされたものと思はれる。

年號なども四字年號は我國では聖武天皇、孝謙天皇の間に始まつた。支那でも四字年號は則天のときがはじめてである。又一年に三年號あつたことは支那では則天の時であり、我國では孝謙天皇の御代にあつた。尤も支那では一年三年號は珍しくは

ないが、一年三年號となると年契などには中間の年號は脱けてしまふ、和漢年契を見ると孝謙天皇のときの天平感寶といふ中間の年號がぬけて居る、書きやうがないから仕方がない、支那でも其の通り如意といふ年號があるが、是は年表に見えない、我國でも天平感寶は年表中に見えない、一年三年號はあるまじき事であるに、それが孝謙天皇と則天の時にある、則天の時は前の年號は天授といひ、中の年號が如意、其の次が長壽といふ、又則天の四字年號は天冊萬歲萬歲登封萬歲通天と云ふ、さて一年に二年號の時は前の年號は改元すればなくなつてしまふ、我國でも慶應三年と四年とあつたが、慶應四年で明治元年と改元すれば慶應は三年で終つて四年はなくなる、戊辰の年は實は慶應四年であるが、四月に改元になつたから四年は消えてしまふやうになる、天平感寶は始めは天平であつて即ち聖武天皇の御代であつた、それが天平感寶となつたのは黄金が陸奥國から出たから其の瑞兆を祝する爲めに改元された年號である、天平勝寶は孝謙天皇が即位されたからであるが、一年に三年號ある爲めに中間の感寶といふ黄金の出た大切の年號は消えてしまつた、則天も中宗、睿宗を廢して自ら天子になつた、其の時支那では泰山に奉ずとい

つて祭祀をする、それで兩度改元したから一年に三年號出來て如意の年號は年表にはのらぬ、丁度孝謙天皇の時と同じである、我國でさういふ事をしやうとしても先例がなければならぬ、其の先例は即ち六十年前に支那で則天の爲したる事を例に引いて我國でも三年號並に四字年號が起つたのである、（以下省略）以上例を挙げたやうに孝謙天皇は總て則天皇后の爲したる事を例に引いて之を我國に行つたのである、それで丁度親房卿が神皇正統記に述べられたる通り、兩國の事誠に能く相似て居る、（以下省略）

## 第六章 學問の方針

### 奈良平安兩朝の比較

奈良朝の學問の方針の存する所を述べやう、奈良朝の學問は平安朝とは大に其方針が違ふ、一體我國の學問は朝鮮から傳へ王仁といふが我國に來て應神天皇の皇子方に學問を授けた、是が日本の學問である、日本の學問といへば他にはない、今ていへば漢學である、其の時は論語、千字文の二書を以て天子の皇子方即ち仁徳天

皇並に宇治稚郎子に授けた論語は即ち經書で、道德教育を主として教へる道千字文は文學上の書物で、文字を覚えさせる爲めて、文句の間に能く註解を加へて教へたものと見える、それで學問をして天子をはじめ總ての者が今日の行ひの上道德上も皆それに依ることになつて居た、其の教師は王仁を始めとして引續き朝鮮地方から我國に聘せられ、或は歸化して來たが、それ等は所謂三韓人である、三韓といつても百濟が始めて、後には新羅、高麗からも教師が來た、其の教師の中には僧侶もまじつて居た、推古天皇の御代には支那隋國と往來するやうになつて隋の學者も來るやうになつた、隋の世は僅かて唐の世になつた所が、唐からも學者が來た、其の頃になると三韓地方よりも支那の本國から多く學者が來るやうになつたから三韓とは關係が薄くなつて支那の學問を直接に支那から受けるやうになり遣唐使も追々支那に往來することになつた、其の他入唐生、留學生などを遣はされることになつて吉備眞備の如きは二十年間も留學して居つた、或は又僧侶も入唐して佛書ばかりでなく支那學も傳へて來た、

以上は奈良朝以前の我國の學問の模様であるが、其の後の時代になつては讀む書

物も廣くなつて來た、始めて王仁の來た時は論語、千字文ばかりであつたが、後には五經博士を置かれて朝鮮人が博士になつて易、書、詩、禮、春秋の五つに區別して何某は易の博士、何某は書の博士、何某は詩の博士、何某は禮の博士、何某は春秋の博士、と博士を獨立にし師匠を設けて其の教を各自に受けることにした、尤も朝鮮地方の學問を受取る時分からさういふ區別があつた、况や支那と交通するやうになつては五經は固より其の他の書物も見えるやうになつて來たが、朝廷の採用せらるゝ大體からいへば先づ法律の事、次に道德の事で、道德、法律の事を重に採用せられた、それに文字の事であるが、大寶令などは即ち法律のものであつて、其の法律の中に道德も含んで居る、總て律、令、格式、といつて四つあるが一と口にいへば皆憲法であるが、區別をすれば律、令、格式、といつて四つあるが、大寶令の如き令、總ての事の命令を以て定められる所の事を令といふ、是は法律とは違ふ、今日ていへば勅令とか省令とかで、天子から仰出されるものが勅令、各省から出るものを省令といふが、さういふものは昔の大寶令の令で公けの御沙汰事といふもので令の中には教育の主義も澤山はいつて居る、それに政治上の事もあるが、それが令である、格式といふのは時

に依つてあるもので、例へば明治の御代には斯様な格が出た、斯様な式禮があると  
いふ、今より尙一層細かなものである、格式は先例、古事といふやうなもので、格の方  
は先例の例に當り、式の方は古式に當る、併し格も式も一口にいへば令になる、律  
文は別に律書があつて之を大實律といふ、是は全く刑法である、其の律令格式は總  
て唐の世の律令格式を採つたのであるが、唐の律令格式を斟酌し少しづつ變更し  
て我國に用ゐたのである、奈良朝の前からさういふ事になつて居たが、奈良朝にな  
つても固よりそれは動かないが、唯奈良朝は學問のしやうが餘程緻密になつて、支  
那にも長く留學した者があり、又支那から有名な學者が來て學問を授けるやうに  
なり、朝廷に於てもそれを採用されるやうになつたから、學問が餘程細かになつて  
來た、併し又山城の朝に至つては大に學問のしやうが違つて來た、其の違ふ所以は  
奈良朝は前々よりの慣例を受けて學問と道德は固より政治上に用ゐる爲めのも  
のにして、それを追々細かに研究することになつた、平安朝になつては最早奈良朝  
で政治の方法などは定まつて居るから、其の上新發明の事も格別ない、唯昔の事を  
守つて少し修正するくらいの事に止まつて奈良朝の範圍外に出ることはない、但

し奈良朝に於てまだ十分に開けない學問がある、それは何かといふと詩文である  
詩文は奈良朝に於ても前代に比すれば餘程開けては來たが、まだ全體に行きわた  
らぬ、平安朝になつては其の學問が十分に開けて來て、菅原道真や其の他三善清行  
とか、紀長谷雄とかはいづれも同時代の學者である、其の例にも道真の父是善大江  
匡房、大江匡衡などいふ博士家はいづれも詩文章が長所である、奈良朝には決して  
さういふ人はない、吉備眞備の如きも大學者ではあるけれども詩文などは一尙に  
傳はつて居ない、其の代り奈良朝の學問は實際の事務の上が最も主であつて、事務  
政治、經濟、或は工藝、技術等の事は其の特色であつた、殊に工藝、技術は前回にも述べ  
た通り盛んであつて實地の學問であつた、平安朝になつては太平も打續き堂上家  
以上の學問は文華の方に少しく馳せる傾向があつて、婦人なども紫式部、清少納言  
などといふ有名な學者が出た、是等の人々は固より學問も深くあるが、主とする所  
は文選を讀んで、其の文選に付いて漢文を書くやら、それを和文に直すやらするや  
うになつて總て文學上の事は大に發達して來た、奈良朝まではさういふ事はない、  
光明皇后が屏風の銘などくらゐの事で、とても平安朝の婦人の學者に比べて見れ

ば聊かの學問で、それすら婦人にして斯る文章を書くのは珍しいといはれたくらいであるから文藝上では奈良朝は平安朝に及ばないけれども、經濟其の他實際の學は奈良朝が長じて居る、それは茲に一つの證據がある、吉備眞備が入唐して歸つたとき孝謙天皇は二十歳そこ／＼て皇太子であつたが吉備眞備は其の侍讀を命ぜられた、其の侍讀に何の書物を授けられたかといふに禮記と漢書である、此の二書を會得になるまで授けられたが、固より孝謙天皇は英邁の性質であつたから右二書を刻苦して讀まれた、其の時片假名が出来て書物に返り點を付けて婦人であるから早く會得するやうにした、即ち後世の假名付け見たやうなものを以て授けられた、其の當時は既に文選其の他も支那から來て居たにそれ等の書物を用ゐずして何故に禮記と漢書を選んだか、其の選み方に付いて見なければならぬ、抑々禮記は元と前漢の世に出來たもので、秦の始皇が孔子の遺書を焼いてしまつたのを漢の代となつて諸所より取集め或は書加へもして禮記といふものが出來た、其の後に後漢の鄭玄といふ大學者が其の註を書いた、それを吉備眞備が支那から持歸つて孝謙天皇に授けられたものである、其の禮記の中曲

禮内則篇などは、總て人間の所作のことに付いて細かなる法則を定められた所がある、その他の所には或は政治の事があるやう、或は道德上の事に付いて精微なる事が述べてあるやうにしてある、其の道德上の精微なる點を載せてある所は後世に謂ふ中庸で、中庸は即ち禮記の中の一編である、或は學校の規則などは後世に謂ふ大學で、是は皆禮記の中にあるものを別にして大學、中庸としたのである、吉備眞備が孝謙天皇に授けられたときは大學も中庸もまだ禮記の中にあつた頃である、其の他人間道の事政治上の事、總て禮記に漏れることはない、周の時代の禮、凡そ春秋の時代を経て漢の世に至るまでの支那の人間道の歴史、政治、法律、道德、一として禮記に漏れることはない、或は音樂の樂器などの事はそれが爲めに一篇設けて書いてある、萬事萬端具はらないものはない、又漢書は即ち前漢の歴史一代の事を書いたものである、其の歴史の中に漢書より前に史記があるが、史記は孝謙天皇に授けない、史記は司馬遷が漢の武帝の時大學者でもあり殊に文章も達者であるから支那開闢以來漢の武帝までの天子を始め庶人等の傳を集め、或は孔子の傳もあれば孟子の傳もあり、莊子の傳もある、或は又彼の合縱連衡を唱へた所の精神的の點も

あるし、凡そ支那開闢以來三千年間の上天子より下庶人に至るまでの事實を書集めたもので歴史が甚だ混雜して居る、史記は成程立派な著述ではあるけれども纏つて居ない、然るに漢書は前漢の世一代の事を書いたもので歴史の本體を具へて居る、さうして我國が支那の法を取つたのは重に唐の法を取つたので、其の唐は即ち漢の世を模範として政治、法律、道徳を施したものであるが、唐の世はまだ歴史が出来て居ないから唐の模範としたる漢の歴史の漢書が我國の政體、其の他の模範とするには最も適當である、そこで吉備眞備は漢書を孝謙天皇に授け奉たものと見える、尤も眞備は政治家であるから唐の模範として居る漢書を天子に授けて置けば後に政治を執られるときに總て唐の事を模範とせらるゝだらうといふ考て之を授けたのである、此の禮記、漢書の二書を選んで皇太子に授けた所を以て奈良朝の學問は前々より其の目的であつたといふことが分る、又孝謙帝以後もそれが我國の學問の法則となつた、但平安朝は奈良朝の後を承けて學問の大體は其の儘持込んであるが、唯奈良朝になかつた所の詩文は平安朝になつて専門の學者が大に研究した、尤も僧侶の方でも高野の空海師、叡山の最澄等の人々が其の時勢に隨

つて詩文を研究して、空海の性靈などは今に立派な文章が遺つて居る、奈良朝にも名僧知識があるけれども其の文集、詩集などは別に傳はつて居る、さて茲に至つて奈良朝の學問と山城の平安朝との學問風を區別しなければならぬ、尙ほ山城の平安朝の學問の事は其の處に至つて詳しく述べやうが、先づ我國の學問は奈良は奈良の専門として特別に修めたる所があり、又平安朝は平安朝で特別に修めた所がある、其の原素の違つて居る所を一通り述べて置く、兎も角も奈良朝の學問は實利上、經濟上を主とした者で所謂實學の方である、夫故最も漢、唐の法則を能く取つた、平安朝になつては少しく文藝に流れるやうになつて遂に文弱になつた、尤も平安朝の方は時代も長いからさういふ傾向になつたのであるが、文弱の弊は遂に天下を治める所の政令の權を武人の手などに取られる様になつた、

## 第七章 奈良朝文學

### 第一 詩文并萬葉集

奈良朝の文事は平安朝ほど盛んではないといふ事は前回にも述べたが、文事がな

いのではない、文事も立派に開けて居る、其證據は詩集では懷風藻といふものが出来て居る、此の懷風藻は淡海三船の書いたもので、是が我國に於ける詩集の始めてある、此の懷風藻の序は即ち淡海三船のであるが、誠に立派な文章がある、其文は長いから茲に略す、なか／＼の名文である、懷風藻には大友皇子、大津皇子の詩を始めとして載せてある、大友皇子は即ち弘文天皇の御事、詩は我が國で詩作の出来た始めて、續いて大津皇子の詩が出て居る、之は奈良朝の前大和の京の時、其他奈良朝の天皇方并に庶人の詩などが大分載せてあるが、是が奈良朝に於ける詩集である、それから歌の方では萬葉集が奈良朝に出来たが、此の萬葉集は中納言大伴家持といふ百人首などに出て居る人が、雄略天皇から大炊の廢帝、淳仁天皇までの歌を集めたものである、萬葉集には三十一文字の短歌のみならず長歌も載せてある、萬葉集が出来てから始めて我國の和歌集が出来た、さうして今に至るまで歌人は此の萬葉集を以て専ら歌を研究し、且つ萬葉集は歌のみならず古言を知ることが出来る、我國の古言、古代の文字の使ひやうは此の萬葉集に依つて始めて知ることが出来るので大に必要のものである、若し萬葉集がなければ古言は分らぬが、是があつ

て始めて後世の學者などが古言を知ることが出来る、近來の加茂真淵、本居宣長、真淵の前には契沖、阿闍梨があり、契沖の前には仙覺があり、いづれも萬葉集に手を著けた、之に依つて古言を知り、古の文字の使ひ方も知るやうになつた、又隨つて古代の風俗もそれ分る、其萬葉集作者は元と武官の家である、物部、大伴は我國上古からの武官で、藤原家は文官であつた、藤原家と並んで忌部といふ家があつたが、是も文官で、神代から文官と武官は明かに定つて居つた、所が文官の方の藤原家は追々盛んになつて武官の大伴や物部などは追々衰微して、物部などは全く其が跡が絶えてしまつた、文官の中でも忌部は姓も家も絶えてしまつた、大伴の家は後世まであるとはあつた、奈良朝時分に家持は中納言になり、其父旅人は右大臣まで立身したのは珍しきことであつた、それから後大伴は追々衰微して來たが、家持は右の如く學者で餘程の人物であつたけれども、漸く中納言くらゐで終つた、此の家持が政治に與つたのは越中守となつて長らく越中に在勤して居つた、聖武天皇の天平年間に越中守になつて居つたときに萬葉集を選したから、其の任官中に作つた長歌、短歌が澤山載せてある、萬葉集は家持が雄略天皇以後の歌を集めたといふものゝ

自作の歌も多く載せてあるからいはゞ家持の家集のやうな者である。拙者先年越中國を漫遊したとき名所舊跡を探つたが、家持がこゝに居られて斯ういふ政治を施されたとかそこで斯ういふ事に手を著けられたとかいふ事が到る處にあるといつて、今に至るまで庶民が歸依して居る、其の時拙者は詩を作つたが其の中に斯ういふ句がある、一笑漁樵譜萬集。逢人先說伴黃門。越中國に往くところには家持が萬葉集を選ばれた處であるとか、こゝで斯ういふ歌を作られたとか、萬葉集に斯ういふ歌があるが、それはこゝの處であるとかいふ事を漁夫や樵夫までが説くといふは誠に妙である。家持の政治を施したのを土民共は今に慕つて居る、尤萬葉集の中には家持が越中守在勤中使つて居た屬官の者共今ていへば判任官以下の者の作つた歌も載せてある。家持が越中守任官中は屬官に至るまで皆歌を詠み長歌を作ることにも覺えたものと見える。時の文化は斯ういふ處まで進んで居ることを察するに足る。

淡海三船は平安の始頃まで存命であつて、桓武帝の詔を奉じて神武天皇以後光仁天皇まで四十九代の天子の謚を選んだことがある。即ち神武とか綏靖とかいふ仰

名は本は神日本磐余彦天皇神淳名川耳尊といふ長い御稱號であつたが、それでは餘り長過ぎて覺えにくい、又同じやうな御名があつて紛はしくもあるから、皆二字づゝにまとめて謚を選むことを三船に命ぜられた。三船は固より大學者であるから其天子の御性質并に一代の御事業に鑑みて皆それ相當の謚を付け奉つた。神武天皇の如きは其の名の如く誠に神武で大八洲國を平治遊ばした。又綏靖天皇は神武天皇の後を承けられて誠に綏靖に御代を治められたから綏靖といふ其の謚の付けやうは實に的當で四十九代みな一字も動すべからざるものに出來て居るが、三船の學問が推して知らるゝ事である。淡海三船といひ、大伴家持といひいづれも奈良朝の人で平安の朝までも生存た人であるが、其最も盛んなるは奈良朝のときであるから奈良朝の人といつて宜しい。

家持は不幸にして死後に罪を受けた。これは妙な事であるが、平安朝になつてから桓武天皇の延暦三年に中納言藤原種繼が暗殺された。其の暗殺は大伴姓の人で、其の罪人が捕はれて裁判になつた所が、其の者が白狀するには此の暗殺は同家の家持が主謀であるといふ、それは別に證據はなかつたが、其の者の申分が採用されて

遂に家持は死後に罪人となつて除名され、其の子は流罪に處せられたからそれより大伴家は追々衰微するやうになつた家持の死後に同族の者が人を殺して其の者の言が取上げられて死んだ家持が罪せるといふのは奇異な事であるが、此の事に付いて段々考へるに、一體藤原家は自分の宗族より立優つた者があるとか、罪を構造して之を斥け己れ獨り全權を得やうとする考を起すのが慣用手段である、前回にも述べし如く橘諸兄は朝廷に用ゐられて其家から皇后を奉るくらゐで一時盛んであつたが、其の家も後に潰れてしまつた、又物部の家は前に潰れてしまつて大伴は僅に存して居たが、右のやうな譯で、是も家持の父旅人は右大臣にまで昇身したが、家持の代になつて死後に罪せられて追々衰微することになつた、詰り藤原家は他家が盛んになつて大臣格以上になると之を妬み何か罪を被らせて排斥する手段を取つて居る、家持の死後の罪案なども恐らく藤原家の慣用手段から出たものではないかと思ふ、是は獨り大伴家のみならず何人でも少し勢を得て藤原家に迫つて来るやうになると排斥されて橘家などは遂に絶えるやうになつた、橘家には氏の上があつて藤原家にも宗族の長上があつたが、橘家は衰微して遂に

橘家の氏の上も藤原家の方で兼ねるやうになつた、是はズツと後世の事であるが、斯ういふ譯であるから家持死後の罪案も實は疑はしいのである、旅人は大臣になり家持は中納言で終つたが兩人とも大學者で先祖の祭なども是から生れた者ではないかと思ふ、家持の詠んだ萬葉集の歌を見ると勇壯な歌がある、大伴の家に生れた者は尋常では死なぬ、大君の爲めに身を盡して死ぬ、後世でいへば君の御馬前で討死をするといふのが、我が大伴の武官の性質である、と歌ふてある、凡て家持の作つた歌はさういふ調子で誠に勇壯である、それを見れば我國の武人の性質は上古より斯様な者であつたといふ事が能く分る、世間の人は武家は源平の時より始めて出来たものであると思つて居るけれども、それは我が國體を知らざるものである、抑々武士を「ものふ」といふは物部の事、物部の先祖は宇摩志麻治命といふ神武天皇に隨つて諸門衛を司つて居た人で、今日でいへば近衛長官であるが、其の家が物部の姓になつた、其の物部は後世の「ものふ」である、それと同じく大伴は朝廷に仕へて代々武官を勤めて大伴連、物部連と稱して居つた、連は今でいへば大臣であるが、上古は武臣なれば連といひ、皇族なれば大臣と稱した、彼の武内宿禰など

は皇族であるから大臣と稱したのである、物部、大伴、大連と稱して大臣家と並び立つて文武官を兼ねて居つた、藤原家は元と政事を司る家柄であるから即ち文官である、所が物部は彼の聖徳太子の時分に滅びて其の後全く絶えはしないけれども追々滅亡するやうになつた又大伴家もそれと同時に段々衰頽しながらも奈良朝までは家持などが居つて戦争があれば戦争にも出るし、鎮守府の將軍にもなつた事がある又内に仕へては左右の大辨、大納言になり、又出ては諸所の國司になつて居る、然るに家持が死後に罪せられたるは意外の事、或は藤原家の慣用手段に罹つたものかと思ふ、

第二 萬葉集宣命

前回にも萬葉集のことを述べたが、今回はその萬葉集のこと並に奈良朝の祝辭、詔勅の書きやうに付いて述べやう、一體我國には一種の言葉がある、或は朝鮮から來或は支那から來たのもまじつて居るやうなれども、我國は言葉の國と稱して上古から文字はなくて天然の言葉がある、これはどこの國も同じ、とてあらふ文字は其の言葉を寫すものとしてあつた、故に言葉が主で文字は奴とするとある、其の言葉

いて之を後世に傳へるといふとが始つて來たが別に我國の文字はないから支那の文字を以て言葉を寫すことになつた、即ち日本書紀古事記の類は皆それである萬葉集も同様で字音字訓を以て短歌、長歌を書いてあるこれを萬葉假名と云ふ、萬葉假名はおもに字音の方を云ふ其の言葉の儘に傳へる者は何が遺て居るかといへば朝廷の詔勅と神を祀る祝詞と歌詞の三つで、此の三つは古言を其儘に傳へるものである、古言を傳へるにも支那の文字を借りなければならぬからそこで詔勅や祝詞は支那の文字を書いて其の間に註のやうに言葉を添へて書いてある、例へば  
現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止勅大命乎諸王諸人百官人等天下公民衆聞食  
宣高天原爾

とあつて、天皇詔旨止と書いて、天皇といふ字は漢字であるが、是は「すめら」と訓む、天皇の下に註して「が」といふ字を萬葉假名で送つてある、「詔旨」は漢字で書て「詔旨止」と「止」の字を註にして送つてある、「宣」の字は「のたまふ」と讀むから「宣ふ」と「宣」の下に「ふ」の字が送つてある、又「みこと」の「と」をの字が註にして送つてある、「衆聞食」宣とも「ろく」は「衆」の字が書いてあつて「聞食」と書いて「と」の假名がある、「のたまふ」と又「ふ」の

字がある、宣命即ち神を祀るとき祭文も其の通りである。みこと。のりらまをいふ「らま」は詔勅を添へた言葉で我國の語格である、之を宣命體と稱して詔勅、祝詞の二つには此の文體を用ゐる。

今一つは歌であるが、歌は初めから三十一文字ときまつて居て、五字、七字、七字、七字、五字で五字にはじめて五字で留める、是は假名ばかりで書くことになつて居るが、いろはの假名は平安朝に弘法大師の作つたもので、其の前に吉備大臣の作つたのは五十音のアイウエオで、是は片假名である。片假名は早く出来て居つたから平假名の出来る前は歌も片假名で書いてあるが、片假名では妙な格好で後世から見ればおかしいやうであるが、外にしやうがないから片假名で書いてある、又片假名で書くのは見にくいから萬葉假名が出来て居る、萬葉假名は支那の眞字で一字一音で取つたもの、又訓で取つたものがある、訓は二語でも三語でも四語でも讀ませて取れば文字に讀ませて取るから語数は定まらぬ、其の音と訓とを交ぜて書くのが萬葉集の體で、即ち萬葉集以前の歌、又史上に間々ある枕詞などもそれがかいてある。

宇奈原能、邊爾母、奧爾母、神豆麻利

とあつて、宇奈原能の「原」は訓である、邊爾母、奧爾母の「奧」は又訓で、其他は皆音である。「神豆麻利」の神は訓で、「豆麻利」は音である、上古は歌も文詞も皆萬葉假名で書いたものである。

又詔勅も祭文も同じ文體で、前の「現神大八洲所知倭根子天皇詔旨」といふやうに長い假名が交つて居る、兎も角も天武帝の御代の頃となつては詔勅でも祭文でも皆我國の語を支那の文字で寫したものである、此の書きやうはズツと上古からあつたもので、奈良朝に至つて益發達して來て六國史の中、日本書紀は全く漢文でそれに詔勅を載せてあるのは、すべて漢文に改めてある、それも元は宣命體の文章に書いてあつたのを書紀編輯の時に其文を捨て、漢文に改めてしまつた、それはどういふ理由かといふに、日本書紀は外國に出す積りで編輯したものであるから、特に「日本」といふ字を用ゐる漢文體に書いて支那、朝鮮、其他國々に我國の歴史を知らせる爲めにしたのであるが、或人は外國に出すは主ではないと云ふ説もあれども、當時の宣命體式は祭文體に書いたものを悉く捨て、しまつたのは誠に惜しいことであつたと本居宣長などは云ふて居る、續日本紀を書くときに至つて其の事を鑑



るといふ考が世人の脳髓に横つて居るけれども、右等の事實を以てすれば決して佛法信仰ばかりではない、我國體今の言葉でいへば國粹を存立して、後世に傳へる正史より古典に達して居ることは此の二書を以て能く分るゝのみならず、萬葉集の中に載せてある所の歌、長歌などは悉く我國體を維持する言葉が篇々籠つて居る。前回にも述べた通り家持の歌は大に慷慨心を起させる國體の作がある。獨り家持ばかりでなく奈良朝の歌人文人の萬葉集に載せてある文言を見れば國體を維持し、又國風並に習慣人情教育等に付いての言語に現はれて居る所は支那諸國に比して露ほども遜色は見えない。萬葉集の歌は樸實にして威風あり他に對して一歩も退かない精神が十分に溢れて居る。後世の勤王家などが慷慨とか悲憤とかいふものを詩に歌に吐くけれども、萬葉集に比すれば十分の一、百分の一にも足らぬことである。そこで奈良朝は佛教を信仰し支那風を移して百事支那風に天竺風になつたと非難するは淺はかなる見様である。

奈良朝は非常に慷慨心、愛國心の歌文に顯はれたるは獨り家持ばかりではない、國民皆さうである。又奈良朝は文弱に流れて居るといふ疑があるが決してさうで

い。是も萬葉集を證據にして能く分る。山上憶良といふ人は家持と同時代の人であるが、憶良が或時天子の御前に出て退出するとき一首の歌を詠んだ。其の歌は「憶良らもいまはまからんこなくらんかのそのはしもわをまつらんぞ」とある。いまはまからんとは御前を退出致さうといふこと、こなくらんは家に居る子供が父が歸らぬという泣いてくゞざらうといふこと、かのそのはしもは其子の母即ち自分の妻といふこと、わをまつらんは我歸りを待つてあらうといふこと、子か待ちかねて泣いてくゞざらう妻も家で待つてゐるでくゞざらうから最早御前を罷出て退出仰付けられたいといつて退出したといふ誠に當時の人情は質朴にして毫も飾りなく、天子の御前でも右様の歌を詠んで退出した。之を以て奈良朝の君臣の間の隔意ないことが明かに分る。後世からいへば直情徑行で失禮といふか知らぬが、君臣の間に懸隔がないから國力が強いのである。又他に一步も譲らないと云ふは聖武天皇が奈良の大佛を建立せらるゝとき、圖を引いて世界中の一番大きい佛像を調べられた所が、唐の長安の大佛が一番大きいといふとであつた。そこで其の大きさはどのくらいあるかといふ、長さが六丈あるといふので、我國の大佛を六丈三尺餘殿の高さ十五

丈六尺にされたから、世界第一の佛像となつた。斯様に外國に負けるとは決してない、それ故に佛教を用ゐられてもそれが爲に國體を損するやうなことはなさらぬといふが、當時の朝廷の精神であるから、それが自然風俗にも推移り又詠歌等にもあらはれて、萬葉集なども出來た。我國の國體を論ずるに先づ萬葉集が第一である。我國には一種の言葉があつて皆法則があるから何國へ出しても筋道の立つたもので決して野蠻の言葉ではない、自然に五音總通の語格に當つて居る。文字の清濁などもはつきり規則があつて萬葉假名を以て歌を書くにもかといふときは清音の假名がありがといふときは濁音の假名が違つてある。又清音のときはひの字が使つてあり濁音のときはびの字が書いてある。例へば、かかのかくにといふときはかかは清音であるから加の字が書いてありがは濁音であるから賀の字が使つてある。又ひの字も其の通りて、泥土養の神といふときは比の假字が書いてあり、毘盧遮那といふときは毘の假字がかいてある。又平上去入は支那の語格であるが、我國の語も平上去の三聲が區別してあつて、古事記の本文などは是は去聲、是は上聲、これは平聲と區別してある。たゞ我國には入聲はない。例へば泥土養神、沙土養神といふときは泥

土養の養は上聲であがる。沙土養の養は去聲でさがる。同じく神の名でも上聲と去聲の讀分けが出来るやうにしてある。そこで今でもはしといふ詞に、渡る橋と飯を食ふ箸と物の端と三種あり、かみといふにも神と上と髪と紙と四種ある。此類を今日の人は一尙語學を知らずして無茶苦茶にいふが、それは自然に平上去の三聲に大凡はいひわくるから、聽く人も其とわかる。昔の人は其をはつきり云ひ分けて居る。是は我國の語格が古よりきまつて居るからである。書いてある、さうして萬葉假名は訛りが無い、後世になると訛りが出來て居た、それで語格を調べやうと思へば是非奈良朝時代に依らなければならぬ。平安朝になると段々誤謬を生じて居るから兎も角も奈良朝までは我國の言語、文字、風俗、習慣、等もごく正しいことである。奈良朝は佛教三昧で國體を汚したなど一概に論ずるは歴史に暗い説で、流石に本居などは佛法嫌ひであるけれども、詔詞解の詔勅の中には佛法に關する事が澤山あるが、それを少しも厭はずして古言の上からいへば奈良朝の詔詞は、我國の言語の模範とすべきもので、此のくらの珍重すべきものはないと反覆述べてある。學者も本居ぐらゐになると著眼の點が大きいから随つて其説も大きいのは感服す

べき事である。第三 語部、風土記

我國の上古には文字がない、文字がないから語り傳へることを歴史にしたものであるが、其の語り傳への話を専ら職業として居る者を語部カマリと稱した、此の語部は諸國にあつたもので、其の語り口は古傳説を傳へて、丁度爺々や婆々が桃太郎の話を子供などに話して聽かせるやうなものであつた、併しそれは神代からの事を話し傳へるから、決して杜撰のものではない、口から口に傳へて居る正確な話である。さうして語部は話に節を付けて語るから、丁度後世の平家物語とか浄瑠璃語りのやうな案排に、面白く調子を取つて語る、其の語部は何の時代に始まりしか不詳なれども、齋部イハ廣成が古語拾遺に、上古之世、未有文字、貴賤老少、口口相傳、前言往行、存而不忘とあれば、いと古き時代よりありしものと思はるゝが、是も淨見ヤホ原ハス天武の朝ごろより、大に發達し、元明天皇が天武の遺志を繼がれて穿鑿された、當時稗田阿禮ヒエダアレといふ語部の有名な人があつたが、是等の語る所が、古事記、日本書紀の著述の元になつたのである、是は大和朝時代の事であるけれども、併し奈良朝になつて語部の語り傳

へたる面影が最も能く後世に知れて居るから、茲に其の事を述べて置く、又諸國の風土記といふものがある、元明天皇の和銅六年に勅して諸國の風土記を奏進せしむとあるが、初であるが、是は皆語部などの語り傳へられたる事がら編輯したもので、諸國から追々奏上したが、その本書大方散逸してしまつた、それが所謂諸國の風土記であるが、今は漸く四つ五つ傳つて居る、今でも總國風土記と云ふがあるけれども、それは後世から編立てたもので、本當の風土記ではない、確に古の風土記といひ傳へて居る、出雲、播磨、常陸、肥前、豊後、これを五風土記といふ、其の中出雲の風土記は最も古いもので、其の中に奈良朝の事を書いてある所がある、それは出雲國意宇郡安來郷オウノコウリヤスキナガといふ處に、語臣猪麿カマリノイモ其の子語臣等ヒトシといふ父子があつた、語臣は即ち語部のことである、語臣猪麿は丁度奈良朝の聖武天皇、孝謙天皇の御代の人で、それ等の語り傳へたる語が出雲の風土記に載つて居るのは、猪麿に一人の娘があつた、其の娘の子はまだ幼少であつたが、或時比女ヒメメ岬といふ海岸に遊びに出た所が鰐が來て其の子を捕つてしまつた、其の時分の鰐といふのは鮫の事である、凡て我國の書物に鰐と書いてあるのは、支那南方の安南、暹羅、邊に居る鰐とは違ふ、鰐は



爾河船之毛々曾々呂々爾國々來々引來縫國者自去豆乃打絶而八穗米支豆皮乃御埼也此而堅立加志者石見國與出雲國之堺有名佐比賣山是也亦持引網者齒之長濱是也亦北門佐伎之國矣國之餘有耶見者國之餘有詔而童女曾鉏所取而大魚之支太衝別而波多須々支穗振別而三自之網打掛而霜黑葛聞々耶々爾河船之毛々曾々呂々爾國々來々引來縫國者自去豆乃打絶而狹田之國是也亦北門良波乃曾々呂々爾國々來々引來縫國者自去豆乃打絶而狹田之國是也亦北門良波乃國矣國之餘有耶見者國之餘有詔而童女曾鉏所取而大魚之支太衝別而波多須々支穗振別而三自之網打掛而霜黑葛聞々耶々爾河船之毛々曾々呂々爾國々來々引來縫國者自去豆乃打絶而狹田之國是也亦北門良波乃見者國之餘有詔而童女曾鉏所取而大魚之支太衝別而波多須々支穗別而三自之網打掛而霜黑葛聞々耶々爾河船之毛々曾々呂々爾國々來々引來縫國者自去豆乃打絶而狹田之國是也亦北門良波乃網打掛而霜黑葛聞々耶々爾河船之毛々曾々呂々爾國々來々引來縫國者三穗之埼也持引網者夜見島是也固堅立加志者有伯耆國大神岳是也今者國引訖詔而意宇杜爾御杖衝立而意惠登詔故云意宇

とある其の意味は「國引坐八束水臣津野命詔」といふは國を造る神があるそれは八束水臣津野命と稱する神である其の神が八雲立出雲國はまだ出來たばかりで國

が小さいからモット大きくしなければならぬといふ事栲衾羅紀乃三埼矣といふは新羅といふ事で出雲と向ひ合つて居る所が三埼といふ土地である其の三埼は國が豊かて餘計な土地がありはせぬかと思れば國の餘りがあると詔ひて其の餘地を我國に持つて來て出雲國の漸く出來上つたばかりの小さい國へ付けて廣くしやうと八束水臣津野命が考へられたそこで童女曾鉏所取而大魚之支太衝別而波多須々支穗振別而三自之網打掛而霜黑葛聞々耶々爾河船之毛々曾々呂々爾國々來々引來縫國者自去豆乃打絶而八穗米支豆支乃御埼也といふは向ふに國の餘りがあるかと思つて愈々餘りがある其の向ふの餘りのこと童女曾鉏所取而といふは枕言葉で曾の廣いことと上古の女は曾の廣いのを珍重したものでいかにも肺病などの憂のないのは曾の廣い方が宜しい今では曾の廣いのは美人になつて居たと思つて居るが上古は體格を選んで曾の廣いのが美人になつて居たと思つて居る曾の幅の廣い事を童女の曾に喩へたので幅の廣い鉏鉏を取つて向ふの土を我國に多く持つて來なければならぬ大魚之支太衝別而といふは魚の頤の處を支太といふ大きな魚の頤と大きな鉏を以て缺いて取るやうに新羅國の片端の廣い處を

鈕を以て取つて來るといふ事、波多須須支穗振別而といふは須々支といふことが上にあるから穂といふので穂振は屠といふ意味で、穂振別而は向ふの國の土を取つて來るといふ事、三自之網打挂而は三つをかけた極く強い網といふ事、其の強い網をかけて屠つた土を霜黒葛聞々耶々といふは、霜黒葛は枕言葉で、土を引いて來るに聞々耶々にこちらに持つて來るといふ事である、河船之毛々會々呂々といふは、河船之は枕言葉で、毛々會々呂々は徐々といふ事、國々來々といふは向ふの國の土を持つて來るに國來い〜といつて徐々引いてこちらの意宇郡の海岸を持つて來て、引來縫國者向ふの國土を持つて來てこちらの國土に付けて廣くした、其の取つて來た向ふの國は去豆乃打絶といふ地名で、こちらの地名は八穂米支豆乃御埒て即ち大社のある處である、其の邊は朝鮮の餘りある處を取つてこちらの足らざる處を補つて拵へた國である、八束神が右の通り三度新羅國を割いてこちらに持つて來て大きくした處であるといふ語部の語り傳へが風土記に載せてある、誠に古色あつて面白い文章である、出雲國は元と朝鮮と向ひ合ひてあつたから何も斯も朝鮮から持つて來た、總て朝鮮の方が早く開けて居てこちらは未開であつたか

ら朝鮮から何も斯も持つて來て出雲の大神などは國土を經營されたといふ事が爺や婆々が桃太郎の話のやうに、昔からの語り傳へを其の儘に書いたのが出雲の風土記である、五風土記の中他の四風土記も古いものであるが、此のくらゐ面白く書いたものはない、別けて國引の段といふは最も古代を想ひやられて目出度い珍しい文章である、拙者は語部の事に付いては種々穿鑿を遂げ、古人の説も調べて既に一書を成して居る、それは神代の史を編輯した其の中に、語部考と云ふ一篇がある、詳しい事はそれに載せてあつて近々に印刷する積りであるが、今奈良朝の講義をするに當りその大略を演べて置く、

#### 第四 古京遺文

狩谷掖齋の著はしたる「古京遺文」といふ書がある、古京は即ち奈良で、奈良の碑の銘や鐘の銘や或は墓碑或は佛像記の類を集めて古京遺文といふものを著はした、尤も其の中には奈良朝以前に出來たもので奈良地方に遺つて居るものとか、法隆寺に存してある古文書とかいふものも載せてある、法隆寺は聖德太子の建てられた寺で奈良朝よりズット以前に出來た寺であるが、奈良地方にある所から矢張り古

京遺文の中に載せてある又奈良より遠く離れたる所の奥州の多賀城の碑上野の多胡の碑下野の那須の碑の如きは奈良地方にあるのではないが奈良朝時代に出來たから是も本書の中に載せてある一體狩谷掖齊は古を好むこと厚くして學問も和漢共に深き所から遺文を集めたのであるが是まで例のない事である掖齊は「古京の事を思出し大に感じて之を書いたものと見えるが今に此の事は持てはやされて居る」

我國の文章で或は金屬或は石などに刻み付けてあるものを數千年數百年の後に傳へたるは此の「古京遺文」が最も古い其の以前にはないのである「古京遺文」のはじめに載せてある觀世音菩薩造像記といふ文章は法隆寺の文庫に收まつて居るが其の文章は

歲次丙寅年正月生十八日記高屋太夫爲分韓歸夫人名阿麻古願南无項來作奏也とある此の「歲次丙寅年」といふは推古天皇の十四年に當る歲次の歲は歳星のことである正月生十八日といふは正月の次の月が蘇生してから十八日目といふことであるから即ち正月十八日のことである生の字が書いてあるのは當時我國に曆

がないから月の出るのを目的にしてそれから日を算へたものである正月といふ月の字は下に掛つて往く正月の月が生れてから十八日目といふことである月の蘇生するのは朔日である朔日といふ言葉は月の生れるといふことと即ちつきたちといふことである前の月は晦日になくなつて朔日になると月が少しばかり蘇つて來る正月生はそのことを書いたのである支那にも此の例があつて書經の中に哉生明といふことがある哉ははじめなりといふことと始めて生れる明といふことであるから即ち月が生れたことである上古月を以て曆として居つたのは和漢共に同様であるが珍しい書方である天智天皇の御代には曆は出來て居たけれども對馬國から朝廷へ献上物をしたときの書類の中に月生二日とある即ち月が生れて二日目のことであるから其の月の二日に相違ない當時曆は出來て居たがまだ對馬の邊までは行涉らなかつたものと見える日本書紀の中の天智天皇の紀の中に右様の書方が載せてある觀世音菩薩造像記は文字の最も古いものであるがそれを眞先に「古京遺文」に掲げてある

次に法隆寺の釋迦の像の後光之銘といふのが「古京遺文」に載せてある佛像の後



が是は道昭より後の道登といふ和尙が架けたといふことを掖齊が考證して古京遺文に書いてある。道登も道昭と同じ宗旨で奈良朝の人であるから、宇治橋の碑文も茲に掲げてある。其の他は墓の銘で或は碑銘もあり或は墓誌もあり或は墓碑もあつて何某の墓誌とか何某の墓碑とか澤山集めて載せてある。それから上野下野邊にある碑も矢張り墓碑の類であるが餘程古雅なもので、那須の碑などは草原の中にあつたのを水戸黄門光國卿が之れを發見して世間に知れるやうにされたが今では立派な物になつて居る。これは文章も随分長く年號は永昌とあるが、永昌は朱鳥の誤りであるといふ。朱鳥の年號は國史にはないが彼の大化の時分に朱鳥といふ年號があつた。あかみどり」と和訓が付いて居る。尤も和漢年契にはないが或書に朱鳥フカヒトリは大化の前の年號であるといつてあるが、設令朱鳥の年號があつたにもせよ、那須の碑は矢張り永昌と確に見えて居るから、これは永昌であるが、永昌は支那の年號で當時支那に永昌といふ年號がある。故に此の文章を書いたのが朝鮮人で、朝鮮は支那の正朔を奉じて支那の年號を用ゐて居たから、朝鮮人が支那の年號の永昌を書いたといふ説があるが、其の説が正しいやうである。掖

齊は矢張り朱鳥の方が宜しいといつて居る。尤も朱鳥と永昌は文字の形が似て居るが、其の誤りであるといつて朱鳥の説に従つて居るが、是は永昌の方が正しいと思ふ。那須の碑は文章が良くて他の上野下野にある多くの碑文と違つて居るとも日本人で其時代には是程の文章をかく人はないから、いづれ三韓人が筆を執つたものに違ひない。さうして當時我國にはまだ年號がなかつたから支那の年號を書いたものと見える。那須の碑は名文であるから別に其の文章が傳つて居り印刷したものである。それから多賀城の碑は有名なもので、仙臺の領分にある。仙臺の城下を距ること僅に三四里ぐらゐの處にあるが、多賀城の碑は奈良朝の時分、惠美押勝が紫微内相の官になつたとき、其の子朝狩が鎮守府將軍になつて城を多賀村に築いた。其の時に建てた碑文であるが、其の碑文のある處から西何々を距ること何千里、何處を距ること何百里と書いてある。京都を第一として、肅慎、靺鞨、今の北海道、向ふの朝鮮地方、山丹邊までも此處から何千里と書いてある。多賀城の側に建つて居たから、多賀城の碑といふので、是は正しく奈良朝時代のものである。

いつて綱村の時分に出来たものであるといふ説が専らある、昔の論議も多賀城の碑はなか／＼名文で書も能いから之をつくるのは容易のことではない、綱村の時分に出来たものとすれば何人が綱村の命を受けて書いたかといふに、當時佐久間洞巖といふ儒者があつた、是は新井白石と問答などをした人で、新佐手簡といふ書が世間に行はれて居るくらゐで新井白石と問答往復をするくらゐの大學者である、此の佐久間洞巖が藩主綱村朝臣の命を受けて竊に作つたものであるといふ説があつて是には證據がある、尙ほ詳しい辯解は「史學雜誌」に載せてあるから茲には略す、多賀城の碑は綱村朝臣が洞巖に命じて作らせたので後世偽作したものである、即ち仙臺藩が陸奥國の名所古跡を仙臺の領分に集めてしまつた、多賀城の碑も其の一で今ある所は仙臺の領分ではあるが本當の碑はズツと以前になくなつたのを後世偽作したものであるといふ、拙者なども其の説に左袒しやうと思ふが、掖齊は多賀城の碑は矢張り古の本當の物であるといつて「古京遺文」に載せてあるから此の事も序に述べて置く、この「奈良朝史」に於ては「多賀城の碑」の條に「多賀城の碑は、古京遺文に載せてあるから地中から掘出した墓誌があるがそれを茲に集めてある、それは奈良朝の

ものもあり其の前のものも大分あるが多くは奈良の地方に於て見出したものである。或は年代は奈良朝より前であつても奈良地方で見出したものもあり或は他の地方のものでも年代が奈良朝に當つて居る爲めに茲に載せたものもある。地中から掘出す墓誌は二通りあつて今日でも高貴の人々が歿せられると墓誌を書く。其の墓誌は地中に埋めるもので或は石に刻し或は金屬に彫つて地中の棺の周圍に置いたり棺の中に入れることもあるが多くは棺の周圍に置いて棺と共に埋める。それは後世になつて之を掘出すと何人の墓であるといふことが知れるためである。數千年數百年を経れば土地も變遷して證據がなくなつてしまふから是は誰の墓であるといふことを知るには墓誌がなければならぬ。其の墓誌が出て始めて是は誰の墓といふことが知れる。今日でも皇族や大臣などが歿せらると墓誌を作つて埋めるがそれは上古からある事である。墓誌に二通りあるといふのは、石や金屬に彫刻して棺と共に埋めるのと別に火葬の墓誌と云ふがある。火葬の墓誌は少し形が違つて火葬した骨を入れる骨壺の蓋や骨壺に墓誌の銘を彫付けたものであるが、文字の少いのは蓋に彫つてある。彼の吉備大臣の祖母の骨壺の銘などは蓋

に彫つてある。又吉備大臣の母のは骨壺に書いて滅金して錆が止めてある。祖母の墓誌は備中國下道郡今の小田郡から先年發見して今は寺に藏してある。是は全く火葬の骨壺で其の骨も遺つて居る。其の祖母の方の蓋の墓誌は吉備大臣の父が書かれたものである。其の類は「古京遺文」にも載せてあるが威奈卿之墓誌といふのがある。是も火葬の骨壺で大坂の天王寺に保存してあるが圓形の壺である。此の威奈卿の骨壺に毛彫りの文が書いてある。尤も字數も多いが壺は銅で銅の薄いのには毛彫りに文字をほつて金で塗つて錆びないやうにしてある。拙者は親しく見たが今でも滅金が遺つて居て立派な壺である。吉備大臣の祖母の骨壺も見たが是も銅で作つてあるが厚くて細長い形で鹿末な物である。火葬の骨壺は右の通りである。また山城の邊に追々發見される墓誌は鐵并に銅の延金で作つたものがある。其の延金は蓋のやうな形を爲して短冊の如き格好でそれに官位姓名が記してあつて墓誌ではない。官位姓名があつて年號のあるものもないものもあるが、其の短冊のやうな板を骨壺の中に入れてある。其の壺は細長く厚さ一寸ばかりもある丈夫なものである。壺の中に右の板を入れて蓋を確として棺の中に入れてある。それは墓誌

でもなく又火葬の骨藏記でもない、別に何某の墓といふことの知れる爲めに陶器の壺で琉球の泡盛を入れる壺のやうなもので藥も何も掛けない丈夫な焼の壺であるが其の中に延金の板が入れてある。それ等の文が古京遺文に見えて居る。尤も遺文には器物のことなどはかいてないが拙者の實見した所を述べて置く。それから鐘の銘である、鐘の銘は數多あるがこれは鐘の銘ばかりを集めたる著述もあつて此の方は餘程廣いが、奈良朝時代に出來た鐘の銘及び奈良地方にあるものを古京遺文に收めてある。兎も角も奈良朝は文字の事が餘程開けたもので、我國の金石文はいつ頃の時代が多かつたかといふに是も奈良朝に多くあつた。奈良の地方にある或は諸國にあるかして奈良朝が最も多い。奈良朝の文化の開けたる事は金石文の多きを以て證するに足ると思ふ。掖齋の古京遺文は結好な物であるが拙者の望む所は是では盡きぬから總て之を補つて一の金石遺文を編輯して置きたいと思ふ。奈良朝ばかりでも古京遺文に漏れて居るものが多くあるから之を補つて置きたい。支那では昔から金石遺文があつて近頃は最も盛んであるが古を訪ふには是が第一で西洋各

國でも地上にあるものは知れて居るが地下にあるものは知れぬから之を掘出して研究しなければならぬといつて専門の學者が専ら之を研究して居るといふ。さうすると地中にあるもので古代の歴史を證する事が多々あるやうになつて人類學なども是に因て證據を發見するやうになるといふ。殊に我國や支那は文字の國で文字が地中に埋没して居るから若し之を掘出したなれば歴史家などは大に力を得るであらうと思ふ。狩谷掖齋は天保年間に死んだ人で而も江戸の町人で津輕屋三右衛門と稱した有名な豪商である。掖齋は其の豪商の家に生れながら斯る文學の事に志して有益な書を著はしたるは稱讚すべき事である。掖齋の學識輸入の事來りては國政開明の事

### 第八章 女學發達

我國女子の才學の發達は奈良朝を以て初盛のときとす。其の實蹟を擧げれば述べやう。我國の女子は悪くいへば古昔は全く無教育であつたといつても宜しい。たゞ女子は男子に従ふもので才學などは不必要としたものと見える。獨り歌を詠むこと

丈はあつて神代から女子の詠んだ歌が往々史上に載せてあるが、其の歌も後世より作り足したのもあるかもしれない、もとより歌は情を述べ言葉に發するものであるから、才學なくとも自然に歌は詠める筈のものである、又女子の氣象が強くして或は夫に代つて死ぬとか、人に辱められぬとかいつて死に至るまで貞節を守る風俗も古から往々見えることであるが、それが學問上から養成したといふことは古代の女子には認められぬ、しかるに儒佛の學が這入つて來て段々國が開けるに従つて女子の才學智略も進んで來たが、其の進歩は奈良朝が最も著しい、併しそれも奈良朝に於て一時に進歩した譯ではない、漸々と進んだのであるから少しは前の歴史も述べなければならぬ、

神功皇后は非常に英邁の御性質で所謂男優りて、才も智もあらせられた、これは特殊のことであるが、それよりして追々女子が男子に代つて仕事をすることが起つて來た、即ち推古、皇極の兩天皇いづれも御女子でありながら帝位に即いて政治を執られた、是は奈良朝より前のことであるが、奈良朝に近い頃では持統天皇、それから引續き奈良朝になつては元明天皇、元正天皇も女御で天子に立たれた、女帝にな

れば自然親しく國家の大政を執られなければならぬが、随つて其の女帝の御側の女子相談役がなければならぬ、上天子が女帝であれば女子の智慧才學を要すること固よりのことであるから、神后皇后以來才學智略のある女子があつたに相違ない、神後の時に桂姫といふ女子があつたと云説がある、然るに女子は内に包まれて外部に現はれぬものであるから、男子のやうに女子の爲した事蹟が歴史に現はれる事はよく／＼の事てなければならぬ、夫故女子の事蹟は男子に比すれば世に傳つて居ないが、奈良朝に至つては前にも度々述べし通り佛法が盛んになつて來た、佛法を盛んならしむるには必ず女子からはいらなければならぬ、是は世界一般の通則で、宗教は初め婦人が信じてそれから段々盛んになるものである、奈良朝に至つては佛法が盛んになつて來たから自然婦女子の言行が追々世に知れるやうになつて來た、其の佛教の關係とそれから奈良朝では婦人の事蹟が最も國家の大事に關係した事は彼の孝謙天皇のとき道鏡の事に付いて前にも述べた通り和氣清麻呂の婦の法均尼などは國家の社稷に關する大計に任じて國體を維持し禍亂を防禦したる功は著しきものである、婦女子に付いては斯る事蹟が現はれて來たが、そ

れても歴史を讀む人がそれ程女子が國事に與つて居ることに氣が付かないといふは矢張り女子の仕事は内々の事が多くして表面に暴露することが少ないから法均尼の如きも其の爲したる事は皆弟の清麻呂の爲した事になつてしまつた唯法均尼が國家の機密に關係した事丈は國史に見えて居るが其の機密は道鏡を挑撥して之を退ける謀略であつたや否やは世間の史を讀む人が氣が付かない段々煎じ詰めれば是は尼のしたこと、清麻呂は其の取次をしたに過ぎないといふことが明かになるくらゐである。婦人の爲した事は法均尼の如き大事を爲しても不幸にして世に知れ難いものである。況んや其の他の事に付いては世に知れない事が多々あるのである。拙者は奈良朝に於て婦人の關係したる美事を世人は穢らばしい事の如くにいひ傳へて居る事蹟を大に發見した殊に彼の光明皇后及び其の皇太夫入宮子娘などはそれが爲めに濡衣を着せられて誠に氣の毒のことである。前に同じことを述べた所は略して今回は奈良朝より少し遡り奈良朝に及ぼして述べやうと思ふ。藤原不比等の後妻になられた入て橘三千代といふ婦人があつた此の婦人始めは

皇族栗隈王の子三野王といふ人に嫁して二人の男子を擧げた所が其の三野王が早逝された爲め後家になつて居た所がまだ年も若い所から藤原不比等に再嫁した此の三千代は天武天皇の内命婦を勤め、橘の姓を賜つて橘三千代と稱してズツト後までも其の官名を持つて居た。三千代は頗る聰明であつた。其の三野王に配偶中に出來た嫡子を葛城王と稱し、後に橘諸兄と稱した。聖武天皇の御代に諸兄は自分並に弟佐爲王の母は内命婦橘三千代であるから自分も橘姓を名乗りたいといふことを上表した所が許されて橘姓を賜つた。諸兄は後に大臣になつたが、是が橘姓の元祖である。是も實は三千代の爲めにさうなつたのであるが、諸兄の事に付いては後に述べやう。さて三千代不比等に再嫁した所が、先妻の娘があつた。之を文武天皇の皇后として宮子娘と稱す。その宮子娘の産まれたが即ち聖武天皇である。又三千代が不比等に再嫁して持つたる女子が聖武天皇に配して後に光明皇后である。或は自分の繼子の宮子娘を文武天皇に奉り、或は實子の娘たる光明皇后を聖武天皇に奉るといふ計らひはいづれも皆三千代内命婦の仕事と見える。して見れば三千代はなかく手腕のあつた婦人である。藤原家もそれが爲めに盛んになり、自

分の一旦嫁したる三野王の子橋諸兄も立身出世せしめ、兩家にかけて働きを爲したるは一に此の三千代婦人の手腕である。尤も三千代は天武天皇の時より内命婦を勤めて次の持統天皇は女帝であるから一層其の寵遇を受けて餘程勢のある命婦となつた。其の三千代の勢力のあつたことは諸兄が葛城王のとき上表して橘姓を賜はるやうにと願つた上表文の表に現はれて居るが、それは其の管である。それに宮子娘や光明皇后を奉つた手際などは男子と雖も及ばざることである。藤原家は彼の近江の朝廷天智天皇のときは盛んであつた。是も鎌足公が自分の娘を弘文天皇に奉つて外祖父であるから其の勢い天智天皇を補佐し奉り、皇太子の大友天皇弘文の妃も鎌足公の娘であるから非常な勢であつた。然るに天智天皇崩御の後大友天皇と天武天皇との戦争があつて近江の官軍敗北して大友天皇崩御、天武天皇が皇統を繼がれた。此の時に改革があつて近江の朝廷に屬した者は皆罪せられたから當時藤原家は全く其の勢を失してしまつた。不比等は壬申の亂には僅に十六歳ゆゑ近江の朝廷にも關係なく、又吉野の方に味方する程の年齢でもないから其の儘で済んでしまつた。それより天武天皇の御代になつて不比等は僅に直廣肆

從五位ぐらゐであつた。不比等の婦は二人あつて二人とも天武天皇の宮中に入つたが格別顯はれた事もなかつた。所が後妻の三千代を娶つてより天武天皇の内命婦といひ、天武天皇の寵遇を受けしといひ、朝廷にも勢力ある所から皇后も藤原家から奉るやうになつた。だから藤原家は再び勢力を回復するやうになつた。若し三代がなかつたならば藤原家は近江の朝廷に關係があるから天武天皇の御代には用ゐられない方であつた。其の調停を三千代がして藤原家の勢力あるやうにした。殊に三千代不比等に配して生んだ光明皇后は容貌美麗なること類ひ稀れにして光り輝いて居る所から綽號して光明子と呼んだ。くらゐである。獨り容貌の美麗なるのみならず文學上に付いては男子も及ばざる文才、文筆のあることは東大寺に存して居る光明皇后の作られた文章の中に屏風の銘といふものがあるが立派な筆跡で文章も即ち自作で左の如くである。

屏風銘曰、種好田良、易以得穀、君賢臣忠、易以至豊、詔諛之語多悅會情、正直之言、倒心逆耳、正直爲心、神明所祐、禍福無門、唯人所招、父母不愛、不孝之子、明君不納、不益之臣、清貧長樂、濁富恒憂、孝當竭力、忠則盡命、君臣不信、國政不安、父子不信、家閭不睦、

三千代は不比等の死後十年餘も長らへて居た其繼子の男子四人、即ち武智麻呂、房前、字各麻呂はいづれも三千代の取計ひに依り或は大匠となり、或は木納言となり、藤原家の勢は一時盛んであつたが、天平九年に痘瘡が流行して四人の兄弟一時に仆れて藤原家は燈火の消えたる如くなつたが、其の時大臣の官に就いたのは即ち橘諸兄である、此の諸兄は三千代の實子であるから後には又橘家から皇后を奉るやうになつて、それは即ち榊林皇后、聖母である、皇后は諸兄の孫清友が娘である、斯様に藤原家の外戚が少く遠くなる、又橘家から皇后を奉つて始終婦人が權力を得るやうになつて居る、是れ皆三千代夫人のあるが爲めて、餘程の才略のあつたものと見える、其の續きに聖武天皇の皇后光明子の生まれたる孝謙天皇は帝位を繼がれるやうになつた、孝謙天皇の事蹟は前回述べた通りであるが、之を悪い方が評すれば始めは惠美押勝に寵遇が過ぎ、後には道鏡に寵遇が過ぎて、殆ど國家が亂れんとしたといふ、天皇兩人を寵遇あられたる事は蔽ふべからざることで、之を蔽ふ説もあるが拙者は其の事實なしとはいはぬ、但し其の他の事實を以て考へ合すれば決して天皇は押勝や道鏡如き者に魂を奪はれるやうな淺墓な御方でない

ことが分る、それは第一人才登用のことなどは男子も及ばざる御明断にしてなか  
 く、變幸の爲めに政治を亂し國家を危うするやうな事のないことは明かである、橘諸兄にせよ、吉備眞備にせよ、藤原永手にせよ、藤原百川にせよ、其他石川年足など、いづれ明智英才の人物を登用せられて政治を取扱はせ、女子には法均尼の如きを左右に侍せしめて機密をつかさどらせてあるから、兩人も終に志を得ること能はずして事済むだものと思はる、此の事に付いては前回に詳しく述べたからそれに譲る、畢竟天皇の英明好學は非常なもので是れ全く女子の才學發達したる結果である、殊に橘三千代の如きは世人は知らないが、前に述べたやうな才略ある女子で藤原家の爲めにもなり、我家の爲めにもなり、先夫の家の爲めをも計り、一人て四方に當つて其の才略を逞しうした、婦人にして斯る人物が奈良朝に出來たのは當時佛法が極盛になり、女子の學問が發達したる効驗かと思はる、

### 第九章 遣唐使

吉備眞備 五十音片假名

奈良朝に於ける遣唐使のことを述べやう、遣唐使の起りは推古天皇の御代で、支那では隋の世であつた、故に本當にいへば遣隋使といはなければならぬが、隋のときでも矢張り後世からは遣唐使と歴史には書いてある、尤も隋はしばらくして亡びて唐が其の後を繼いだ、さうして唐のときから遣唐使が盛んになつて來たから遣唐使といふ、丁度天智天皇がまだ皇太子の御時天子は御生母の皇極、齊明天皇であつた、齊明は皇極の再祚の稱號で、丁度孝謙稱徳と同様である、其の齊明天皇の時代に三韓の百濟と新羅と争を起し、三韓が亂れて新羅は唐に援兵を請ひ唐より援兵を出した爲めに百濟は攻め潰されてしまつた、其の時百濟から我國に援兵を請うた、百濟は三韓中別けて我國に能く事へ、他の新羅高麗などは時々我國に就いたり叛いたりしたけれども、百濟は始終我國に恭順して居た、さういふ理由から百濟は援兵を請ひ我國より兵を遣はして唐の兵と戦つた、然るに不幸にして、我國の兵は敗られて、臣ひを得ず、其の援兵を引揚げることになつた、それが爲めに百濟は亡びたから百濟の王を始め人民總て我國に移つて來た、其の時朝鮮人が多く我國に歸化

した、其の援兵を遣はされるとき齊明天皇は筑紫まで行幸になつて海外の兵政を聞かれることになつて、太宰府に本營を立てられた、其の時天智天皇はまだ皇太子であつたが齊明天皇に従つて筑紫に赴かれ、敗軍までの間御母子とも彼地に座して御親征の姿であつたが、齊明天皇は終に筑前にて崩御まし、た、戦争の勝敗餘儀なき所から天智天皇彼地を引揚げられて歸京遊ばし、遂に皇位を繼承せられた、所が唐と我國とは敵國の姿であつた、支那は新羅の爲め、我國は百濟の爲めて敵になつたが、翌年支那から我國に使を遣はした、其の使節の趣は互に隣交をむすぶといふ事であつた、我國は何もせず居るに向ふから手を下げて使者を遣はした、是が始めての唐との往復である、こちらも一旦は敵になつたが、是は互ひの事で、向ふでも何とも其の時の事はいはずから此方でも何ともいはずして、其の使節に應じて我國からも遣唐使を遣はされた、彼れから使節を遣はした趣意は一向分らぬが、兎に角一旦干戈を交へて戦つて、彼は勝戦、我は負軍であるから、彼より特に使節を遣はし、さうもないものであるに、特に使節を遣はしたるは、畢竟我國が百濟を救ふ爲めに天子の親征まであつたのは、誠に義兵である、彼は戦争に勝つたけれども我

國は百濟を救ふ爲めて、當時新羅は唐の後援を有して居るに、百濟は弱國にして當に滅びんとして居る所を、我國が從來の交誼上より天子の親征まであつたのは義舉である。感服して、我より使節を送らざる前に、戰勝國たる彼より機嫌取りに使節を送つたので、餘程彼は我の義の固きに感じたるものと見える。それより我國からも使節を遣はされることになつたから、唐と我國とは言はず語らずの間に信義を以て兩國交際をするやうになつたから、彼も我國人の性質の美なるに感じ、又此方より使節を遣はしたる所なく、大唐といふ程あつて、當時は唐の太宗が死んで二代目の高宗の代であつたが、なか／＼盛んで、支那始まつてより漢の世、唐の世が一番國が廣い、殊に唐は西域の方まで切り從へて居り、又朝鮮も近頃唐に服して居るから、凡そ支那始まつて以來唐の世が一番版圖が廣い、そこで諸國の者は皆唐に隨從して來て居る。天竺も西域も沙漠の外も皆唐に隨從して居る、其の文明の盛んなること日本から往つた使節も感服して歸つたから、益々彼れの文明を我國に輸入しやうといふ朝廷の思召になつた。推古天皇の時小野妹子が隋に參つて、聖德太子の憲法十七條の制度を施されて、端緒が開けて居るから、それに取付いて唐の制

度を我國に輸入しやうといふので、近江の朝天智の令并に大寶令(文武)などの出來たのは、全く唐制を模擬したので、我國で斟酌を加へ、隨つて政治上の改革も行はれ、天智天武文武の時代までの間に朝廷の政治萬般の事が全く定まつた譯である、それは奈良朝の少し前の事であるから、其の處に詳しくあらうと思ふ、入唐書十卷さて奈良朝になつてから遣唐使が最も盛んになり、我國よりも人才を選んで遣はされた、それは丁度元正天皇の靈龜二年で、此の年には遣唐使の正使、副使、并にそれに隨從して往く所の留學生、其の他の人々を人選して立派な人を遣はした、此の時彼の吉備眞備も入唐し、僧侶では玄昉が往つた、吉備眞備、阿倍仲麿は留學生として往つた、其の事に付いては前回にもよつと述べた通り、又玄昉の事も概略前回に述べた通りである、此の時の留學生は儒學も佛學も共に十九年の長い年月であつて、續日本紀に留學の人々聖武天皇の天平七年に唐から歸つたとある、又續紀には斯う書いてある、當時學生播名於唐者、唯吉備及仲麿二人而已、入唐者は是まで隨分あつたけれども、其の時分の留學生は唐に名が聞えなかつた、唯有名な人は吉備眞備と阿倍仲麿の二人であつた、古今にない碩學の人が入唐して學業を成就した事は

彼の歴史に譽めてある。此の時分は入唐して歸朝すると獻上物をした吉備真備は天平七年に歸朝して朝廷に獻上物をした目錄が續紀に載せてある。其の目錄には、八自唐歸獻所齎唐禮一百三十卷、大衍曆經一卷、大衍曆立成十二卷、測影鐵尺一枚、銅律管一部、鐵如方響、寫律管聲十二條、樂書要錄十卷、五絃繩漆角弓一張、馬上飲水漆角弓一張、六露面漆四節角弓一張、射甲箭二十隻、平射箭十隻、七とある。此の獻上物の中では書物が第一であるが、同じく書物の中でも曆の書物、或は樂器などの類が大分ある。それから武具、弓、或は具足、或は矢など文武の具を持歸つて朝廷に獻上した、其の器物を持歸るのはいづれも其の器物に付いての學問を成就したといふ證である。唯器物を持つて獻上した譯ではない。其の器具は留學中研究した學科の器具である。此の獻上物を持歸つた吉備真備といふ人は在唐十九年間の實地の學問をして、曆の製作并に樂器音樂の事、弓馬の術、それから具足の製法まで残らず研究して歸つたから、即ち改曆の事に着手して、是迄の儀風曆をかへて初めて大衍曆を行ひ、又兵制軍隊の法を仕立て、武具の制作、其の用の方等も追々

に實地に施した、みな留學中の事業である。吉備真備は文といひ武といひ音樂諸藝に至るまで残らず卒業して歸られたから、是程立派な留學生は古より曾てないことである。さて遣唐留學生が歸朝して獻上する物品を目錄に書いたものを請來(將來とも書く)目錄といふ。僧徒でも最澄(傳教)、空海(弘法)みな請來目錄がある。それは多くは佛書であつて、其の佛書は即ち留學中研究したものである。平安の朝までも其の通りであつた。吉備真備は備中の生れの人で、土象の子と見えるが、父國勝は右衛士の少尉である。幼少の時より奈良に出て修業して、元正天皇の在位中二十二歳で入唐し、十九年間留學して歸朝した。其の十九年間は、唐の玄宗皇帝のときで、唐の極く盛んな時代で、開元、天寶の頃であつたから、皇帝は十分學問もあり、五十年の在位で、太平の天子と自らもいふて居る。其の間の開元年中には精を勵まし治を謀るといふ名君であつた。天寶年間以後になつてから在位が長くなつて、楊貴妃などといふ美人を寵愛し、それが爲めに朝政が亂れて遂に安祿山の亂を惹起した。五十年在位であれば晩年に至つて朝政の亂れるのも無理のないこととて、晩年の所を以てすれば玄宗は暗君であるといふ評判であつたといはなければならぬ。自らも安祿山

の亂には困却して遂に蜀の方へ逃げて往つて死んでしまひ楊貴妃も殺され、殆ど唐の社稷を失つたから暗君の所行となつたけれども、始めの程は名君であつた、吉備眞備の入唐したのは安祿山の亂の前で唐の盛んなときに二十年近くも居つて、其の文明開化の事を見聞して歸つて來た、それから段々登用されて、遂に右大臣までなつた、其の學問のしやうを考合せると、此の人の學問は浮華の學問でなくて、事務の上を能く研究して、文と武と並び修めた、それから或は陰陽術とか、又は音韻の學問とか、或は音樂の事など今ていへば科學を修めた人である、唯詩や文を書くといふ方ではなく、すべて著實の方に涉つて二十年間も勉強して持つて歸つたのが、此の人の學問である、阿倍仲麿も眞備と同船して入唐したが、此の人は奈良の京に於て非凡の秀才として、少年の中から稱せられ、十七歳で入唐した、歸朝のときも眞備と仲麿は同時に船に乗つたけれども、其の船が漂流して安南の方に漂著した、凡そ遣唐使の船は往復共に四艘の舫かひである、其のとき眞備の乗つた船も難風に逢つたけれども、幸ひに吹きかへされず、紀州に著いた、それから京都に無事に歸つたが、仲麿は別の船に乗つた、其の船には遣唐大使藤原清河も同乗して居たが、共に難

風に逢ひ安南の方に漂著して再び唐に戻つた、當時唐の都は長安にあつたから、清河と仲麿は長安に往つた、一旦歸朝の時機を失したから、兩人とも唐土に留まることになつた、さうして兩人とも彼國で没した、當時は後世の鎖國と違ひ、我國の人が彼國に往き、又彼國の人が我國に來て長く居て死んだ者も數多ある、それは歸化といふ方ではないが、自然歸化人と同様になつて居る、中頃の人から考へると奇異なる事のやうであるが、仲麿などは唐の秘書監になつて、安南の太守などになつて居るから、日本を棄て、唐の人になつてしまつたといふ議論があつて、仲麿は反覆の臣である、人臣として他國の官職を帶るは宜しくないといつて攻めるけれども、或藩の學者が、擬寄阿倍仲麿在唐書といふ文を書いて、したゝかに仲麿を誹つた名作がある、是は其の時勢に通ぜぬ論と思はる、丁度我國が維新後歐米と親密の交際をしてから我國の人が歐米に往つて彼國の雇ひ官吏となつて俸給を得、又彼國の人が我國に雇はれて、俸給を取り、又は外國の勳章を貰つて之を佩用することが出来るし、我國の勳章を外國人が佩用することもある、當時の朝廷は丁度明治の朝廷と同じやうであつた、唯其の當時は唐との交際に止まつて居たのが、今日は歐米各國

と交際するやうになつて、廣くなつたに過ぎない、當時仲麿も我國を棄て、唐に仕へたなどといふ偏頗な考を持つて彈劾することは出来ない、仲麿は吉備眞備と違ひ文學に長じて居り、和歌もよく詠んだ人で、彼の百人首に載せてある、あまの原ふりさけみればかすがなる三笠の山にいでし月かもといふ歌などは仲麿が唐に居て故郷の事を思ひ出して、奈良の都から向ふに山が見えて居る、自分の居る所は違ふが、あの月は三笠山に出た月であるといつて、故郷を思ふの情を三十一文字に詠んだ、仲麿は歌も詠み、書もかき、文もかき、詩もよく作つたが、其の詩をよく作つた證據は、有名な玄宗皇帝に奉つた五言律の詩などもあり、當時李白、王維、などといふ唐で有名な詩人があつたが、それ等の人と贈答し、李白が仲麿が死んだといふことを聞いて作つた吊詩などがある、それは仲麿が日本に歸るとき難船したといふことを聞いて、日本の使臣が難風に逢つて其の船が覆没したといふ傳へがあつたが、それは仲麿も死んだであらうといふ李白が哀悼の詩を作つた、仲麿はさういふ唐の有名な詩人と贈答するくらゐに詩をよく作つた、此の人は文藝上の學問であるが、吉備眞備はそれと違つて其の作つた詩は一首も傳はらぬ、文章も傳はらぬが、唯備

中の小田村に吉備氏の家の先祖代々の墓所がある、今でも此處であつたといふ高い丘がある、其處は眞備の祖母を葬つた所で、父國勝の書いた墓誌がある、又眞備の母の楊貴氏は大和の宇治郡大澤邑に葬られた、先年山が崩れて棺が現はれたが、其の棺に墓誌が書いてあるが、それが即ち眞備の眞筆であるが、是れは拙著の吉備大臣傳纂釋の中に寫眞して挿入して置いた、其の文は、從五位上守右衛士督兼行中官亮下道朝臣眞備葬亡妃楊貴氏之墓、天平十一年八月十二日、歲次己卯、とある、是は正しく眞備の筆蹟で、其の筆蹟は此の外には一切ない、又詩一首も傳はらぬ、仲麿は彼國で作つた詩も文も後世に傳はり文藝上に於ては譽れの高き人であるが、不幸にして在唐中に歿したから本朝に於ての事業は傳はらぬ、但し本朝と唐との交際上に就いて周旋盡力せし事はあつたと見えて、それは鑑真和尚が我國に渡海する時、吉備眞備と共に謀つて首尾能く鑑真渡海したと云ふことが史に見えた、是れは吉備大臣傳纂釋に載せて置いた、

吉備眞備の歸朝するとき袁晋卿といふ唐人を伴れて歸つた、これはまだ若い人で二十歳未滿であつたが、語學に長じ音韻の學に長じたる所より我國に歸化して大

學の音博士になつた、此音韻の事に付いて眞備は在唐中殊に力を用いて、我國の音韻の學問は正しくないから唐の音韻を學び、それによつて我國の音韻を正す目的であつたと見える、それには是非唐人の其の道に長じたものを伴れて來て共に音韻學を正さうといふ考で伴れて來て、大學の音の博士に登用した、此の時彼の「アイウエオ」の五十音を作つた筋に見える、そこで眞備は總て袁晉卿と相談して支那の音韻を移して我國の言語を正して往つた、袁晉卿は若年であつたから早く他國の言語に通じた、且つ音韻學に詳しい所へ我國の言語を學んだから容易に覺えた、さうして我國の音韻を正して大學で教授することになつた、此の事を袁晉卿にさせたのは全く眞備の力である、此の時始めて五十音が出來たから五十音は眞備の作ぢやと古來先哲が申傳へて居る、又いろは四十七文字は僧空海の作となつて居る、吉備眞備の五十音は何を元としたかといふに、天竺の「サンスクリット」を基本として出來たのである、全體天竺は音韻學が上古より進んで居る處で、音韻は世界中で一番最先に出來て居るさうである、それを基として支那、日本の言語音韻に通はして五十韻が出來た、五十韻が出來たが「キオ」の二字が足りないのを、空海其の「キオ」

の二字を補つて、あ行の「を」となし、ワ行の「い」となして、四十七文字のいろは歌が出來た、抑五十音は「アイウエオ」の五字が母音で其の母音を取除けると四十五字になる、其の四十五字に「キオ」の二字を補つたから、いろはは四十七字となつた、「アイウエオ」は母音であつて、「カキクケコ」以下はみな子音である、「カ」を長く引けば「カア」となり、「キ」を長く引けば「キイ」となり、「ク」を長く引けば「クウ」となり、「ケ」を長く引けば「ケエ」となり、「コ」を長く引けば「ココ」となる、以下みな同様で、すべて「アイウエオ」が付くから之を母音と稱して初めに置き、其の他四十五字か子音で、其の四十五字の中に「キオ」の二字が重複して居るのを空海が補つて四十七文字にした、詳しい事は藤原長親卿(南北朝の末頃の人)の倭片假字反切義解及び伴友信の「假名本末」この二書に載せてあるから、拙者は唯一通りの事を述べて置くに過ぎない、音韻の事に付いては吉備眞備の大功で、今に至るまで音韻は眞備の製作としてあるそれを伴つて袁晉卿といふ唐人が餘程此の事に盡力したが、それは世間では餘り知らない、續日本紀には正しく其の事が見えて居るが其の通りに相違ない、

吉備眞備は天平七年に唐から歸られて中二年置いて天平十年の正月、阿倍内親王

が立つて皇太子とられた、是れが即ち孝謙天皇である、孝謙天皇時に御年二十一歳であつたが吉備眞備は大學助で此の皇太子の侍讀に任ぜられて、禮記と漢書とを授け奉つた、禮記は經書漢書は歴史で經史を女帝に御授け申すには如何に御聰明でも便法がなくてはならぬから、後世のオコト點とか反り點とかいふ様なものを以て讀み易いやうにせずばならぬ、そこで眞備は袁晋卿と議つて先づ五十音を定め繼いで片假名を制り、其の片假名を本文の旁に付ける工夫をしたものと見える、此の説は伴信友が假字本末に下文の如くいふてある、

續日本紀に眞備公の事を拜大學助高野天皇孝謙師之受禮記及漢書恩寵甚渥賜姓吉備朝臣と見えたるを按ふに、そのかみ女帝に、こちくしき漢籍を讀せ奉りたるにも、はじめて此片假字を用ひて教授奉りたまへるを、めづらしく便よくもほしたるかたもありて、恩寵の殊に深かりしにもやありけむ、後世に草假字を、女假字女手などと稱ひて、もはら女さまのものゝごとくなれるにも、ちもひ合せらるゝなり、

右の説に従へば、片假名は吉備眞備の作つた五十音と同時の製作で、是は支那文字

の扁作冠等の一を取つて其の姿を略して用ふることにしたものである、所が是は唯眞備并に袁晋卿などが杜撰に作つたものかといへば恐らくさうであるまいと伴友信などはいつて居るが、然らば其の出所はと云ふに支那で琴の曲譜を書いた物を見ると、扁作冠等の一二畫を用ひて全體の字の符牒にしてあるのが、成程琴譜を見ればちよつと文字の扁作冠等の一二畫を取つて全體の字の代表としてある筋に見える、其の邊から工夫をしたものであるといふ、其の片假名の字の代表としてあるに出来て即ち吉備眞備の作で、いろは四十七字は空海の作といふは有力なる先輩の説で異論のない事と思はる、

吉備眞備は輔朝の後、右大臣となりて種々政治にも立障り、或は城を築き、或は音韻を定め或は兵隊の訓練を爲し、或は兩度仲麿道鏡の國亂に際して自ら計策して其の亂を取鎮めるなど著々事實上の功績が後世まで傳はつて居る、然らば眞備は虚文學者でなくて實學者と見える、其の事を擧げて見やう、

吉備眞備は大學者であるといふ事は世人が知つて居るけれども武事に長じてそ  
 れで偉績偉勳があるといふ事は知らぬ人が多いと思ふから先づ其事を述べやう、  
 第一築城の事、これは筑前國怡土郡に大城廓を築いた其の城廓は凡そ周圍三里あ  
 つた、今は城跡が遺つて居るが大きな城構へて之を築くに天平勝實八歳から神護  
 慶雲二年まで凡そ十三年かゝつた、十三年間もかゝつて一城を爲したくらゐであ  
 るから其規模の大なることが知れる、其の城跡には今では十八箇村ある、詳しくは  
 怡土城舊跡誌と云ふ書に載せてある、日本開闢以來始めて箇様な全備したる大城  
 が出来た、尤も其の前に城はボツ／＼出来て居た、天智の朝に長門筑紫等の城を築  
 かれたが、これは百濟人に造らせたとある、引續き天武文武の朝に難波河内あたり  
 又前に述べた奥州の多賀城或は雄勝桃井等の城などといふのは、蝦夷征伐の爲に  
 出来たものがあるが、是等はいづれも小さいもので、今でも多賀城などは城跡が分  
 つて居るが漸く砦柵ぐらゐのもので、昔はいづれも柵といふ字が書いてあるが、是  
 は即ち砦である、怡土城が出来てから始めて我國に城と云ふものが出来た、吉備眞  
 備が唐に往つて見た所が、長安城の大構へがあり、其の他安祿山が據つた范陽の城

即ち今の北京近邊であるが、其の他一方の鎮將府はいづれも大きなもので、眞備は  
 その大きな城の雛形を持來つて怡土城の建築にかゝつた、筑前といふ所は外國の  
 衝に當つて居て萬一の事があつてはならぬから、大城を築いた、昔天智天皇の御代  
 に「敵國降服」といふ四字を天皇親から書かれて筑前太宰府の八幡宮の額に掛けら  
 れたといふ程で、太宰府はどこまでも外敵を防がなければならぬから、吉備眞備建  
 言して此の地に大城を築いたものと見える、此の怡土城の建築に付いては前にも  
 云ふた通り近頃筑前で或人が怡土城跡といふものを上木して、詳しく其の中に載  
 せてあるからそれに依つて材料を得た、且つ地形を調べさせて、右大臣吉備公傳纂  
 釋の中に載せてあるから、概略其の地圖なども参考して見れば、よく分るが、此の所  
 では大略だけ述べておかうと思ふ、さて怡土城の成効する前後から吉備眞備は太  
 宰の大貳となつて、兵隊を訓練することを自ら擔任して、其の司令長官になつた、さ  
 うして太宰府に兵隊を屯戍させて親しく訓練させたといふことが、續日本紀の中  
 に書いてある、それから眞備は凡そ二十年太宰府に居て、其中に遣唐副使となつて  
 唐土に往いた、これは前にも述べた通り藤原仲麿惠美押勝が孝謙帝の寵遇を受け